オルグを派遣し組織教宣を行う。

二十三日午後会社との話し合いの結果、直ちに教育部、政策部、炭労・京の上組の長等で打合せを行つた。先ず今回は東に青中野三名の解雇問題に止め手、計画統分離に伴う組織対策とし考えるべきで、同時に賃金未払等の問題を順次してゆかねばならない。会社は口先では誠意とか言葉いとかいつてるが、現に田上氏については坑長任務が四月迄延べられてくれ、そのかわり坑害保障は最面をとつてやろうといつて、買収しかけたことがあり、現在も暴力的動きが見られるような状態である。尚、計画統分離については、組織強化手段としての組織分離ではないかとの疑問があるし、この点を当分の行動として調査検討し、組織法関係においても違反の疑いがあるので調査する必要がある。従つて、このような圧迫力、買収による会社の切崩しをはね返す態勢を早急に確立すべく、地区、炭労を含めて対策委員会をもち、目標案を立てるべきである。

として、二十四日午前十時より現地で炭労、地区、向田、を含めて対策委員会を開催、次の様な対策を決定した。

当面、団交を押し進めろと共に、会社切崩しをはね返す組織態勢をつくるため、二十五日より、解雇者地区より二〇名、新入し五名、京の上と二名、中永（京の上オニ）と二名、永田と二名のオルグを派遣して組織教宣を中心に行う。

財政的にも当面の資金につりては炭労等を中心に準備し、早急に組織部の専任役員を置くことを決定した。

※前号情報ナンバー訂正、

一五四号を一五五号に訂正の事。

No. 167

情報

九州炭労

1958年 4月26日

会社側ガラメ手から切崩しか？

二五日の連絡会議遂に開かず…

四月二四日午後一時三〇分より石炭業界に於て、炭労南吉賢島長、岡沢長、武藤北炭労連委員長、横田貫島組合長、至炭制服等等幹部甲、田中九鉱連理事が出席して連絡会議を開いた。

至炭～政府の要望については、部内討議で炭労側のいう団交に応じられるか否かについて意志統一を行い、明日（二五日）の連絡会議で回答するようにする。

炭労～至炭側は四名の連絡委員が二名しか出席していない、会社代表の二名はどうなのか。

至炭～次回より四名が出席するようにする。

以上のような至炭で二五日炭労側連絡委員は待機して居り、次回より四名が出席するようにする。

中斗教宣指針

敵は何を狙っているか？

―第二次案にひそむもの―

四月二三日中央入社（対鉱業交渉）は、九州五社（集団交渉）は午後六時半から団体交渉を行った。この席上で会社側は事態収拾のための提案をもって解決を決意し、企業の現状からは許されない道をあえてふみ切り、と強調して第二次提案を行った。この提案を幾々の要求に殺すると別紙の通りである。

会社側の第二次案は一口に言うと調整給という月額三〇〇円（一万一三円強）は絶対するが他は全て従前通りという、われわれの要求を全く無視したものである。事態収拾のためなんぞと言いながら、更にどこの底に陥ちられた会社の狙いは次のように極めて悪質なものである。

本人勤中の賃金の既得権を含まれていることにある。

一 協定期間について

協定期間は本年四月分から来年三月末までと一ケ月間としているが、これは来年度から炭労の強い要求の春斗から高度成長させることによって承認化を図り、同時に年度の時期を石炭市場の実情する要場に合わせることによって斗争を有利に導こうとする狙いである。われわれの要求は一月からであるから、当然一月にさかのぼって差額の支給を行わなければならないのに、それを放棄しようとしている。

二 基準賃金について

基準賃金の調整給月額三〇〇円（一万一三円強）のみで、その他は全て従来通りである。われわれの要求は、①初任給、②家族手当の増額、③年令別賃金の加給新定、④技能給の低下是正等、全てわれわれの切実な生活並びに労働の実態のなかから生れたものである。交渉の経過で十分に説明をつくしてきているにも拘わらず、これを全く無視して全て従来通りを押しつけようとするのは絶対認められない。しかも前の引上げについては、「時期は調整期給なる言葉を使って ベースアップではないといい、その額も三〇〇円でわれわれの要求から程と遠い、更に重大なことは、この三〇〇円のなかには現実的には支部の交渉事項である、

三 宇部炭産のランクについて

宇部炭産のランクをつけてきた。（かも炭鉱の賃金で中部炭産がランク特除を強制し、半分は本年度実施することになっていたが、それをできない団交の席上で気づいている。しかも同じ中部炭産の全炭鉱系の問題労働に対しては、三〇〇円の提案をしている。

会社の悪ラツさには何とも言いようがない。中部炭産にランクを許すことは、われわれの要求する統一賃金に対する破壊行為である。これは炭労の組織をあげて斗わなければならない問題である。

四 基準外賃金について

会社は炭労の交渉事項でもない基準外賃金について全て従来通りと回答を行った。会社は今までの交渉の三に亘り、炭労の交渉事項としてもらいたいとの要望なるものを行った。われわれは一貫して炭労の交渉事項でなく、支部もしくは資本別の交渉事項であることを明確にしてきたが、この段階においてもなお固執し今回の回答のなかでも従来通りなる回答を含めてきたのである。われわれは絶対にこれを主張する本当の狙いは、何を要望と称して強い、それを主張しようというのでなく、著しく実態の異なる中で賃金の把握は困難

であるしかも汚にならないことはわかりきっているから従来通りなる中央決定によって、われわれの要求を一切封殺しようということなのである。

五、科学化・合理化の際の賃金要求について

科学化合理化が行われた場合の労働者の状況を基礎としてきめられているものであって、作業方式の変更による労働の強度が変化する以上、別途話合うことは当然である。われわれは交渉の過程でもきめかしたように科学化・合理化に対するわれわれの賃金要求を提案として計画しようとしているのである。

六、職場・支部・資本別要求について

この問題者を一貫して流れるものは既に示したが、本人給中の諸手当、家族手当の支給を件及び支給範囲、検査規程、保証給、その他の事項、基準外賃金等、われわれが各社各において決定したいと要求事項について全て従来通りと中央決定によって均衡し、各社各山における交渉を決到しようとしていることである。これらは職場要求を含めて労働者の要求を、すべて中央決定によって無りあげようということである。職場斗争をつぶそうということに他ならない。

七、職員給与について

職員給与は賃金げは昇給とは別だという原則を基本的階級

において決めたにも拘らず、今回の提案ではわざわざ低し書をつけて昇給をこみにしようという意図を口コツに出している。

八、この提案を案を基調者はどんな考えで回答したか

イ、産業界の鉱鋼三社のゼロ、本年春斗における私鉄の一〇〇〇円、全気の四〇〇円の押つけに次々と成功した経営側は、労働に対しても賃斗を潰すために全力をあげて攻撃をかけている。この第二次案も又、鉄鋼労連、私鉄総連、全鉱に対する方針の他でなくその線上のものに他ならない。従ってわれわれは又全力をこめて斗わない限り要求貫徹はありえないのである。

ロ、石炭基幹者は、全炭鉱をこの賃斗の中に有利に利用しようとしている。「全炭鉱は生産性向上に協力しているから」と労働より早く妥協を提示して、全炭鉱は炭鉱労働者の賃金決定の主導権をにぎっているかのような幻想を与えている。そして低い額で妥結させ、その額をわれわれ労働におしつけようとしているのである。だからわれわれは、たとえ全炭鉱が労働より早く妥結したとしても、それは全炭鉱が石炭基幹者の手にあやつられたにすぎないのである。

右のような石炭基幹者の労働賃斗をおしつぶすための意図をもって次案に顕著に表している。

また国中当面賃金（四二四）は驚くべき賃金の大幅値上げをあげてきたことの裏面決定をおこなった。

No. 160

情報

九州炭労

1958年 4月29日

五月六日・炭労臨時大会招集を決定

「会社側・炭労の内部動揺を期待」
交渉全然進展せず

四月二四日の連絡会議で、「中斗発第三八号」早期解決に努力することを確認していた。にも拘らず、その後は会社側のヌラリクラリで進展なく、二九日午前一〇時半より中斗委員会で、今後の方針を討議した。その結果「三〇日正午の期限付回答要求は必要なし、強固な炭労の態度を更に強力に統一するため、第一九回臨時大会を招集する」ことを決定、中斗発第三八号を発した。情報一五七号以降の中央に於ける経過は次の通りである。

会社側ヌラリクラリの不誠意

四月二五日　連絡会議は遅延かれなかった。

四月二六日　午前一〇時より連絡会議開催、至誠より午前一一時より労働部長会議を招集して態度決定を行い午後三時までにいつ回答を聞くかを連絡する。チェックオフについては、各社より至誠に交渉を集約するので、炭労側も中斗に資本側よりの交渉録を吸いあげてもらいたいという申出があった。

炭労は午後二時より中斗を開いて「チェック・オフ問題の交渉は今後炭労対策を図り行うこと」を確認した。その後至誠より交渉の日時については二七日正午までに炭労に回答するという連絡があった。

四月二七日　至誠より回答なく連絡会議を開催しない旨の申入れがあった。午後一時より連絡会議を開いた結果、至誠側より次の提案があった。「内部の意見調整に努力している故、謝めて回答である。従ってこゝ一両日中に回答を再開には至らない」

炭労側は至誠側の不誠意を追求するとともに、「回答両者の日時が決定したら通知せよ」ということで打切った。

四月二八日　午前一〇時より政策委員会で連絡会議の結果を検討し「結果、①チェックオフについて交渉を申入れる。②中斗を二九日招集し、三〇日正午の期限付回答要求提出の確認を受けることを決定、至誠に交渉を申入れた。

午後二時より約二時間にわたり、至誠側く藤野、田中、炭労側く野口、吉賀で交渉を行つたが、結論的に至誠側は固々努力しているが、内部的に強固するという事に固まらないということで全然進展はなかった。

中斗大会招集を討議

四月二九日午前一〇時半より開催した。政策委より交渉経過を報告し、「期限付回答要求の件」、「臨時大会開催の件」を上程討議した。期限付申入れについては炭労側の再検討を求めることはない。その必要なしということで満決され、大会開催について討議を行つた。

代表的な意見を集約すると、

「今の新しい状勢のもとにおいて（誰かがつてない団結をしている）は、内部の意志統一を更に図り、われわれの団結を強める必要がある。これらの観点から大会で十分情勢を討議、明確な意志統一を行い、資本側の期待している低調で炭労が折れる政策協議を行うであろうという甘い考えをブツ潰はす必要がある。また対外的にも炭労の態度が更に明らかにされる。」

「政策協議をするとか重大なことなら大会は考えられるが、現在の状態では労使下部にも変化はないし、又政策的に変更しないという基本的な考え方ならあえて開く必要はない」

という意見で討議されたが、提案通り大会を招集して更に意志統一を行うことを確認。中斗発第三八号を決定した。また メーデーに対する中斗委の決を発することを決定し、午後一時終了した。

第一九回臨時大会招集に関する件

（中斗発第三八号）

本炭労は実力行使突入以来四〇日を経過した四月二二日、賃金の不合理調査の提案として、月額三〇〇円（税込）（現炭労は二五〇円税込）増給の提案を行つたが、中央斗争委員会は直ちにこれを拒否、再提案を要求した。ついで四月二四日連絡会議を開催し、早期解決に努力することを確認したにも拘らず、その后三転二転して交渉を再開せざるを得ない事態に至つた。第一二回中央斗争委員会（四・二九）は、かかる至当の不満な態度は斗争を長期に引きづり、炭労組織の破壊と長期化にともなう斗争体勢の弱化による要求の切り下げを期待する底意のもとに行われていることは明らかである。従つて全組合員の完全な意志統一のもとに、超長期斗争体勢を確立し、目的貫徹まで斗い抜く決意を固めると同時に、炭労の態度を内外に表明し、悪ラツな敵の意図を粉砕するため、左記により臨時大会を招集することを決定した。

よつて各支部は代議員を出席せしめるよう指示する。

記

一、日　時　　昭和三三年五月六日　午前九時（一日限り）

二、場　所　　東京都内千代田区公会堂

三、議　題　　賃金斗争長期体勢確立に関する件

檄

（第十三回中斗委員会決定）

我々は三月十三日から闘争を中心とする今次春季斗争を開始としてストライキを決行し、今日に至つた。

その間、炭鑛資本家は三月六日要求書を提出して以来、四十数日を経て四月二二日我々の要求を会く無視し、一月～三月の賃上げを拒否し、四月以降昨年三月迄わずかに一万～三円の調整賃収をすると回答して来たのである。しかも、彼等炭鑛資本は非常時物価の為めと称して出したと全く我々を小馬鹿にした態度を示している。中部鑛業は昨年炭労と協定を結ぶと約束したにも不拘、この約束を一方的に破棄し、賃金問題の解決をふみにじって恥じない態度を露骨にあらわして来ている。更に政府は大手炭鑛の各支部に対し、組合創立以来労働協約遵行として実行されて来た臨時組合費引去り義務の拒否を通告して来た。このような炭鑛資本家の侵略いじみた我々に対する攻撃は実質的としてあらわれて来たのであろうか、敵吉資本と自民党政府は賃金凍結を厳く主張し、これを我々に押しつけようとあらゆる策謀を行って来た。その事が今次春斗に参加した為めを強め賃公労、特に敵吉資本の支援する企業に直接にあらわれている事は周知の事実である。

これらの事は政府が我々の正当斗争に直接介入弾圧を敢行している具体的事実と合わせて、今次斗争の特長として見のがすことが出来ない問題である。我々は敵階級が明らかに今次賃上げ斗争を政治的に利用している事を改めて認識する必要がある。

我々は月額二千円賃上げを要求し、全日本の労働者階級に呼びかけ今日迄斗って来た。要求を勝ち取る迄今后も更に斗い続けるであろう。

我々は低賃金に苦しみ台ら国民生活の基礎となる石炭産業の発展のため精神をけずって努力して来た。その代償は、資本の保安サボと生産第一主義の強行で一年に七百人の仲間を地上から永遠に消え、更に五万三千人が片輪になっているのである。炭鑛の機械化が設備の二倍になっているのは、炭鑛の一部が機械化されたとは云え、我々の労働強化、血と汗の結晶であることは云う迄もない。だからこそ我々はかっての政策ではない。

生活と権利を守るために労働組合という組織に結集した自由な労働者だ。

敵階級が搾取と弾圧を強化すればする程これを打ち砕く力は強くなっていく。

もはや我々は被搾の労働者ではない。貧苦十数年に及ぶ斗争の中から労働者階級としての自覚と斗魂を培つに至っている。我々炭労同志二〇万、その家族百万は、敵階級の攻撃の前に身体を張って立ちはだかり、彼等の野望を阻止、粉砕する迄は斗争をゆるめないで呉ろう。

我々の前途はまさにけわしい坂の道である。

即ち経済闘争的で賃上げをストップし、熱烈斗争（大衆斗争）を展開し、組合員の階級意識をマヒさせあわよくば労働組合を破壊して、日本の労働者階級の団結と統一の発展を阻止しようというのが彼等の野望であり、資本家の今次第二次回答もどうした敵吉資本の場的意図をあらわれで居る事を我々は知っている。

炭鑛資本は我々のストライキが長期化するにつれて組合員の間にカンパの増大に対する不平不満、社内懐柔の強化に対する愛山精神から来る動揺、傍観の側からの迷惑斗争責任による所の不安増長を期待している。生活の困窮につれて我々が早期解決を願ぐの焦りヒステリック自爆的政府行政を期待していると云って誤言ではない。

このことは敵の挑発作動に乗ることであり、組織破壊と低賃金に押し込められる事に通ずる。

従って我々は敵らの企みに陥じて乗ってはならない。

中斗委員会はこのため来たる六日長期態勢確立の決意を固めるため、東京で臨時全国大会を招集する事を決定した。

炭労の組合員、家族の皆さん、全日本の労働者、農民、市民の皆さん、第十三回炭労中央斗争委員会は一九五八年第二九回定期大会の決議を所にして敵階級の野望を粉砕するため、陣容をじっくり結ちつつ、無せらず、おごることなく敵の挑発を排除し、炭鑛を強化し大衆行動を断固なく貫き起して勝利の日迄斗いの本口を開めない事を感謝に誓い合いたいと思う。

全日本の労働者階級団結万歳！

世界労働者との友好万歳！

第二九回定期大会決議

一九五八年四月二九日

日本炭鑛労働組合

第十三回中央斗争委員会

No. 162

情報

九州炭労

1958年 5月7日

敵の策謀を粉砕 返す炭労大会

決意を新たに斗争の推進を決定

炭労双方面委ストを確認している最中に招集された、炭労第一九回臨時大会は、五月六日午前九時より東京千代田区公会堂で開催された。構成人員一八八名、出席一六六名（委任六、九八八四）。山口五一（直鉱上）で成立。議長団に宮崎存喜（田川）、藤野信一（若松）、湯田倉治（筑豊）の三氏。議事委員長山下繁雄（戸畑）、資格審査委員長に高畑九二郎氏（田川）がそれぞれ選出されて大会が進行された。一一時三〇分までにメッセージ及び出資団体の至急報告を終り、午後三時終了した。

組織を再点検して圧迫をハネ返そう…

岩井総評書記局長

本大会で決定されたことを全労働者のものとしなければならないことは吾々の任務だと思っている。資金を獲得するのが目的であるが、敵権力は吾斗を通じて組織の破壊をネラッている。貴方は全党を攻撃するのなら相手政党として認わかるが、東京でも九州にみられて、と総評を攻撃している。こゝに彼の意図がよく表れている。炭労は斗いの最中に大会を開いて組織の点検をしようとしている。一昨年斗っているのであるからやゝとすれば長期的な面に現れるのであるが、大会を開いて組織を点検することは大切なことである。総評はこれを全労働者のものとするため、書記局を上げて資金カンパ運動を起すが、この目的はこの運動を通じて今迄べた本質を知ってもらうことにある。これを通じて炭労への援助は高まり、官民弾圧闘争の質の変化とおそれていきたい。大会では他産業との連帯についてたりない点を指摘してもらいたい。最後まで頑張られ人ことを有る。

この外西口鉄鋼労働連委長、春日政治局長、関田社会党中央執行委員、阿部炭鉱労政治局長の挨拶を受けた。

端島：最后まで斗う

中村組合長決意表明

端島は現在完全兵斗で斗っている。端島は以前から兵斗して来ている。菱炭鉱の中で端島を除く全員が炭労に所属しており、賃金と期末手当も炭労や大全労で決定されて来ているからだ。端島の組合員は、海りにある高島と対峙しており、この大会に使者されている長期斗争ということについては、端島と最後まで斗いたいという決意をもっている。また端島は全炭鉱労働者の統一を図って来ており、これが共斗という形になっている。全民労も止まらない組合はかりではない。炭労は大きく育ったが、それにくらべれば全炭鉱には斗う力は限界がある。

端島も、炭労、九全労から炭労加盟を促されており、直からず加盟を出さなくてはならないが、炭労の全炭鉱労組の争議でなく、大きな問題、中のある斗争から兵斗可能な態勢を作ってほしい。これが全炭鉱労働者の統一的な態度を作ってもらいたい。

提案の要旨

第一に、われくの闘争の組織労組、鉄鋼労連、あるいは今春の私鉄総連、と同じではないということ、この際はっきりと資本家どもに思いしらせることである。「全員をくった中斗のハラひとつでできる。しかも中斗は既切れている。組合員も殺れきったに相違ない」という自覚のもとにかれらがせロにも苦しい、あるいはさらに意識的攻撃をかけて来たものであるからこれは決して一般的に必要なことである。中斗はこの大会で、本年中はこの闘斗に全生命をとして斗う決意をつかみ、ハッキリでなく、何ケ月でも斗いぬく決意をあきらかにしなければならない。

同時にその決意をうつすける強固たる斗争体制の確立が要求される。

長期斗争はたいするガケ糸なしの意志統一こそ、いまや最大かつ唯一の武器である。これがなくしてはいくらかんばってみたところでいよく会社から甘くみられるだけであろう。率直にいってストに入っていない支部の組合員のなかには「サンピだけとられる」という気持をもったものも少くはない。会社もそれをしらぬはずはない。現代ではもっとも有利な戦術としてとられた原料炭ストッスを軍安スト戦術にすらも不満があるようでは、会社にいいくらでもやってみろ」とひめられてしかたないのである。

われくはこの際いうべきことはいい、決意すべき決意し、一歩くもりのない気持で、質上げに対する組合労働者としての態度をあきらかにしなければならない。さらに、この際われくは、はすいんで全労働者、全国民の前にわれくの斗いについて訴える必要がある。われくほどなんでストをやっているのではないし、二千円の要求のどこにもムリがあるわけではなく、確信している。所詮ですら千三百円もの回答を出した会社が、しかし出共はふえ、能率はあがり、よくこそ儲けを悪くなるはずのない今日の状況のなかで、なにがゆえに、本質はこのように事態の解決をおくらせているのか、われくは、はっきり全労働者、全国民に訴えたいのである。

ウラニ

なお、つけ加えるならば、中斗委員会はいまもってその斗争戦術にいささかの変更の必要もみとめていないし、その実践は放棄されていない。中斗委員会は、きたるべき大会において全代議士とともに意思の統一をはかり、全組合員・医療と一体となって、あくまでも初志貫徹につとめるものである。

主たる質疑

質問　一、中斗の指令や情勢分析から、長期斗争に徹底させてきた。組合員は斗争は困難であり、長期斗争は消耗戦であるとは考えていたが、四社重要戦術が中斗は四ヶ月は長期化をとなえながら短期決戦という考えがあったのではないか。二六、七日にヤマをおいたようだが、戦術があせっているという印象を与え、組合員を動揺させた。ヤマを二六、七日においたことの根拠はなにか。

二、今次賃斗の戦術決定にあたっても、また斗争中でも企業側エコがでているときいたが、これに対する見解を聞きたい。

答・一　今期斗争は大三ストにさきがけ長期斗争でうさまなければならないということは初めから見通せ一致してきている。その中から最大の効果をあげる戦術ということを今度の戦術が決定された。これは長期斗争の決意の中から採用された戦術である。又、二六、七日をヤマにするということは、組合や会社が提案したものでなく会社が早期に解決したいとの希望をもっていたし、それは組合も感じであった。そこで一度回答所側の回答としてぶつけ、そこで一度回答所側の回答としてぶつけたものであった。

二、二五指令について戦術変が一任をうけそれを中斗で発表したときに中斗委員会の中ではいろ〳〵な意見が出されたことは事実だが、企業別エコは、一企業連の決定として意思表示されたとは考えない。

三、当初の目的通り短期斗争が成果をあげたとは考えていない。戦略的採用した戦術が、結果的に地域的偏重をきたした。ひ、短期斗争に影響を与えたことは事実だが、これは、戦略斗争推進のためには、やむをえなかった。又春斗も大きな犠牲の始まりが、解決したが、相方の小さな組合はまだ斗争中だし、新年反対で斗っている日教組や、全逓、電産など、産別の不当処分反対斗争など今後地域の中で結合しなければならない。又賃斗としても各産業は夫々の要求をかかげて斗うことになっている。しかし戦線のみが広がっているきびしい要求も解決しなければならないのは勿論である。

質問　一、ストに入る前の情勢分析についてはどうか。

答・一、ストに入る前の情勢分析については、どの位ストに入るか、それらの情勢分析もなされていない。その位の情勢はどうなっているか。

二、戦術決定の際の情勢分析では、資本家に対する電産民主化闘ストをどうか、電産の両面をはかるしかしという分析をしているが、全電産は民主委員会を設置して、電産者はむしろ結束している。当初の情勢判断は誤りではなかったか。

三、全民録が低い賃金を出し、応援合戦以外の影響をどのように考えているか。

答・一、総評のカンパ協定は思想に守ってきたが、本部において実来総評からカンパをうけたことはない。不可能な計画を立てて、無手に期待してもらいたくない。この点どうか。

答・一、争議の情勢をみる時は、手面的には中斗で提起した通りである。組織業務費の追加、緊急資金カンパなどが行はれている。又、瓦斯、コークス等は新規をやっていろし、又重油によって暖い法はしをやっているのは事実だ。

二、我々は当初から通産ガンパ対策が行われるだろうということは予想していた。表面的には殆一さい結束されているかの如くみえるが、現実問題として組織ストによる被害の度合にはアンバランスが出てあり、脱線的には困難していると判断している。

三、敵陣営は組織の分裂、分断策を強行せんとしていることは、そのため全民録に低い賃金を与え、東芝にも賃金を押しつけようとしている。我々は組織の全力をあげ全民録の要請線をのりこえるまで斗うことを決意し、民録の賃金は我々がきめるんだという確信をもって斗いを進めたい。

四、総評は一八歳の資金カンパと第一波りカンパ方針を打ち出し、諸々態勢を確立しつゝある。具体的なカンパ活動は明日から開始する。我々は先ず自からの資金対策で斗い支援し、これをつかい果した目に、総評の融資によって斗うんだ、ということで斗争態勢を確立しつゝある。

質問　一、賃斗の最中にいかなる理由で臨時大会を招集したのか。中央委員会中止との関連はどのように考えているのか。

二、ストに入っていない支部で減産しているところはないか。また、ストの効果はどのようにあらわれているか。

三、ストに入っていない組合員の怒りを爆発させるためには、員に訴えあるする戦術を考えるべきではないか。

答・一、中斗が臨時大会を開くことにあたっての決意は、委員長の挨拶で述べた通りである。当時賃斗中に斗うだけで開くのは、この五しくないという考えをもっていた。

（次頁につゞく）

2、重要ストの入員の出勤状況については三月下旬の九日間と、四月上旬の九日間を比較すると若干増加しているが、ストの実態を現以外の支部が補強するというバカげたことは考えられないので、貴方今下以外の山が増産体制にあることに基因する。重要ストはよってその会社が打撃をうけていることは勿論であるが、今後更に長期に渡うることによって、鉄鋼の一部及びガス・コークス等においては外注購入、原料面のヤリクリなどが既に困難な現象があらわれつゝあり、特に産業内閣は困乱可なりの打撃を与え、その効果は更に大がるものと判断される。

3、指令で実力行使を行う前一例を新聞斗争を基礎し たので、若干の援軍を生じたと思うが、動労のシンパ故いは後援団体の組合の問題で、現場において強硬何に果敢にやれという指示を行っている。中斗はこれらの要望を勘案して次の点を明確にして提案した。

(1) 新聞居住の要求をとりあげ新聞に対する斗いを起し、全体的斗争を集約に成功させる。

(2) このため実力行使を必要とする場合、指令以上の意見を尊重してほしい

は支部にあるが中斗と緊密な連ケイをとって、中斗

以上の方法で新聞斗争を実践に行ってほしい。

問 1、現在重要ストに入っている四社以外でも、原料炭を出している炭山が、これでどれだけの効果があるか。

2、重要ストに入る以前の五日間の波状ストは、資斗を盛り上げるためにとられたものと思うが、その効果に比べ、犠牲を強いたのではないか、研究的にみてどのような効果があったと思うか。

3、古賀等看護長は熱心新聞の論説で石炭生産増強の主張を反ハクしていたが、それだけ自信があるのならどうして中労委の斡旋案を拒否したのか、腰ワケで立って傍観こちら側の主張を明らかにすべきであるかつたか。

4、会社側の出してきた三〇〇円という額は、私鉄に出されたー〇〇〇円のいわゆる資斗相場に比べ実質的にはどの位のひらきがあるか。

答 1、四社重要ストで原料炭は約三〇%の減産となっている。五〇%は依然として出ている状況。原料炭を出している十ヤを全部ストに入れると言えば、カンパの問題で難点がある。中斗で繊維の結果四社で重要ストという事になった。

2、われ〳〵の今年の資斗は、実質斗争から実質ストを主体で四社重要ストに入り今日に至っているが、この中の一環同盟をとらえてそれがどれだけの効果があったかというような事ことはなく〳〵言えるものではない。全体との関連で評価すべきものだと思う。

3 私鉄に出した一〇〇円の中山アッセン案は、私鉄各社の要望内容を正しく分析され出したものでなく政治的なものである。炭労の場合でも中労委の事情調査委員会で、われ〳〵の主張一斗等ほんだとと考えるのは、現状の中労委の実態では困難であると判断し、事情調査を拒否した。

4、既に出された三〇〇円というのは、資斗相場でも何んでもない。全く問題外の額である。

主なる意見・要望

意 1、中斗の意見に賛成する。山元でも故より一日若く教育らということを合言葉にしている。中斗も既を踏えて勝利の日までガンバレ。鉄鋼は未だかつて良い結果でもってわれ〳〵に向ってきている。われ〳〵の鋼には炭労だけでなく、官鉱の評価にも抗して斗っている官公労・動労評及び斗っている日教組などを始めとする全労働者と共をシッカリ組んで斗わなければならぬ。中斗としては、こうした斗いのための具体的な方針を立てすみやかに下部大衆に徹底させよ。

2、カンパ問題は心配する心配はない。経験豊富イモや実験をかぞりながら斗った。また大ニストの斗争を思えば現在の斗等の苦しさなど問題ではなく、どんな長期斗争にも起じられる態勢ができている。中斗は確信をもってガンバレ。

意 今後の斗いの中で適当な時期で行う戦術強化こそは早期解決のカギだと思う。提斗された点。それから外国炭の輸入、重油転換などの問題についても具体的な方針を樹立されたい。

意 中斗がこれまでキセンとした方針で斗ってきたことは高く評価すべきである。臨時大会の数日後に妥協制かあつたが、そのような事は厳に慎んでもらいたい。敵はわが炭労の後ケイをネラっている。に指ぶすわれわれは安易越のあったことを反省しなければならない。中斗は信上げの愛にこだわることなく最後まで徹底斗争として斗え。時間及度の心配はない。

意 長期の重要ストでも情勢が進展しない原因は、大衆がよく知っている。一方また敵の術中に陥る点という考えもある。中斗は情勢の変化を適格に把握し、これに応じた方針で斗うべきである。なお斗等中は中執の改造は行うべきでない。

意 四月二六日の私鉄の要求の要綱は、資例としても所状のためにもっと努力すべきであった。これまでの総評の呼び方を必ずと、何かにつけてハガユイ。炭労の斗等に対する援助にしても力、心を行うのが精一杯であった。総評全体がわれ〳〵と一緒になって立ち合かることが必要でなりか。一体となって斗うよう提意してほしい。

意 中斗の方針に賛成、山元も斗う覚悟は充分出来ている。体制は万全である。

今回の臨時大会が開かれるに当って、敵側は大衆の動きを期待し、果ては炭労は戦術転換をやるのでないかというような事を、まことしやかに宣伝していた。中斗はこの大会で確立された方針を堅持し、こうした敵側の宣伝をふきとばしてほしい。

つずく

大会宣言

一九五八年九月六日

史的一九回闘時大会

緒論　1、資本家側のマスコミを通じて、我々の主張母体を更正に直接している。中斗は今後回数をもつと上手に利用して世論の支持につとめてもらいたい

2、斗争経過所、敵側は功妙なヤリ口で我々の職場斗争を圧殺するような条件をもち出してくるに相違ない中斗はこうして敵の策謀におちいることのないよう警戒してほしい。

3、岸は昨年アメリカえ行う際、語新政党の抗議を問うさんに言ってきている。今回の選挙でもこの受精えでやってくるに違いない。これに対し、口鉄では、社会党の保証者には一人八〇万円、共産党の保証者には三〇万の応援資金をおくることにきめているという。我が党労も今回直撃で七五〇万を語新政党えヒケンパすることになっているが、之のうち賃金を共産党におくるようにしてほしい。

決議〈〉出された意見を集約する。

運動事項

1、敵の組織破壊工作については具体的に打ち破る教宣活動をせよ

2、回家組、全迎委の弾圧に対しては、具体的に共斗を組むよう具体的指導をせよ

3、外口政、宣伝政策に対して、具体的対策をたてて万水活動にあたれ

4、職上は斗争と共に、組織を階級的に高めるような教宣活動をせよ　中斗は戦実をもつて行え

5、〈〉一番というときには斗いを飛躍せよ

6、幹部は全力をつくして炭労を孤立させないような斗争を組め

7、回文をもつと利用せよ

8、妥協のときの処理を上手にやれ

9、非常事態の宣言発動も二、三度だが、こ中位の斗争で非常事態宣言を出すのは余り大げさなので大会宣言にもりこむ、斗争がもつとシレツになったならば中斗でよろしく判断してその時に非常事態宣言を出すようにする。

〈〉大会宣言理論〈〉

◇　衆　委員長挨拶

中斗は本大会を開催しても既術批判や斗争批判がでるとは考えていなかった。賃斗の勝敗総大会にしようと考えていた訳だが、本大会を通じ我々の考え方と組合員の考え方が完全に一致していることを確認された。そしてわれ〈〉は一万の雄信をもつて、今後は組合員諸氏一丸となって最後迄斗い抜くことを誓うものである。以上。

大会宣言

第一九回闘時大会は、全労働者諸級の注視のもとに開かれた。資本家のメッセージは、民族労働者の長期斗争に耐えている強大なエネルギーをだっえ、この斗いに勝利することが敵側の新しい支配体制を打倒する戦線となるであろうことを教えた。我々全口の仲間は、本日一堂に会した。ストライキ五四日目にみる仲間の顔は、敵の泥沼斗争の逆宣伝にも拘らず闘志に満ちあふれている。それはあの大三日ストの意思表示もなければ農民戦もない。長期斗争も辞さない平然たる決意を秘めた顔である。岸内閣と組合資本は、昨年末異常な決意をもつて労働者側に対して組織的に攻撃をかけ始めている。国鉄新系統の廃止、日教組への動労対策、鉄鋼業の整理合理、新産業都市建設、産業合理化、警職法改悪、教育二法、原子力発電所建設、官公労に対しては、一万公社化と弾圧と整理合理を巧妙に押しつけてきた。即ち、私鉄には鉄道従業員の賃金値上げ、日教組に対しては、捜査令状をもつてその機能をマヒさせようとしている。我々は敵階級の弾圧と性格的頑固な組織破壊による果口主義の復活強化のためであり、二つのはなにか、一つめは岸と米によってもたらされた日本新帝国主義、口の経済は、日毎に衰退となりつゝある。日本資本主義も深刻な経済危機の想定を望しはじめた。操短は、紡績、鉄鋼、自動車、非鉄金属など、各産業に波及し企業倒産、首切り、休業の新しい起った。一昨年から昨年、昨年から今年えと、敵の攻撃の質的な違いの理由はこゝにある。敵は当初から春斗を天下〈〉にぶち切り、炭労の孤立化をはかってきた。そしてそれは事実成功したかに見える。だがわれ〈〉にとっては、第一回中央斗争毎賃公以来、こうした事態のおこりうることを一人〈〉の胸にたゞさんできたことである。敵が炭労の自滅を望むならばよろしい。彼等の勝手な期待にまかせるかよい。われ〈〉は　本日敵前で衆かに戦略をのたり、味方の欠陥を検討し、新たな決意を胸に刻って明日への道に邁進することを誓つた。われ〈〉は直ちに山に帰り、大会の決定を忠実に守り、全組合員の先頭に立って斗うであろう。われ〈〉は勝利の日まで一歩もひかない。

右宣言する。

一九五八年九月六日

史的一九回闘時大会

No. 163

情報

1958年 5月8日

教育と民主々義をまもる斗い

福教組・七日一斉休暇を実施……

教職員の勤務評定をめぐる福岡県教委と福教組（福教組二万三千人、高教組四千人）との大詰め交渉は七日未明向かれた午前七時交渉決裂、東京都教組に つ ぎ、全国二番目の一斉休暇に突入した。しかし福教組のうち、福教連と共斗を進めて来た高教組は、交渉決裂後午前八時三十分一斉休暇を中止した。

或る意味では組織以上に子供を愛す教師をして、一斉休暇の苦境に追い込んだ県教委と、教育を破壊する自民党政策を批難しないで、敵か教師の怠け癖いこの休暇闘争を責めることが出来るだろうか。

尚一斉休暇の調査がなされた場合等については、別紙様式（二省略）により調査二部を速やかに当委員会宛提出して下さい。又休暇不承認通知書を同封しますので命の為申添えます。

別紙（注一）

五月一日

県教委

教職員の服務などについて

此の度福教組（高）では、きたる五月七日全下教職員が一斉休暇をとり、勤務評定阻止大会を開くよう決定したと伝えられます。

勤務時間中に一斉に休暇をとり、かゝる集会に参加することは、校務の正常な運営を阻害することになり、地方公務員法三十七条に抵触し処分の対象となるので貴委員会におかれては、左記により適切な措置を講じられるよう格段の配慮を願います。

記

①集会は勤務時間外に行うよう極力指導すること。

②此度伝えられるような一斉休暇は、地公法第三十七条前段の規定に抵触するものと考えられるので休暇の承認は絶対与えない。

③休暇の承認を得たりして集会に出席したものについては、無届欠勤として給与が減額されるのみならず場合によっては行政処分の対象となること。

④一斉休暇をとるようとゝのかし、もしくはあおる行為は厳重処分の対象となること。

⑤集会が開催された場合、市町村教委においては、別紙様式（省略）により休暇の承認、参加の状況などの実態を教員個々について、具体的に把握、県教委に速達便をもって報告されたい。

又四日福岡市教委は教職員を招集し、「校長に同調し休暇をとらないよう指示した」教職員はこれを報告した。

以上の指示に基き、校長の或る者は積極的に低迷するほどのに反、或る者は積極に陥に巧妙な切り崩しを図ったがしかし教員各員の動評反対の意志は固く、一斉休暇を阻止出来ない体制が既に分会等に確立されていた。

（ならへつづく）

九州炭労

県教委 九日より実施を譲らず

福教組と県教委の交渉は、六日午後三時から前哨の予備だつたが、小林委員長ら回教組代表の同席問題で紛糾し、七日午前五時に至りようやく再開した。

交渉再開後、小野福教組委員長は「勤務評定書と規則の制定を六ケ月延期し、その間に大学教授団や父母と交えた話合いをしたいし」と事態改善の努力をした。

これに対し下川県教育委員長は「早急実施の方針は変らぬ、現段階では学者団との話し合いの余地はないし」として一旦休憩、引続き二度に亘って開かれた交渉を下川委員長は改めて、「二日間だけ延期する」と答えあくまで譲らず午前七時交渉は決裂し、福教組は一斉休暇に突入した。

福教組（二万三千人）傘下の九五・五%がこれに参加し、午前九時から市郡別三ケ所で抗議大会を開き、大回総からの交渉経過報告、緊急要求の確認、決議文を採択した。九五・五%参加というのは、入職と入女市の一部が休暇を取止めた為である。

切り崩し・妨害を図った教委

教組の休暇戦術に対して、県教委の公式に切り崩し、妨害は露骨であつた。

即ち、県教委は五月一日に各郡市の出張所長を集め、又二日に県下一九市の市教委、九一町村の地教委を集めて、①一斉休暇不承認、従つて休暇をとらせぬようにさせよ。②賃金カットを受ける事がある。③行政処分に付される。等五枚綴りのパンフレットを配布し、校長より各教師に伝えるよう指示した。

県教委が作成し地教委に流した文書は左記の通りである。

× × ×

○○町教育委員会

各小中学校長殿

教職員の服務について

県教委より別紙（注一）写しの通き通知に接しましたので、この指示により適切な処置をとられるようお願い致します。

脱落した高教組

高教組は七日当日午前八時半休暇戦術を中止した。高教組は六日教育会館において、御化軍拡委員会（九八教代表各一名、三人の支部長、計一二六名で構成）を開催、県教委の回答が出された直後に三役から休暇中止を提案し、意見一つも言わせないで中止を決定した。このような高教組内部の非民主的な暗影は、全国的高教組の動揺ともつながり注目される。

この結果について高教組側は「今口を開くのは都教組の立場を不利にするので何も言えない。段々としても勤評斗争は今後とも続けるつもりで、条件斗争に変更したのではない。一斉休暇を中止した理由については二～三日後に発表することになろう。学者団・地教委・PTA・校長会の了ピールに耳を傾け、県教委の誠意ある態度を待つべきではなかろうかと苦しい立場を語っていた。

これについて県教組入江書人部長は「高教組が休暇を中止し脱落したことは非常に残念です。この斗争を進める上の痛となるでしょう。勤評反対については組合下部の切迫感・もり上りが強く、妥協側の歩なき復り、一斉休暇に突入せずには済まない空気だった。三役も怒せる状態でいますに」と語った。

教組を支えよう

在職があげて支持する勤務評定を、逆に都二支部しようとする県教委・自民党のやり方が、日教組組織を日至重の脅威しをする教力と全く別のものでないことを現々に物ッている。

教組は炭労・総評等の援助と支援に強を強くしているが、現分問題もからむ今後の勤評斗争に対して、更に教組との交流を深め、頑強的に協力したい。

（参考）

○地方公務員法

四六条　職員は給与勤務時間、その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が講ぜられるべきことを要求することができる。

三七条　の　職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対しての同盟罷業、怠業その他の単純行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又何人もこのような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そゝのかし、あおってはならない。

②　職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもって対抗することができなくなるものとする。

○労働基準法三九条（年次有給休暇）については条文を参照されたい。

以　上

No. 165

情報

九州炭労

1958年 5月10日

戦后かつてない大災害（出水）

一瞬 二九名を一のみ …中興江口炭鉱

中央労組の支部である江口鉱業（組合員五七〇名）で、五月七日二、三番方交替時の午後一〇時四〇分頃、第二底盤二階（底口より一八二米）で出水し、一瞬にして二九名の犠牲者を出すという、これまでの災害に比して嘗てものにならない（戦後最大）大惨事が起った。直ちに現場に急行した光永労働部長と長崎地区炭労共斗下の保安視察者で当面の急務である排水対策に重点をおいて活動を開始した。調査団は駆回を進及しているが、旧大成炭鉱系の湧水のみならず、二尺層、カエンボリ層の古洞水もその原因になっているという判断もされている。また罹災者救護の情りは熱烈し、会社の生産第一主義が人命を軽視した者等に対し承しあげ問題のはげしい行動となっている。なお排水の見透しについても相当の時日を要するとの判断で、万全の態勢確立を会社に要求している。われ〳〵はこの生き〳〵しい教訓をひきつぎ、生活と权利、生命の尊さをつねに頭にきざみ、保安対策と、安全職場の確立を計いたい。

かろうじて脱出した九名

当日（五、七）三番方に入坑した三八名は、第二坑道二卸右五坪の採炭作業にかゝる所は、現場に到着後間もなく一〇時四五分頃、第二坑道二卸の坑壁附近より突然出水した。ところがその水勢は激しく上に同地域が水平であるためたちまち坑道は満水していった。一方右五坪（同じレベル）採炭作業現場で隊側していた三八名の人達も、大崩附近で作業中の九名の父死の取出者以外は、埋しよさる濁流の水に呑まれ、遂に脱出できず、誠に生命を落われた。

多量の古洞水・怒ち坑道に満水

～排水はかどらず～

この出水の後に、直ちに救出作業の排水対策が夜を通して行われたが、湧水量は増大するばかりではかどらず、八日朝方までには、坑口から九六〇米の位置まで逐次満水。湧水状況は当初の一時間一五米～二〇米から、三〇馬力ポンプ設置後は一〇米程度に減じ、更に五〇馬力のポンプ設置で五米程度に減じつゝあるという状況で、ようやく湧水と排水とが均衡した程度である。そこで排水の補強策として、大きなパイプによる排水管拡大の増置が講ぜられ、現在その作業中である。

犠牲者をないがしろにする

会社の行為に罹災者家族怒る

災害発生以後、罹災者家族の会社に対する、りは極度に達し、家族の心配をよそに一回も状況説明をしない会社の不誠意に対し、会社責任者を呼び出し、席上げの中で説明するという素しい社談がおきている。同時に山全体が会社の保安ずボを遵及するなど、怒りは大きくなっている。

一方夜を徹して排水作業に従事する人達には、会社による炊出しなどの協力態勢がとられている。

会社の保安サボ次々に暴露

保安調査団の活動結果

災害が発生した五月八日、同地区炭共斗下保安担当者及び九州本部から光永労働部長が現地に急行した。そこで山元の災害発生に至った経過の聴取を受け、直ちにその対策をたてるための委員会を開いて討議した結果先ず、当面の対策として重点を排水におくことを確認した後、排水対策、きゝこみの二班に分け、現状把握も行うことで、それ〴〵の調査活動に入った。

調査の結果で、会社の初期段階のために生産第一主義がとられた結果の保安サボによる災害だということが明るみに出された。1、一ケ月頃前から炭塵前面に湧水があって水もにごっていた。2、三回位前から異変が強くなって疲労を感じたので、たゞちに書方係員にその旨の連絡をした。3、当日は発破を続じて事前に回復作業をした者がある。なおと、決定的な発因ともみられる報告がされている。

さらに水源については、会社が主張している旧大成鉱払跡だけでなく、他の二尺層、カエンボリ層の古洞水からもきているのではないかということが判断されている。斗今の報告があって后、その他の問題についても検討した結果、1、罹災家族は、災害作一回も家族説明をうけていないので、誠い生命をないがしろにするものはなはだしい会社の行為は許されないと非常にフンガイしているから、早急に会社に説明をさせる。2、罹災者の出費がさんざんしているので、当面の援金として五万円（一人当りの見付金を要求することをきめた。さらに休業補償の問題についても要請した。

排水に十五日以上の見込

現在、対策委員会として、排水の能率把握につとめているが、図面による計算から今の排水量さのための所要日数も出している。その計算から推定されているのは早くて一五日頃以上はかかるのではないかという見解をとっている。排水計画の確立、2、早急な排水量の把握と対策3、排水期日短縮のための計画立案提示、の問題を早急に確立させるよう要求することにしている。

（うらにつゞく）

以上のように、対策委員会は、当面の重点を排水のための全力を傾注し対処する一方、原因の追及と問題の処理に当ってきた。

ということで、今日、次のような結論で、会社と団交を行うようにしている。

イ、現在の排水作業は計画性にかけているので、早速に排水計画を確立せよ。

ロ、現在区の給水量、一人分当り給水量などの把握を徹底にやれ

ハ、現在の排水計画では、まだ排水完了まで一五日程度かかると推定されるので、排水期日を更に短縮するための計画を立案提示せよ。

ホ、その他の諸対策

イ、災害委任に伴う休業保障並びに復旧作業に従事する組合員の給与については、現地検討並に計算委員決定し、会社に要求する。

ロ、災害家族の取扱いについても、前項同様の要求を行う

等々、内容の具体化つまり、斗争の口火が開かれている

なお、罹災者家族の貸付金償還は、尊厳通り出させた。

このように日を追って詳細な報告があるので、後刻今、何の経過を流していくようにしています。

以上。

No. 166

情報

九州炭労

1958年 5月13日

各地域ブロックに総評オルグ派遣！

総評本部では炭労斗争支援カンパ一人当り十円を決定したが、これを各単産下部へさらに徹底させるため、各ブロックに対して五月六日以降二十五日までオルグを派遣することになった。この総評オルグに随行するため炭労に随行オルグの派遣を要請してきて、九州炭労では関西ブロックに山野労組稲原委員長、中国ブロックに嶋戸労組北尾教宣部長、四国ブロックに福島労組今村政治協議会議長、九州ブロックに九州炭労協議会記を派遣している。

九州オルグより各単産とも炭労斗争に深い関心をもっている旨次のような報告があった。

熊本総評を振り出し

九州地区では福岡・佐賀・長崎各県評は各々西日本ブロックでカンパは確認しているのでオルグは有明・熊本・鹿児島・宮崎の三県を対象に行うことになった。何れの労組も斗争に努力を集中し忙しくしていたが炭労斗争には予想以上の関心が持たれていた。

全国自動車熊本工場

工場なので作業服を着た組合員が組合事務所に出入りしている姿人員の若い女性が新規改善要求の実在を、オルグが訪ねた時にも職長に電話で督促していたようだった。

全国専売熊本支部

地域闘争をはじめサークル活動がさかんである。炭労支援カンパは執行委員会にはかって早急に行うと答えた。

全国専売県本部

カンパの時えが高いところで動揺を示し、急ぐならば支部の金を立てかえ早急に送金しようと非常に協力的である。

全逓

水で薄りカンパの代りに十円カンパを就に済まされており、又十円カンパを行うと二重になる恐れ。任意カンパでなしに義務カンパとして多く集める。全逓は今春炭労と共同斗争した為か、炭労に加えられている攻撃は炭労だけでなく全労切者に加えられている攻撃であると考えており、早急に執行委員会にはかってカンパを集めることにした。

市役所

炭労の実情についてはよくわかっているので出来るだけ努力すると答えた。

全農林

早速カンパ集を各分会に呼びかけて集める。

県職

執行委員は全員留守、中央からオルグに来ていた自治労の両調査部長に申請を通じ炭労の方へよく話してもらうよう依頼した。

電通

三月二一日重炭ストに入って以来の経過報告をしたが、医学斗争に追われていた。

県教組

五月中旬勤務評定を実施しどうなる状態で医学斗争と併せて忙しくしている。八日まで勤評斗争強連、九日～二二日まで国語教育特研及対斗争強連、二三日以降教長対策の予定である。医学斗争に関を吹っ込んでいる様子見はわからい。教委はのでは分からないと思はれた空気に思まれていた。

全林野

熊本県は山林収入多いので全林野の組合は大きく、熊本だけで一二〇〇名ある。既に地方本部の委員会で炭労支援は決定済み。早急に執行委員会を開き動評実施を決定するとの報告に接した。

国鉄

荒尾では三河部組との交流の中から一労切強化反対の職場斗争をおこし、営業所区の制限をやらせる事が出来たと。職場交流の効果を高く評価し義務としている。今次春斗では炭労と共に斗ってなかったが、この次には協力を誓めて共同斗争をやりたいと結った。炭労支援については、四月二五日の委員会で「国鉄の職場斗争をやり中で支援を進めて行くし」と決定している。流石に動員が早く、どこの労組にも来て居ないなかったカンパ袋が届いていた。早急に地方本部より指示しカンパを集める準備を行っている。

（つづく）

首切り反対で苦斗を続ける

共国人絹 臨時工組合

総評オルグは八日、日本合成・日産農労組、十条製紙八代工場を訪れ、既に前回で承知の共国人絹パルプ労切組合支部の鶴崎工場合を訪れて、現地の状況が報告されてきた。

共国人絹パルプは、化繊・パルプ・肥料をつくる資本金三〇億、従業員四五〇〇人の八幡大産業中、五指に入る大会社である。昨年末のパルプ・化繊の不況機産のシワを労切者に背負わせるべく本年三月千四百人の大量解雇を打出してきたのが本斗争の発端である。

臨時工の首切りには ホホかむりで親組合妥結

会社の大量解雇提案に対して、兵庫人絹パルプ労組支部（全繊同盟、紙パ労連加盟）は、三月五、六、七日の労使協議会で「解雇不況はわかるが、首切りのみでの切りゆけ策は反対、首切りは撤回して積極的な合理化を組合と協議せよ」と迫った。会社は協議は既につくしたと強行する態度をとった。このため三月八日二四時間、十三、十四日は四八時間、一九日二四時間スト、二六日より無期限ストに突入した。

直傭夫（臨時工）は、首切りが提案されてから、二月二二日はじめて組合を結成し、本工組合（兵庫人絹パルプ）に団交就と協力を委任して本工組合とともに斗争に突入していた。ところがこの斗争に全繊が仲介して、本工組合は四月一五日八〇名の希望退職ということで妥結、ストを解除した。この際直傭（臨時工）の全員解雇の提示に対しては万止むなしの態度で放置された。

直傭組合は斗争を継続

本工組合の妥協で直傭組合は一八日一応ストを解除したが、「臨時工の全員解雇は撤回されていないし」ことが明らかとなったので、一九日より再びストに突入した。又四月二一日大会をもって、紙パ労連加入を決定し、兵庫人絹中斗に委任していた団交権を紙パ労連に委任した。しかし乍ら親組合の本工組合は全繊と一緒になって「全員解雇を否認せよ」とし工作を続けている為に、斗争は極めて困難な状況に追い込まれた。

あらゆる手で切り崩しを策す

直傭というのは、臨時工と同じで実際は三年、四年と継続雇傭されている人達で、兵庫人絹八代工場では本工約一二〇〇名に対し、二〇四名で、仕込み、発送部門は全員この直傭で構成されている。このため本工組合が各職・機械を始めたものゝ、生産中枢の仕込みと製品の発送部門がストライキのため、事実上の生産開始とならず、会社は本工組合の妥協を背景にこの斗争の切り崩しに必死となってきた。

会社は直傭に対して「退職手続書・退職金受取書」を印刷し「直傭労組は了承だ、破産町だ」と「無条件で退職した人は再雇傭する」などの甘言で切り崩しを策するとともに、市会議員等も利用して個人の利害さに狂奔した。一方組合事務所の立ち退きを要求、まわりにクイを打つ等の暴挙に出た。

本工が坐り込みを排除

相次ぐ会社側の切り崩しと、この斗いの中で五月一日大会を開き解雇撤回を決定したが、会社はこの大会の事務所を狙い暴力団をもって坐り込み場にナダレこませた。又立入禁止仮処分を申請、三日に至り本工組合に業務命令を発し、坐り込みの排除を企図したが、地区労の応援でこの暴挙を阻止したが、五月七日本工組合三〇〇名が脱退を先頭にしてナダレ込みをかけ、遂に敗北は会社の手にとられた。七日以降組合は地区労と連絡して再び敗北を組合の手に取り返すべく奮戦しているが相当の動員が必要であるといわれる。

紙パ労連の交渉も進まず

この間五月四日、五日、紙パ労連執行委員長が中心となり、兵庫人絹本社労務部長、八代工場長と解決のため交渉を行ったが、会社側は「全員解雇の取り消しは十月分だけ」と云うなど全く話しにならない提案で決裂、今のところ交渉再開の見通しはないようである。

以上

No. 168

情報

九州炭労

1958年 5月20日

生活と权利・教育を守る総決起大会

……福岡地区……

「生活と权利・教育を守る福岡地区第一大会」は、五月一七日午后一時より福岡市県公園に、国鉄・教組・全逓・全専売・炭労・自労・全百貨……等約三千人が参加して開かれ、教組に対する勤勞評定の強行、全逓・全国法・全電通などに対する弾圧等これ等一連の自民党の横暴ぶりに対して一百名弱もさいもらすまいと熱心に傾聴し、又日頃けしからぬ会党・共産党の煽動者も声を見せず自民党打倒の気勢をもり上げた。とりわけ中央労評太田副議長が炭労のストに対して絶叫は全力をあげて斗う、更に斗争が長引けば一人一〇〇円、二〇〇円でもカンパして炭労を支援する、と叫びつづけの口惜しい感銘を与えた。

炭労・教組を守れ！

戦長田に全電通（中屋）・県職（長谷部）・九学連（[illegible]）の三氏を出し、赤嶺党行委員長の挨拶に続いて社会党の候補者と佐藤全専売委員長が力強いメッセージを送り、太田総評副議長が中央情勢報告を行った。その中で「勞評を今日まで育てた力は炭労である。海岸の力である炭労と、民主主義の精神を育てた日教組の斗いを、全労働者の問題で守ろう。炭労のストはやがて二ケ月を迎えるが、炭労斗争が長引けば更に百円、二百円とカンパしてこれを支援すると固い決意を示した。

つゞいてスローガンを採択、武斗に入り次の宣言を採択した。

宣言文

私たちは

一、賃金の引上げ

一、最低賃金法を制定し、低賃金をなくそう

一、不当処分撤回、勤務評定阻止、ストライキの権利

の三大目標を支柱として、統一斗争を進めることを決め、一項・二項・三項と統一行動をくり返し、承認賛の盛りあがりを示し、多くの労働者がこの斗争に参加し、地域における各単産の共斗体制は強化の創造をみせ、報告資本の心臓を寒からしめ、ついに賃金ストップ政策を打破することに成功したのである。

昨春以来、独占資本とその代弁者政府、自民党は労働者の权利に対する圧迫、労働戦線に対する分裂、賃金ストップなどのための不況宣伝、労働者を孤立させるための合理化動員、政府・資本家の悪辣な攻撃が加えられ、斗争の高まりに怖れて政府資本家は益々光暴な振舞をし再び私たちに向って来ている。

国民政党と宣伝する自民党政府は、ついに政治資本論理の立場の本性を露骨にし、しかし国会解散、選挙に動揺にあたって、政府、自民党は国民の目を外すために

九州ブロック総評オルグ報告

宮崎県　宮崎　[illegible]

既報（情報第一六六・一六七号）のように、宮崎本部の炭労支援カンパ一人当り十円の決定にもどって、単産下部へ更に徹底させるため、現在各ブロックにオルグを派遣しているが、九州オルグは十四日宮崎県に入り、宮崎は炭鉱日も近いので全努力を出斗に集中し、出斗者外次オカンパに直ちにとりかゝるよう指令が飛び、

大会は「民主政治擁護行動隊」の全員合唱で幕を閉じ、東公園～中央通り～岩田屋別館前～警固公園と市内目抜通りを笠モ行進、午后三時半頃解散し、その最後列にいた九学連が警固公園近くでジグザグを行い警官ともみ合うにあう入事にまらなかった。

炭労からは休日ではないため、少数は出元よりの参加なく、九州炭労事務局も多賀谷委員の応援、その他で出払っており、事務局より数名が参加、炭労の赤旗だけが勇ましく風に揺れていた。

十四日宮崎県に入る

（宮崎市）

県職　区等が済み次オ第手会を開いて決定し、五月中にカンパを集める方針。

国鉄　執行委員会にオルグも出来し、炭労の実情を訴えた。青年部がカンパ袋を駅場にまわして集金中である。

全逓・全電通　区手を強力に推進するため、同じ場所に組合事務所をおき、区等後直ちにカンパにとりくむという区事、十七日のオニメーターでとりあげるということになった。

県教組　二七日の中央委員会で義勇カンパに決定しにい意向である。炭労の手いは動員及対手等に通じるものだから屋部勝利マせたいと激励される。九日より動員押更が実施され、そのため組合員の意欲がもりより区等斗手は有利に展開している。高教組もカンパには最善の努力をすると約束した。

宮崎交通労組　私鉄地区今下のバスとタクシーの組合で、組合員数一七〇〇名。炭労斗争に強い関心をもっており、私鉄の斗いを通じて斗争意欲ももりよつており、区等後カンパを集めて送金する。

（日南地区）

全逓　既に米と一人二〇円のカンパを済ませた

県職土木出張所　区等運動を怖れ、事務所内では区等の話は出来ないと皆遠けている。炭労の実情とカンパを訴えた。

営林署　全員（三十人位）宿舎に集まってくれた。県野の組合長をもって炭労の強水炭鉱からゴム印を走りに来たので三七〇〇円カンパした。炭労組織のない県は多くれ少かれ一杯くわされているらしい。

市役所　カンパ袋が届き次オすぐ集める

日本パルプ日南工場　組合員九五〇名、カンパ袋は渡いていたが、まだ始めていない。今までにストライキの経験がなく、今次闘斗も零細答で押しきられた。その理由は賃斗ストに踏立の全員投票の結果、組成六一％であり（六五％以上なら実力行使をする予定であった）未回答を含まざるを得なかった。

全電通　炭労斗争に強い関心をよせ、カンパは来週を開いて決定済み、次の給料日に差引くことになっていた。

（都城地区）

全逓　不当郵介や幹部の懐柔向題で、自民党政府への怒しみが強く、カンパは一人二〇円をすませていた。

電通　組織がまだ強くなく、僅かの労働条件の改善要求が達成されるとそこに安住する傾向がある。こゝは農村地域であるため、区等斗争でも秋穂作何より、地元出身者を使えうという方が社会党政策を推すのに効果がある事、所得意欲の低さが悩みである。しかし今度の区等を通じて、農民、市民との日常の結びつきが如何に大切か、組合の病題とされつゝある。

営林署　全林野の青年婦人部動員会議に出席した人が中心になって、学習活動をすゝめる準備をしていた。カンパも引受けてもらう。

国鉄　カンパ袋が届き次オ集めて送金する。

県職　各課より一名宛集ってもらい、病労教育とカンパの依頼をした。カンパについては何もまだ連絡が届いていなかったが、要請があり次オ集めると約束された。

以上

No. 170

情報

九州炭労

1958年 5月26日

九州ブロック総評オルグ報告

第五報 ：：： 大分県

総評は炭労支援カンパ決定にもとずき、愛に分下る産業支部へ趣旨を徹底させるためオルグを各ブロックに派遣していたが、九州ブロックオルグは、駅本、武藤氏、宮崎、大分各県を巡回し、実情を訪ねて二三日予定を終了した。大分県は総選挙寸前であったためその方に忙殺されており、他県に比べて話し合いの時間が充分持てられなかったが、選挙後早急にカンパに協力する事を約束された。大分県に於ける状況次の通りである。

大分市内

大分県は今まで一区、二区共各二名立候補していたのを、両区とも二名立候補させ、各労組共選挙一本に斗争を進めていた。従って炭労支援カンパ要請のオルグも選挙運動をかねる演説が多くなった。

炭労 全日自労の大会で炭労支援は決定しているので早急にとりかゝる。それにしても根源評は所政もつと早く具体的支援の方法をきめなかったのかと、オルグを案内した幹部の人々にけしかけた位である。

金属林 選挙で相当カンパした直後であるため、趣旨は理解されても一寸困難な口ぶり。しかし執行委員会はカンパの決定を行った。

金属電工労組 今労組の委員長は所会社員でもやっている。てゝも労働組合問題が出されており、長期々々千円出斗申も困難が予想される。所付者は互いに助け合わねば資本の壁を突き破ることが出来ないから、カンパには努力すると激励された。

全港大分地区本部 各分会でカンパは議約され、既に地区の方へ集ってい た。

右の外、国鉄労組大分地方本部、総同盟大分支部、全日通大分県支部、県教組、新教組、大分県官公労、全電通大分県支部、私鉄産業大分交通支部、大分県労組、県貨物運送労組連合会を巡回し協力を依頼したいづれも選挙後早急に決定を用いて、期待に副うよう努力すると約束された。

別府市内

官公労関係は勿論と炭の線でカンパ要請は伝わっているので民間を主として廻る。

大分県合同タクシー労組 賃金は固定給と水あげの三、割という歩合制で、悪い時は手取り四千円位。現在賃金体系を変える苦しい斗い（固定給引上げ、固定給プラス歩合制）を進めている。

全医療労組別府病院労組 医療産業の病院である故、病床が多まって赤字から、経営者側が悪く、看護婦が一人前になると他院へ転勤する。ストもやっても出来ない実情で、解雇問題もニ人位出される気配があるが、最近やっと労働協約をかちとった所、地区労が官公労で大半を占めているため、中小の斗争支援が行われていない様子である。国立療養所別府社会福祉協議会

電川病院労組 はいづれもできるだけの支援カンパを行う。

その他 教組、炭婦、炭婦賃物労組を廻りカンパを要請、激励をうけた。

中津 ：： 杵築

中津は西鉄、電労、国鉄、全日通、富士製紙に次何度も選挙斗争の巻き込みに集中しており、選挙後にカンパにとりかゝるという実情である。

杵築は地区労の選対事務所に、地区労全体で各組合の幹部が集ってをり、そこで聞えた。教組から「斗争が長期化した場合のマス・コミ対策を考える必要がある」と強調され、炭労が今斗っているということさえ知らぬ人が多いのだから、もっと宣伝活動を強化するようとの発言があった。

佐伯・津久見

鶴崎人絹パルプ労組 二六日前に迫る斗いの直後で、妥結したとは言うものの、希望退職の問題については支部会社間の交渉に委されている。すぐカンパするわけにはいかないが、地区労の決定にそってカンパする。

全日通佐伯分会 水一握りカンパが五年程集っており、これを金に換えて、選挙後とりかゝる十円カンパと合せて送金する事となった。

小野田セメント労組津久見支部 全国セメントに加盟し現在賃金斗争中。会社の不況宣伝が厳しく、安易な斗いでないので直ぐ一人当一の円カンパは出来ぬかも知れないが、来月にはかつて出来るだけ要望にたいいと回答した。全国セメントは中立であるが、上部は金労的であり、津久見支部は八対一位の比で感謝加盟を打出しているが、これがセメント全体としてまとまらぬので沖々実現困難である。

中小企業組織化の進んだ臼杵

臼杵地区は中小企業の組合幹部が、地区労の委員長、副委員長であるので、協議地区などに比較して非常に中小企業の組織化が進んでいる。カンパの件は選挙がすみ次第地区労の会議を必つので、その席討議し期待にこたえようと約束した。

鶴崎

住友化学労組鶴崎支部 事務所の前に幟旗から建つて炭労支援カンパの要請文が掲示されていた。こゝへは

（うらへつづく）

三池労組より交渉オル久五行つたため、青行隊組織が出来、又矢モのやり方等を聞つたので、今次斗争を通ある上で非常に役立つたと感激していた。カンパについては二四～二六日に委員会をやるので、その際決定する。可成り長期のストライキをやつた後だし、又選挙カンパも出しているため、五月末までには間に合わぬかも知れない が、他ならぬ炭労の為であるので、是非支援体制をつくるために努力するという話しだつた。

佐賀南

炭鉱所労組 日鉱の組織で全鉱に加盟していたが、昨年の賃斗の際裏切られて一時脱退、今年九月に全鉱再加盟ということになつている。
支援カンパは既に代議員会で十円を決定し、組合資金の中から一括出すように決定している。「同じ地下産業労働者であるから全面的に協力する」と語つた。

忠隈★労★

集約に伴う配転斗争

運搬人貧五七名で妥結

既報（機関紙第一六九号）のように、忠隈鉱の集約に伴う運搬人貧の認定をめぐる労使の団体交渉は決裂し、遂に組合は五月二一、二二日の両日全山一時間五十分時間外（帰坑時）担否の実力行使に突入した。
会社案四九名に対し、組合は五八名を要求していたが、五月二三日午后四時、運搬人貧五四名と平備人貧三名、計五七名で、泣くと要求通りをかちとり妥結した。

以上

No. 171

情報

九州炭労

1958年 6月6日

中労委…転权あっせんに乗り出す

六日より精力的に事情聴取を続行…

東京スト突入以来八〇数日を経過した六月三日、中労委より事情聴取の申入れが労資双方にあり、午後四時よりの会見で中山会長から、中労委の立場より転权斡旋を行うので協力されたい旨の申入れがなされた。炭労では傍山していた一部中斗を緊急招集するとともに、四日執行委、続いて中斗を開催した。中斗は斡旋の中で炭労の要求と立場を強力に主張することを諸頭、至容者側も社長会談等を開いて態度を協議、協力することを中労委に回答した。

五日午后二時五〇分より四時まで労資同席のうえ第一回事情聴取が続行される。

中山会長斡旋の立場を「明らかにして申入れ」

六月三日正午、中労委松崎事務局長より炭労古賀事務局長に電話をもつて「本日午后四時より労資双方の代表を招いて、中山会長が委員をさきたいと思うが」旨の申入れがあつた。

執行委員会はこの申入れを協議し、中村副委員長、古賀事務局長、河次長の三名が出席することを決定し出向いた。至容者側は柴木三井社長、能勢至炭専務理事、小山田九鉱連事務局長が出席していた。

この会見で中山会長より次の態度を表明して、転权あつせん乗り出しの立場を明らかにして、協力の要請がされた。

1、事件解決のチャンスは私鉄争議の際以来であつたと思うが、その時機がすぎた。

2、三者構成の事情聴取委員会の設置も検討したが いれられなかつた。

3、今回私が出る態度をきめたのは、労資いずれからも中傷、または要請されたものではない。政府からも勧告である。中労委という立場で基幹産業の争議をこのまゝ放置し得ないからである。

4、転权アッセンの立場を明らかにして、このことのり解を求めたい。そのために労資の事情聴取をしたいので協力をもとめたい。

5、今回転权アッセンの立場を明らかにしたが、時間がまつたからということでない。四月以降調査も所完もしていたが、評議判断の結果決意したものである。

炭労の主張を強力に「行うことを中斗で決定」

炭労では中山会長の転权アッセンについての協力の申入れに対する態度を討議した。午前中幹部委員会、午後五時より六時四〇分まで中斗を開き、大要次の態度を決定し、夜ふる言を午後一〇時中労委に回答した。

◇ 転权斡旋に対する態度

転权斡旋の出的限度から判断して、転权に基く事情聴取が行われるであろう。炭労が拒否する態度をとればこの場合、一方的な意志あるいは見解によつて斡旋案が作製されること於予想される。そのためにこのような事態は避けるべきである。そのために中労委の申入れに炭労の要求と立場を具体的に説明する必要がある。

◇ 斡旋案に対する態度

われわれは転权にたすく斡旋案といえども、及び内容が不満な場合は断乎これを拒否し、現体制を持続して斗争を続行する。

中労委：事情聴取を始む

第一回の事情聴取は五日午後二時五〇分より四時まで中労委会館において労資同席の上行われた。

組合側は原委員長、藤岡、野口副委員長、古賀事務局長、河、野間次長、直工鉱業部長、上村給与部長、東海林保安部長、黒田教宣部長、岩山三鉱連委員長、田中古賀連事務局長、我妻北炭労連委員長、長山炭労委員長、見田三社連委員長、九州、久米川方中斗が出席した。

至容者側は田中九鉱連理事長、山之内至炭事務局長、松本至炭理事外一名、小山田九鉱連事務局長、深谷北炭労働部長、浜田三井労働部長が出席した。

冒頭中山会長より、本日の申入れに協力してくれたことに対して感謝する旨のあいさつがあり、まず炭労古賀事務局長が要求書提出以来今日までの経緯を説明、次に直工鉱業部長より賃金要求について説明を行つた。ついで至炭の松本専務理事より至炭報告について説明があつた。至炭としては賃金要求書に対する態度として去る四月二二日団交における会社回答文をそのまゝ読みあげた。

中山会長：斡旋案の範囲を細かに質問：

中山会長は斡旋にあたり、どのような所までやれるかいのかと説明、至炭側に質問を行い。

炭労〔〕中央で解決すべき筋項を要求書にもとずいて説明をした。

至炭〔〕基準外まで含んだ回答をしているが、これは炭労が一つであるので、中央で解決したいと考えて、

（つづく）

いる。

労働～二八年までは基準外を要求していたが、そのときは、今までの慣習ということで会社は拒否し、資本側は元でやつた。これらを考え、円満解決のため、大会で中央交渉事項としないことにしたのだと反論。

なお、個々の事例について中山会長より個別にわたり質問が行われた。

その後労働よりこの解決に産別六産は含まれているかを質問、これに対して中山会長は、形式的には産別六産の会社代表を呼んではいないが、本質的には含んでいるものである旨の回答があつた。なお終了に当り会長より早期に解決したいので、開催が不規則になるかもしれないが、情勢変化に応じられる体勢をとつてもらいたいという要請が行われた。

六日午後より解散但別に幹部懇取決行われる。

以上。

No. 172

情報

九州炭労

1958年 6月7日

斡旋案は十日・十一日頃提示か……

……中山会長慎重に事情聴取

五日の事情聴取に引続き六日午前二時三〇分より三時二〇分にわたり行はれた。基幹産業側はこの日午後四時より行はれた。なお、七日は午前一〇時より炭労、基幹産業側の要求項目についての細部資料を提示した。これに対する事情聴取を行う予定が確認された。

×××××××

炭労は前日同盟原委員長外一八名が出席、中労委より中山会長外二名が出席して開かれた。冒頭、中山会長よりここでは炭労の事情を聴取するのだが、出来れば明日労使を別々の主張を聞いて同一席上でつき合せ、その上話し合い妥協めたい。また年部の取扱いについては本日午後六時より所労とともに事情聴取を行いたいと提案、炭労はこれを了承した。

直江調査部長より炭労の主張を資料にもとづいて、要求額一方当り八〇円と、会社の支払能力について数字をあげて具体的に大要次の点について説明した。

1、炭鉱各社の経理状況として、経営指標、生産原価能率、売上高、収益状況と投資計画の内容。要求額のコストへの影響。

2、炭鉱労働者の賃金実体として、他産業労働者との賃金比較。生産と賃金との関係。労働環境特に災害の実態について。

炭鉱労働の実態把握を要請

以上の説明を行ったあと、中山会長より「炭鉱は坑内外の賃金差が大きいが、これを是正する方法はないか例へば一定の時期をみて、坑外夫のみ賃金値上げを要求し改善するなどの方法はどうかムと意見を求めた炭労より現在要求している方式は、坑内外一率方式であること、坑内外それぞれ出勤方数に相違があるので、この点である程度の是正が可能である。これは炭労も恒久研究する必要がある問題であるが、本質的には坑外夫のみの賃金を値上げしたとしても、炭鉱労働者全体の賃上げにならないことは勿論であると同時に、坑内夫の賃金といえども他産業に比して低いし、隣外国に比しても不当に低い賃金の実態である。従って坑外夫の賃金をあげると同時に坑内も更に賃金の値上げをしなければならない。実収を十分に会長は知ってもらいたいと回答した。

会長要求（斡旋範囲）の整理を要望……

更に中山会長から次の要望が出された。①要求が多数の項目にわたっているので、出来れば、これをしぼってもらいたい②あっせんの日時について、ばらばらいろいろさかれているが、一〇日～一一日頃に提案したいと考えているが、どうか。

これに対して炭労側は、①要求の基本的な事項にしぼることについては依存がない。いずれにしても組合にわたる事項、賃金処理を含めての内容は炭労対各社それぞれ話し合いして解決することにはるので、中労委会長としては要求の基本的な事項に対する内容の提示をしてもらってよい。②日時については、特に炭労としては日時を引延すという考え方は勿論ないし、また反面早急に出してもらはねばならないし、尚、炭鉱は炭鉱労働者の賃金、生活実態をよく承知の上で斡旋をしてもらいたいと回答した。

七日午前一〇時より続開

中労委は七日午前一〇時より炭労・会社側同席の上事情聴取を続行、午後から炭労の要求項目一つ一つについての細部資料の提出を行うと同時にこれに対する事情調査を行う。

宇部興産は別に事情調査……

宇部興産と炭労との事情聴取は午後六時半より七時三〇分にわたり中労委において、炭労側藤田副委員長、野智次長、上村給与部長、原田法対部長外六名炭労より三名が出席、会社側より六名が出席し同席して開かれた。中山会長より宇部興産は別に入っていないという事情があるので、本日会社と炭労に来てもらったがこの時を捉めて行くが、一三社と合同してゆくかという質問がされ、会社側は今までの慣例もあるから二の形式で進めてもらいたいと回答した。炭労は再度斡旋の中に宇部を含めていろいろを質問した。

中山会長は、今次斡旋は宇部を含めて炭労要求に対する私的斡旋である。宇部を含めた斡旋案を出すと同時、炭労側は一三社と炭労、宇部と炭労とは別での事情聴取の進行を強調した。

本日の聴取の中で宇部のランク問題について会社側と炭労側に強い違いがあることが明らかになった。会社は実質的に現在の賃金は大手一三社に遜色のないものであるとし、坑内外平均月数は一三社の上位を占める。従って炭労のいうランク排除は問題にならない。炭労はこれに対し、例えば宇部が同一企業内にありながら基本給にランクをつけているのはあやしい。又時年の採炭で坑内のランク排除を本年行うとしているが、これを実現する覚悟は了解出来ないと反論した。尚、宇部の事情聴取は明日午前本日に引続き行はれる。

No. 173

情報

九州炭労

1958年 6月7日

便宜供与拒否の通告を撤回

―六月六日覚書を取交わす―

今次賃斗に関して便宜供与拒否の通告が、われわれの重要ストの対抗措置として四月二日にあった。この件については各企業毎ごとに交渉を進めてきたが、会社側の圧力のもとに交渉が難航せ、その後全炭より各社より権限の委任をうけたから炭労も企業毎の交渉を来初してほしいという要請があり、四月一七日中斗でこれを確認、全協対炭労で交渉がはじめられたが、対立のまま進展なく今日に至った。

六月六日午後六時より東京日比谷の全協で炭労野口副委員長・西島常務書記長・田中九鉱連堀常長の間で交渉が行なわれ、次の覚書を取交した。なおこの覚書の調印は双方で文書を確認後行う。趣旨の変更はない。

覚書（写）

四月二日所各社より各資本別産合会宛および産合宛通告書（斗争資金の徴収）に関しては石炭全協・炭鉱産炭労三者交渉の結果、石炭全協・九鉱産は本日通告書を破棄し本件に関する一切の紛争を起こさない旨を三者確認し調印覚書を取交す。

中労委に提出した炭労の主張（資料）

××新聞で七月の炭労側が最労をあげて説明した内容は、次の通りでこれを「主張」として支持ご、中山××会長に提出した。

1、炭鉱会社の経理状況

二九年から三二年までの売上高、生産原価、能率は次表のような推移を示しています。

①売上高は比較的に増加し、二九年下期を一〇〇として三二年上期は一五三と一倍半に達しています。

②屯当りの生産原価は通産省が標準炭価の決定に当って調査したものによれば、ほとんど横這いです。屯当りの賃金についてもほとんど変化がありません。

③屯当りの売上高（大体炭価のうちきとみてよい）は二九年下期から三二年上期の間に一三八五円も上昇しています。

④能率は一三九%から一五三%に一九%の上昇を示しています。

以上のことから次のように結論できると思います。

a 生産原価はほとんど横這いで、この生産原価には引当金等が含まれており、そのまま労のみにはできません）で、屯当り売上高が大巾に上昇している、売上屯数も増加していますので、どう考えても会社の経理内容は確実的によくなっていると思られます。

b 一方われわれ労働者の賃金は年々若干の引上げが行われましたが、一人当り出炭高の増加により、屯当りでみるのだ引下がっていません。ですから屯当り売上高の増加はそのまま会社のふところに入り、労働者は増産の犠牲を負ほこ以に、ということになります。

	売上高		屯当売上高		生産原価				能率	
	実数	指数	実数	比較	出炭	屯当り原価	屯当り労務費	屯当り賃金	実数	指数
	億				万トン				トン	
29年下	870	100	4591		4291	3974 (100)	1962 (100)	1183 (100)	12.9	100
30年上	946	97	4744	(+150)		(98)	(99)	(100)	12.8	99
30年下	979	113	4917	(+176)	4364	3903	1934	1181	13.4	104
31年上	1019	117	5173	(+256)		(102)	(101)	(99)	14.2	110
31年下	1161	133	5407	(+234)	4883	4058	1987	1171	15.0	116
32年上	1336	153	5976	(+569)	5270	(104) 4120	(106) 2163	(101) 1196	15.3	119

註 売上高、屯当売上高、能率は大手13社 生産原価は通産省資料全国、但し32年は概定

2、収益状況と投資計画

会社の実際の収益の状態をみるために、公表利益・諸引当金の期中増減額・減価償却費の状態を次のように地表と三期表のように地表を示しており、公表利益はそれほど増加していないが、実際の収益力は大巾な増加を示しています。

労働者一人一月当りに換算すると、もっとも収益力の低かった二九年でも六五四〇円その後は年々上昇を示し、三二年上期には一四三八〇円となっています。

三三年度については計画から推定すると労働者一人一月当り一九〇〇円に達する巨額になります。

つづく

このように、社内留保による自己金融が能率的に進んだ結果、設備投資の資金調達の内訳をみれば、二次年度の自己資金四四七%、社外調達五五三%、三〇年上期実績及び三三年度計画においては、自己資金六六%、社外調達三四%と自己資金の割合が異常に伸びています。しかも投資の絶対額そのものが二九、三〇年にくらべて三二、三三年では三倍に達しています。

	社内留保						設備投資資金調達内訳					
							社内留保		社外調達			
	減価償却	利益留保	減価償却	利益留保	計	前期比	減価償却	利益留保	借入金	社債	計	前期比
二九年	2869	−198	10375	1535	14657	6.540	5020	437	4021	5206	3539	11246
三〇年	2933	+124	10315	1932	15224	7000	9272	116	3526	6072	446	19405
三一年	1546	+1005	12799	2083	18555	11.150	8817	229	1516	6494	524	15.311
三二年上期	4030	+1952	13907	1569	21458	14970	15666	950	467	7342	333	24409
三三年計画					42290	19.910	20600	357	660	10650	580	31200

（単位一〇〇万円）

	社内留保（三三年上期）					
	利益留保	減価償却費	公表利益	計	人員	従業員一人当たり留保金額
三井	2,755,539円	866,842千円	3,622,380円	1,537,191円	70,105人	6,988円
三菱	945,225	357,235	1,302,392	2,397,352	26,931	13,946
北炭	144,376	658,526	802,422	1,397,124	20,341	14,643
住友	39,104	621,596	660,456	926,154	32,794	16,608
明治	66,700	422,294	456,186	731,370	3,559	14,691
雄別	105,510	191,268	165,651	313,069	9,409	16,341
太平洋	38,235	194,944	162,327	406,956	3,954	19,954

（註）1、資料はすべて石炭協会公表資料による　2、運転資金等の増引当金は翌期末現高の増加額
3、資産償却費は資産総額　4、当期利益金は公表数字　5、32年上期は証券市況停滞の影響で三倍し比
6、32年度の社内留保額は32年上期の社内留保実績額と、その間設備投資に伴う借入金との比率をつかって設備投資計画中の自己資金額から設定計算した。
7、社内留保の設備投資以外の分は借入金返済、繰延費用の償却、社外投資等にまわっている。

二、労働者の賃金

1 他産業との比較

炭鉱労働者の賃金を一般産業と比較してみよう。この場合、筑豊炭田を基準とします。

これによれば、三二年には炭鉱筑外炭を一〇〇として、鉄鋼一八八、化学一五三、造船一五二、電機一九〇、化学一五三、造船一八〇、私鉄一五五と製造業はいずれも筑豊炭を上まわっています。三二年当時すでにかなり低位にあがっていた炭鉱賃金はその後低下の一途をたどっています。

最近の状況を三三年一二月の資料でみると、鉄鋼一七〇、化学一四八、造船一六五、私鉄一五五と三一年より若干差はちぢまっていますが、二位のひらきにまでは戻っていません。

	炭鉱筑外炭		鉄鋼筑外炭		鉄鋼		化学		造船		私鉄	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
27	12056	100	16909	140	19957	160	18493	153	18393	152	16755	135
28	12457	100	17970	133	22213	165	20512	155	21107	156	20092	149
29	12619	100	18065	138	23953	183	24011	183	21659	165	21799	166
30	14140	100	18933	138	25303	179	26944	190	24657	174	23278	165
31	15712	100	20553	130	27465	183	29259	186	29292	186	24392	155
32	17459	100	24693	141	32650	187	35826	205	28992	165	27604	158

（註）1、32年度月日定期給与+(賃時給与÷6)で算出　2、労働省毎月勤労統計より。
3、金額は産業省資料炭外は成人男子の平均　4、指数は筑豊炭外炭を100とするもの

2 賃金と賃金

賃金における産業の比較は難しく二年にせよ一四年に遡しています。一方物価で割った労働者の実質賃金は一三〇にしかとっていません。その結果、能率と対比してみた場合、賃金は二年比べ一割以上も切下げられています。

	能率		人員	物価	実質賃金		実質賃金能率
	人時	指数	約月間	指数	金額	指数	指数
27	297	100	12500	100	12500	100	100
28	113	114	14493	107	13536	108	95
29	120	121	14901	113	13187	105	87
30	129	130	15339	112	13691	110	85
31	139	140	16795	118	14319	114	85
32上	145	146	17139	118	14292	114	78

炭鉱と賃金（能率は金属工業資料、賃金は産業省月報、物価は総理府全国消費調査）

	炭鉱	自動車
地区	9230	1138
筑外	1359	1181
全産業	2122	1.91
工業	2046	1.77
商業	9.195	6.69
鉄道	1365	1.04

3 労働の環境

炭鉱の作業環境は、約七割の筑内夫が地下労働という特殊環境にあるほか、筑外夫を含めて、一般産業工業に比べるならば、労働強度はかなり強い。しかも危険度は高く、災害は多い。産業病の発生率も他産業より高い。筑外夫でも、ほぼ他産業と同じ率です。

名産業賃金比較(32.8)

	日数	前期比
産業鉄	14285	69
鉄鋼業	20610	115
金属	18304	112
造船	24624	110
機械	23007	107
化学	19307	107
電気業	21109	117
公益業	20562	109

したがって絶対的にはもちろん相対的にも炭鉱労働者の賃金の低位性は一朝に改善されていないといえます。

会社の主張

以上の政府の資料に対し至民側は、次の見解を申出ました。

一、需給の見通しは悪い

イ、昨年末の経済界の不況は、最近ようやく石炭需要の支柱である電力の消費量にまで及びつつある。これに伴って石炭の需給も、これまでの消費者貯炭から業者貯炭の増加段階へと波及し、産業不振期ともに、石炭界はいよいよ本格的な不況の渦巾に入ろうとしている。

ロ、これに対応して大手業界では五割引五％程度の生産調整を行い、需要の復調を企図しているが、これにも拘らず、上期末には業者貯炭は二〇万トン、工場貯炭五五万トンに合せて一千万トンへ国内炭の二倍に近い歴史的なみない多大な貯炭が生ずると予想され、明白なる不況の危機に見舞われることは手測にかたくない。

ハ、勿論、この需要に即して、業者貯炭の増加に伴合つての上期九三億円の販賣収益、下期重油の石炭への転換等をとり上げ、その実施方を強力に推進しているが、これに関しては未確定の要素が多く、これが実現されない場合は需給事情は更に悪化する見込しである。

二、炭価値下げ問題である

イ、この需要は需給に最近の硬調の上に現われており現在、業務産業としての石炭の採掘を急創出している電力すら五〇円の値引要求を出しており、最近の需給事情からすれば相当の譲歩をせざるを得ない情勢にある。

ロ、また、中小炭鉱の価格は一〇三円の炭価に対べ大巾なものを一〇〇円、小巾のものを五五〇円の開差を示しており、しかいう値化せんとする傾向を増して、価格の崩壊はまことにゆつりよすべき事態に追い込まれている。

33年度国内炭需要見通し

（単位 千瓩）

	出炭量(A)	ストック(B)	炭況調整(C)	修正出炭量(A)-(B)-(C)	輸入(+)	計	期末貯炭
1 供給							
上期	27,160	1,333	633	25,194	35	25,259	4,200
下期	28,840		491	28,349	35	29,502	30,857
計	56,000	1,333	1,124	53,543	70	54,761	

	電力	鉄鋼	化学	窯業	計	貯炭	需要	貯炭
2 需要								
上期	4540	4181	3094	18719	18777	2500	28269	22958
下期	2206	8406	1374	22,296	22496	2200	32502	31002
計	11,746	12,587		41,015	41,378		52,761	53960

3 設備期待額

期初貯炭	2,233	
期末貯炭	4,203	
増減	+1,970	
設備	4700	+93億円

注イ 33年度炭産1,333千瓩は44月ストック減産を示したもの。

ロ 33年度ストック減産は全国1,824千瓩、内大手1,444千瓩であり所は白口1,666千瓩。内大手1,417千瓩である。

（西部炭鉱業は33年度下期に7〇万瓩のストック減産を見込んでおり、これに上期の33年度停止炭量はナス5,473千瓩、下期末貯炭はマイナス1千瓩とされている。）

国内炭業者別貯炭実績

（単位 千瓩）

年月	中小手	鉱業業者	計	大手	合計
29年 6			1,316	2,937	4,253
7			1,280	2,998	4,278
29年 6	555	676	1,231	2,794	4,025
7	525	704	1,226	2,082	4,308
8	449	727	1,176	2,965	4,141
9	499	798	1,297	2,927	4,224
10	402	786	1,238	2,974	4,212

国内炭業者工場貯炭合計最高最低実績

（単位 千瓩）

年度	最高				最低			
	貯	業者	工場	計	貯	業者	工場	計
28	2817	4275	5267	9547	2712	2221	2547	4769
29	2919	4224	5470	9694	3012	2664	2527	5191
30	3017	5722	5220	6942	3115	1146	2596	3752
31	3110	1928	4132	6061	3218	1234	2087	3321
32	3212	2095	5542	7637	3214	1419	2541	3760
33	3319	4203	5594	9797				

No. 174

情報

九州炭労

1958年 6月8日

中労委アッセン除々に進む
八日より人員をシボリて聽取

七日は予定通り午前一〇時より労資同席で事情聽取、引続いて芝野者、更に午前三時三〇分より炭労と午前七時三〇分より宇部とそれぞれ事情聽取を行った。中山会長はこれらの事情調査の中から斡旋案をだす糸口について藤案をかためようとしている模様で、明日より労資それぞれ人員を少数にして進めて行きたいと提示してきた。

XXXXXXX

労資双方の主張対立

労資同席の事情聽取は、予定されたとおり午前一〇時より中労委において開らかれた。中労委より中山公長外二名、炭労側は鷹巣委員長外一八名、芝野有劇は各社労働部長及び主役より能勢専務理事外二名がそれぞれ出席した。同席中山会長より「労資より資料にもとずいて、その主張をきいてきたが、双方同席のうえそれぞれの見解を明確にしたい」という発言があった。

炭労は、既日の主張を再確認（賃金部長が見解をのべ情報一七三号の炭労主張参照）、具体的に会社の支払能力・炭鉱賃金の実態を説明した。

会社側は芝浦松本理事・小山田九鉱連事務局長からそれぞれ炭労の主張に対する見解を、会社の主張内容・石炭の需給状況などから説明した。

炭労は、この会社側の主張内容の説明について「公表している主張内容からしても支払いは可能である。まして会社の公表数字には相当のウラ主型の操作があるからなおさらである」と強く追求、会社側もある程度の主張変化はあるといわざるをえないかぎりで迫いこんだ。

中山会長は「両者の主張点について基本的に相違がある。時間も迫ったのであらためて労資同席のうえで事情聽取の機会を設けることにしたい」ということで一一時五〇分に終了した。

中山会長より細部事項を質問

炭労にたいする個別聽取を午後二時三〇分より四時三〇分まで行った。

会長より炭労にたいし「要求について八〇円の外に賃金を伴う要求はないというものであるか

炭労より従業の要求といわっているのは中では年令勧奨金の初年度正（二人分の会社が支給しなければならないものであるが、当面はいくらか助成が要る。③その他には・本人分の端手当もいくらかいるであろう。④家族手当は方一人口について二〇〇円、第二人目が一〇〇円上がっている。⑤検査期間えあたらしく設けられたものであり、これも若干の費用がいるようになる。

会長より産業上特にかわったのは何か、芝野有劇は、従来と炭労の要求は大切にはとんどかわっているといっている

炭労より①年令勧奨金の初年度正、②技能給のベースアップの復元、③夏期賞の改訂交渉、④各族手当の増上げである。しかしこれらは本質的にかわっているのではない。

会長より芝野有劇は、基準外について、全部いまいちで地方でやっていたのを、今度は山元でやるといっているが、これにつりてはどうか。

炭労より従来炭労でやってきたのは、基準内賃金のみで基準外はいつも地方・山元でやっていた。基準内についても大綱的なものしかきめていない。原則の問題など例外は全部ヤマでやっている。このように双方とも同じやりかたもかわっていない。

会長より会社側は要求の内容がいまへでと変わっている。今までヤマでやっているものをヤマにおとしてはたまらないといっている。産業賃金は、（三〇〇円上げたが、いろ人なものを含めると三〇〇〇円になる。

炭労より そのようなことはない。会社側から正確な数字を出してもらってあとで反駁する。

以上のように労働災害を含めて事情聽取を終了し、ひきつづき芝野有劇の事情聽取を行い、午前七時三〇分から八時三〇分まで宇部炭産（炭労に対してのみ）に対して次の内容の事情聽取を行った。

会長より産業上における基準の問題と、大手と同様五〇円の要求について、また芝野は宇部の主張内容は特殊な事情にあるといっているがどうか

これに対して炭労は、宇部の特殊事情には有利な面もあることを具体的にのべるとともに、ランク非常の問題については、産業会社側が確約した一〇円のランク非常したことの主旨と山陽との関係の問題についてと説明を行った。

引続き労資同席の事情聽取

中山会長から明八日午前より個別調査を引きつづき行いたいという申入れがあり炭労は午前三時からということになっていたが、本日の事情聽取の結果双方の意見に大きな開きがあるので明日午前三時から再度労資同席で事情聽取をやりたいとの提案がありこれを了解した。

No. 175

情報

九州炭労

1958年 6月9日

八日：労資同席で双方論争

八日の中労委審問は、予定を変更し七日労資同席の続行として、午前三時より七日のまゝの人員で五時半まで行われた。七日行った炭労の見解に対し至管者側より反論がされ、これをまた炭労より反論した。その後至管者側より、石炭業界の現況説明があるという説明が行われたが、中山会長より提示書に対し、一項目毎に質問がなされ午後九時終了した。なお明九日は午后四時より事情聴取が行われる。

会社側の反論

「赤字・黒字は思いのまゝ？」

「企業会計と税務会計は違う」

午后三時から開かれた労資同席の審問聴取では、先ず至管者側から昨日の炭労の主張に対する反論から始められた。要約すると左様は

1、会社の公表利益と税務署に申告する利益は明らかに違っている。これは青色申告によって行うので後い違いが出てくるのは当然である。しかもこれを五年位の長期でみれば三井鉱山でも約一〇億円程度しか差違がない。税務会計と企業会計は違ってくるのが当然である。

2、炭労の資料では社内留保の減価償却費、退手引当金など含めてやっているが、社内留保は単、金勘定であり、資金配分をしている減価償却費を利益というのはおかしい。退手引当金は賃金の後払いであり、また減価償却費は複式簿記である。

3、賃金は一三四%上昇している。賃金の上昇率は大手一三社の数字を使い、生産高は全国平均の数字を使うのはオカシイ。

4、能率が上ったというが、これは科学化の結果で労働者の努力は見受けられない。機械化の結果で能率が上るのは当りまえである。

炭労の反論

―至理の好転は否定出来ない筈―

以上のような主張に対して炭労側が強く反論した。至管者側は炭労の反論に対してムキになって喰ってかかり、中山会長はリヤンツリ、至管者側も炭労の言分を否定することは出来ないであろう。問題しかも問いという気をもつと理解してもらうようにすべきではないかという発言で打切られた。炭労側の反論の要旨は

炭労多数派の組合員がどうこういうことでなく退手引当金制度にしても不況の時は法律で許されに限度までも出来ない。しかし好況の時は限度以上に積立てている。現在多い少いということでなく、このように積立を行ったということは会社至理の好転で、炭労側があげている結果はこれの反映として出している心のである。

この反論に対して会社側があまりムキになって弁明を行うので、中山会長は、

会長〜炭労が言っているのは、提出している指標が好況不況にみるバロメーターになるということをいっているのだ。私もそう思うし、至管者側もこれを否定することは出来ないでしょう。むしろ至管者側はどんな弁解をするより石炭の見通しが問いと云っているがこの点をよく説明されたい。

炭況の先行き暗い？

「本年度出炭より増産の七%操短を強調」

中山会長の発言で至管者側はこゝを先達と炭況の先行きは暗いと町炭協、産業政策などいろいろ（情報一七三号の会社の主張参照）強調した。炭労はこれに対して投資の拡大、炭況の長期的判断などを追求、かれら自からは、不況は一時的現象であることを言わしめた。その要旨は次の通りである。

至〜炭況は約炭の増大で見通しは暗い。炭価引下げの強力な主張も需要者側より出ているが、今度の操短で出休態度が生じ、コスト高となる、全く見通しは暗い。

炭労〜政府は長期エネルギー政策として五ヶ年計画で七六〇〇万トン出している。これは至管者側も認めている点である。短期的には炭がおちることは認められるが、長期的にみた場合は明らかに上向いている。出休が生じるのは何故投資を増大したのか、そのような見通しならば当然手控えるべきでないか。

至〜三四年度は消費に向うから、長期的な必要から投資した。

炭労〜長期的にみた炭況はどうか、ハッキリ見解を示せ。

至〜長期的には上向くが、一時的には三三年度上期は暗い。

炭労〜暗い〜〜というが、三二年度の出炭実績は五三五万トンであり、今度操短したという出炭が五三〇〇万トンで実績より多い。会社側が強調するように全く暗いものでない。

（つらへ続く）

小人員での事情聴取…

昨日七時三〇分より中山会長の要請により人員を救つての事情聴取に出向いた。庶務は原事務長、森岡、野口副会長、古賀事務局長、岡、野宮次長、直江調査部長の七名が出席し、午後九時まで中山会長より、庶務の要求書について、一項目等について細かい質問が行われた。

明九日は午後四時より事情聴取が行われる。

以上

No. 176

情報

九州炭労

1958年 6月10日

個別聴取の中で労資の主張対立

一〇日午前同席で論争の予定

六月九日炭労の事情聴取は午後五時三〇分より開らかれた事情。所上中山会長は炭労の基本要求についてと、基礎者は大一大な財源があるとの内容を明確にするため明日労資同席のうえ、論争を行うことになった。

明日午前一〇時より炭労の主張を入れて労資同席で聴取を行うようにするという回答をおこない、その後解散があった。

明日これに対し、炭労は岡大長・直江調査部長・上村総務部長及び企業連調査部長二名乃至三名が出席する会社側もこれに応じ九名は全大会が出席する。

会社側ここを先途 中山会長にネバリ込み

九日午後五時三〇分から開かれた事情聴取には、炭労側より原事務長・藤岡・野口調査部長、吉富事務局長、野田文部長が出席した。前後の模様から勘案すると、中山会長は要求内容質上は別についての炭労側の最終的意向の打診を行おうと考えていたようである。そのために事務者にある質上は別以外の要求について、炭労側に基礎者側が今のまゝでは決定出来ないと言明していることを強く、このことについての炭労側の意向打診を行ったと判断できる。その大略は次の通りである。

会長〜炭労が原日具体的に一週間程にわたり説明して事務に対する、会社側の説明をその後受けた。その結果炭労の主張と大巾な相違がある。〝数次解雇〟〝請求当〟〝炭鉱始〟〝生産期能始〟等の要求は、いずれも非一大な財源を必要とし、これを別の社会情勢の現状はできないと云っている。

炭労〜会社側は事実を誇張して非一大な財源があるとしたが、その内容を明らかにする必要がある。したがって明日双方が同席に対決し再同席に解明したいと要求した。

会長〜基礎者側の意向をさいて、できれば明日午前一〇時より炭労の主張を入れて労資同席で聴取を行うようにするという回答をおこない、その後解散があった。

明日これに対し、炭労は岡大長・直江調査部長・上村総務部長及び企業連調査部長二名乃至三名が出席する会社側もこれに応じ九名は全大会が出席する。

全炭鉱中労委に調停を依頼

全炭鉱はさきに九日の期限付回答を求めていたが、炭労のアッセンに伴い、基礎者側も回答が出来ない結果となり、労資双方九日中労委を訪れ調停を依頼した。なお、非公式の情報によると八日、全炭鉱直接事務局長が中山会長を訪れ、「全炭鉱の回答を九日まで待ってもらうよう要求しているが、どうも安易見込みがない。一つ調停をしてもらいたいと依頼したが、中山会長は「炭労筋から切れれば全炭鉱はかゝるわけにはいかない」と言明したと伝えられている。いずれにしても全炭鉱は炭労に対するアッセンと提示値となるであろう。

三井砂川でガス爆発!

…またく同志一〇名が犠牲となる

去る六日の中労委アッセンの席上、炭労側より中山会長に抗内坑内について、特に災害の減度防度についての要求をまたく会社の誠意なき犠牲となった。

砂川二坑一区三番坑道附近において、午後三時頃ガス爆発を惹起した。この箇所は昨日まで作業を休止していたのであるが、作業を再開するためにガス排除作業を行っていたものである。

爆発直後直ちに救護作業を行っているが、午後一一時二〇分現在までに三名が救護、八名死亡、一名重傷、残りの二名は未収容されていない。

×××××××××××××

ひんぱつ災害は政府の怠慢・言訳より実行せよ！

参院社労委で出水事故（東中野）を追及

阿具根・山本参議の活躍

去る五月三一日、参議院社会労働委員会を開いて、最近頻大の一途を辿っている炭鉱災害（東中野、中川江口炭鉱）にみられる大出水事故について取り上げ、政府側代表として通産省鉱山保安局の小幡井局長を呼び政府当局の保安監督行政に対する怠慢及び今後の災害防止対策にするといメスを入れるなど追及した。炭労政治顧問で同委員である阿具根参議院からその内容がおく水されてきた。なおこれら災害については山本参議と共に緊張な面けいをとり下ら今日更に斗いを発展させていくことになっている。

あいまいな施業案認可

質〜江口炭鉱は昭和二五年以降一三年もなるのに通産省には出願の坑内図を全分調査検討することもなくそのまま認可しているのが現状のようだ。中大鉱業は三一年八月に認可されているが不確実な坑内図を前提としている武藤鉱業所の手落ちではないか。また三〇年八月にいえば政府は石炭合理化法をつくり石炭の減産を奨励しているときに行政がこのような不完全な炭鉱を認可社ねばならなかったか

答〜鉱災によって病気を治料を喪失しているのは事実であり、その信いろく綜合的な判断から正確と認められる坑内図がつくられているが、最も病産な坑内図の作成には技術的な問題性が伴い更に中小炭鉱は資金や技術者が乏しく、その内容に欠陥があったのではないか。現在はまだ詳細の検討も行なっているし、或は大規模の技術によれば正確に出図の修正も相せられるものであるか、中小炭鉱では経済的に無理がある。従って会社の提案する坑内図に依存しているが認可に当って特に慎重を欠かりがあったとは思われない

原因を明らかにしないのは責任回ヒの口実？

しどろもどろの答弁、苦労中の一兵卒

質〜東中野の時は、明らかに現業員をこえて炭鉱としていたのを当局は知っていて、中止命令出すまでに一週間もかかっている。それであの災害だ。そんな悪質は局長は知らないかも知れないが、調査員は通いている筈だ。この時の責任を追求しないというのは出水現場を確の内は明確な原因を追求せないといっていたが、現在半年以上を経ても、いまなお一体の死体もあるから事件の真相を明らかにすることが出来ない。

質〜それでは東中野の場合いつ出来るかわからないではないか。今なお一体の死体も遺族から事切論現在も実明されないまま、江口炭鉱の災害が起きてきている通産省の態度を聞いていると、会社も正しい、鉱業所も手落ちはないというか、現在江口炭鉱では出水の原因があったのを隠蔽調査をしている事実があるではないか。局長の答弁では鉱業所の現者はないようだけれども現に現場の死亡者を出しており、死人に対するとの責任が余りにも可哀想だ。先の説明によれば出水災害では会社の責任による過失以外に方法はないというが中小炭鉱は経済的に弱っているし、東中野も中大も大体このように考えられるが、例えば機械設備として何年何月に購入したとか或は炭鉱業者から志望いろいろの調査をしたことを行って、このような不幸の失害に対処できるようにするとかいろ〜の方法で打つ手は考えるべきではないか。もし現行法規に不備の点があればじん〜に改正案を出しなさい。通産当局は一回だけでこのような法律改正を考えたことがあるか。局長の説明のポストをつくっているという答弁は当局にもできる。次々におこる災害は人為的に防ぎ得ないものとは思われない。予算が不足ならうんと組みなさい。これらの諸点について監督官庁としてはっきりした方針を出すべきだ。局長にはこれらの対策が出来ないならば出来ないとはっきり申しなさい。出来る人と変って貰らわねばならん。

答〜鉱区が細分化されるにしたがって調査の面積つて

機械的答弁では犠牲者は浮かば成ぬ

不備なところがあればどしくなおせ！！

質〜それでは東中野の場合いつ出来るかわからないではないか。今なお一体の死体も遺族から事切論現在も実明されないまま、江口炭鉱の災害が起きてきている通産省の態度を聞いていると、会社も正しい、鉱業所も手落ちはないというか、現在江口炭鉱では出水の原因があったのを隠蔽調査をしている事実があるではないか。局長の答弁では鉱業所の現者はないようだけれども現に現場の死亡者を出しており、死人に対するとの責任が余りにも可哀想だ。先の説明によれば出水災害では会社の責任による過失以外に方法はないというが中小炭鉱は経済的に弱っているし、東中野も中大も大体このように考えられるが、例えば機械設備として何年何月に購入したとか或は炭鉱業者から志望いろいろの調査をしたことを行って、このような不幸の失害に対処できるようにするとかいろ〜の方法で打つ手は考えるべきではないか。もし現行法規に不備の点があればじん〜に改正案を出しなさい。通産当局は一回だけでこのような法律改正を考えたことがあるか。局長の説明のポストをつくっているという答弁は当局にもできる。次々におこる災害は人為的に防ぎ得ないものとは思われない。予算が不足ならうんと組みなさい。これらの諸点について監督官庁としてはっきりした方針を出すべきだ。局長にはこれらの対策が出来ないならば出来ないとはっきり申しなさい。出来る人と変って貰らわねばならん。

答〜鉱区が細分化されるにしたがって調査の面積

うらえつづく

が問題化してきている。が現状である。そこで従来の旧
堤防を五〇米以内に接すると危険ホーリンタを行うよう
指導して来たが、今後はそれを二〇〇米に拡大して災害
事故に万全を期したい。法律改正については石炭局等と
もよく相談して検討を進めたい。

殊〈〉そんなことをはじめだ。現に江口炭鉱では坑道
の上では古洞のない地盤を、出水の大災害を起している
ではないか。不正確な能内図は直差潜で再調査をする必
要がある。又通産当局は資源に保安対策に全力を傾注す
べきだ。このようなひんぱつする災害に直面し下らぬ手
段は手を打ち得ないではないか

皆〈〉充分検討して再閣議会（六月一〇日〜三〇日
頃迄）までに今後の対策についてアウトラインを提出
するように努力する。

以上。

No. 177

情報

九州炭労

1958年 6月11日

十一日午後に斡旋案提示か？

★中山会長事情聴取を一応打切る

一〇日午前一〇時より一二時三〇分まで、労使双方の事情聴取が行こなわれた。この午後四時より引の予定でつづいた炭労の事情聴取は、午後六時より約一時間行こなわれた。会長は今までの形の事情聴取は一応これをもって打切り、具体的斡旋案作製作業に入りたい意向が示されたので、炭労は今日までの主張を再確し要望を行って打切った。

炭労よりまたも要求書の内容を説明

昨日炭労より、会社側の一方的な誘導に意見がつたので、これを明確にしたいと会長に要望、本日午前一〇時より開らかれた。炭労は関次長、直江調査部長上村給与部長外一回社の説明が出席した。会社側も小山田大鉱業事務局、甲村・甲川経理部長、この他会長の鉱長、副長等が多数傍聴として出席していた。

炭労は直江調査部長よりまた要求書の各項目につて説明、会社側の会長に対する説明は誤りであることを指摘、小山田局長と直江調査部長とが論争を展開了した。論争の内容は結果的には今日まで中労委で双方が主張していたことを、くり返したもので今までの情報を参照されたい。

炭労の主張を会長に強く要請

午後六時より炭労側の事情聴取が行こなわれた。本日も原田副委員長、藤岡・野口副委員長・吉岡事務局長・野島次長・直江調査部長の七名が出席した。会長より従来の形での事情聴取はこれをもって終り、斡旋案作製作業に入る旨の意思表示がつたので、炭労より会長に次の要望を充分考慮して、作業に入るよう強く要請して午後七時三〇分終了した。なお斡旋案の作業遅延で、もしも等でもれば責任事情聴取を行う場合がある。

1. 会社に支払能力はあり、賃金は低い

砂川労組：ガス爆発に対し一時五〇分の抗議スト

砂川（抗議一七六号）の坑口三キロ砂川のガス爆発事件は、一〇日午前一〇時現在までに救出を終ったが、病院一〇名、一名の重傷者も絶望とみられている。尚一一名軽傷で入院うち七名は一〇日退院した。原因については現在まだ不明であるが、砂川労組は一〇日執行委員会を開催、当面の対策として次の大綱を決定した。

1. 会社の責任追及
2. 遺族の慰安問題
3. 直接補償のかくとく

また六月一七日午前五〇分の抗議ストを決定、一四日の組合大会に上提することとなった。

なお、合同葬は一三日砂川鉱業所で行われる。

2. その他賃金を低い要求を考慮せよ

初任給、年令給賃金の加味増額、技能給のベースダウン分の復元、職手当、複雑規定の協定化等についても本日午前中の専門委員会で討議をして、炭労の主張を行ってきた通りである。この主張にもとづく妥協をねがいたい。

3. 幹部のランクには絶体に反対する

幹部についても組合事情聴取の中で、昨年のランク制度は不当その他について説明してきた。一三社と賃金をつけた理由のないことは明らかである。従って一四社と同様による解決をはかってもらいたい。もしこれに妥協がつくような場合は、炭労要求の解決とはならないものである。

4. ベアと賃給はあくまで別個である

組合員手については昨年の自主交渉においても、ベースアップと賃給は別であることを双方確認してきたところである。従って炭労要求の理念にもとづいて明かくにしてもらいたい。

以上

No. 179

情報

1958年 6月12日

九州炭労

斡旋案の内容を中斗で説明

一二日午前一〇時より戦術委をもち、引続いて中斗を開いたが、この中斗では斡旋案提示の際の中山会長の説明及び質疑応答で明らかになつたことを踏まえて内容を説明、斡旋案に対する態度は再び戦術委で討議し、その後の中斗で決定することになつた。一三社に示されたものも不満であることは勿論であるが、宇部に対する斡旋案をめぐり相当問題がある模様で、絶縁に到達するのは可成り時間をとるものと判断される。

斡旋案についての疑義

中山会長の説明及び質疑

一、七七〇円の捻出根拠

私鉄と同様に炭労の最近の三ヶ年間の上昇率を平均すると六五六円となる（三〇年～二二〇円、三一年～四五〇円、三二年～一三〇〇円）これに端数分でない一時金があつたので、これらを考慮すると、七七〇円～七三〇円となる。また最近三年間の賃金上昇率を平均すると四、八％となり、過去分でない一時金を含めると、五％となる。そこで現行の基準賃金約一五四〇〇円に五％を乗ずれば七七〇円となる。

二、修正給の意味

炭労要求の修正給と同じ意味である。

三、賃金の構成の内容

基準賃金に限る考え方はないが、本年の決定と同じ考え方でよい。

四、稼炭環境

これは仮賃量を計る物差しであるから坑内と関連が出て来る。そこで標準が従来通りであるので、従来通りとした。しかし、若松鉱は所在ことを山元で交渉することまで規制するものではない。主に現に稼炭環境の改善について労資の検討を待つものまで拘束するものではない。

五、要求書七項目統一、合理化の受諾条項

これについては本協定に於いて賃金問題として別途協約数を一緒的に現程しようという組合の要求は否定する。またこういう事態が起つたときに一切交渉を拒否するという経営者側の態度を否定する。例えばダ張に対抗をあつた場合、会社はアールするような全体給の要求は否定する。本年度のような場合には否定しない。またこれは組合が要求することを決して否定するものではない。即ち組合の交渉の権利を否定するものではない。

六、賃給

すべて昨年の慣行通りである。賃給とベース・アップを区別して一〇％という組合の主張も、いずれか職の多い方に吸収するという経営者側の主張も否定し、両方を併せて行つた昨年の妥協案と同じ考え方である。従って算出制度のない社につひて、これをつくるというような要求は否定する。その場合暫定的に賃給に替って一定の増給を行つた実績があればそのことは当然後来の慣行の中に含まれる。

七、賃金の合理化について

炭鉱の賃金は絶平当から多く復雑であるので整理をはかるとすることを認めたが、本斡旋案はこれにふれなかつたので、今後の研究課題としてほしい。なお研究方法というのは、表面はおのおの別々の研究所をもつてもらう趣旨である。なおその中で労資の話合の中で一致しないものについては、適時変更して行くようなことも考えてほしい。

八、宇部について

時補事情は認めるが、それは一企業所についてではなく、宇部全体についてそうなのである。昨年と一昨年の秋率を適用したのである。

九、基準外賃金

これについては炭労より要求も出てないし、斡旋案には含まれない。斡旋案の立場としては、本斡旋案をもつて賃金全体を安定し、考え方で来を裏所したのであるから、紛争を起さないよう努力してほしい。これはあくまでも、斡旋案の枠外であり、拘束力はないから、要求し交渉することは自由である。

中斗態度決定

十三社は不満ながらアッセン案を受諾

宇部については拒否、統一斗争で継続

XXXXX 午後三時より戦術委員会を開いて中山執行部案に対する意見を徴し、引続いて中斗を開き、午後七時中斗は終了した。十三社については原則として斗争案を受諾し、宇部については実質的に若干差違があるので拒否するという態度を決定した。その内容は大略次の通りである。

XXXXX

十三社関係

情勢判断について

一　全体的に不満であるが、原則として妥結せざるを得ない。

二　組織の内容中疑問のある点については、具体的詰め況民していく過程で明確にしていく。これは斗争案の提示要求の質問に対して、会長は同じ答弁をしているものであり、また取消斗争を否定するような内容の発言もあった。

三　協定が労資双方で成立するまで重災ストは現在のまゝ続行する。これは時間という延長も明確になり協定が成立するまでということであり、と、で労資の意見が対立すれば中山会長の調整を尽すということもありうる。

一三社について、「原則的に妥結する」という曲解にいたった情勢判断については、文章をもって詳細に述べることになっているが、電話連絡のあった大要は次のようである。

原則的に妥結するということに至ったのは、炭労の政力というものはまだ弱い傾向にある。その内部体制の確立の上に立って、この斗争を通じて会社の炭労の組織に対する攻撃、企業の合理化強行、期末手当等子裂される攻撃に対応するために、政力を発揮しなければ会斗争は中止せざる得ない。これらのことを断案しこれを拒否し長期の対外的、対内的に起る問題に対し長期戦術に備えた。

宇部については、単に賃金問題のみでなく、会社側は極めて強硬に組織的攻撃をかけて来ている。従って前提に解決しないと問題している。

当面の日程

炭鉱群労、総評本部の具体的内容については本日午後八時から委員会をもって炭労の方針をきめる。なお中労委に対しては大臣を通じて本日回答を行い、明日炭労の態度を正式に決定する。

宇部以外の会社に対しては、拒否したという中で回答を申入れて炭労の態度を明確にする。

以上。

No. 180

情報

九州炭労

1958年 6月13日

中斗で協定細部事項など決定

会社も原則として斡旋案諒解…

一二日午後八時より炭労で賃金を協議して、協定書の案案及び、細部事項、組織定員事項等について討議、一三日午前一〇時より協議委員会、午後一時より中斗を開いてこれを諒解、中労委に対する回答書も作せて諒解した。この後中労委に回答書を提出した。地方委員長会議を開いたが一三日午后協定書の回答案文をまつていたかのように、・原則として諒解する・旨の回答を中労委は行なった。

実力行使突入準備指令

〜中斗発第五二号〜

一、中山会長の職権斡旋に対して、昨日はすでに明らかにした中央斗争委員会の態度にもとずいて、その立場を主張した。特に長官会議に出席していない中労委所属労組の対象とすること、各社から回答された金額の中で、労組は満足を感じている点、このことは絶対に容認されないこと、労組は格差を設ける誤り以外絶一斗争として斗う。従つてこの事に解決されない限り炭労中執全体の解決にはならないこと、等の態度を明らかにした。

二、以上のわれわれの主張に基いて、六月一一日の中山斡旋案は平坦無造作の金額は十三社通りとし、降等炭労、我慢出に解釈されたつ五円ベース除入れとしたが、特に給与文の中で昨年労要問に解釈された内容で五円繰入れについて、確定問題として認定しながら、その実行について疑問ということは、絶対に容認出来るものではない。特に会社は格差設定をする目的は委員会理由ではなく、組織の内ケイと分裂にあることは昨年の山陽労組に対するとりあつかいからも明らかであり炭労組織全体はこのことを認識し、本斗争を進めなければならない。

三、第一九回中央斗争委員会（六・一一）は労組に対する職権斡旋を拒否し炭労第二斗争をもつて組織の防衛と格差撤廃の斗いを断乎推進することを決定した。よつて次の通り指令する。

記

一、斗争指標

イ、大手一三社との賃金格差の撤廃

ロ、昭和三二年三月、炭労炭鉱間の賃金平均の完全実施。

ハ、山陽との賃金格差反対

二、炭労は六月一四日以降いかなる実力行使にも突入出来る体勢の確立をはかれ。

三、実力行使の既成、力点並に突入の期日については機敏をもつて指令する。

四、実力行使にともなう犠牲は、大手一四社のカンパを以つてこれを補償する。

五、解雇撤回の差出しについては、最少限度として直ちに仮処理せよ。

六、本斗争推進のため、現地に対策委員会を設置する。

※対策委員会の構成

中央本部二名〜藤岡副委員長、原田武対部長

山口地方本部〜三名、九州地方本部〜若干名

北海道地方本部〜一名、福岡地方本部〜一名

炭鉱労〜若干名、所日本ブロック代表〜一名

大手八社ブロック代表〜一名、中央斗争委員〜若干名

七、その他必要事項については追つて指令する。

中労委に回答書を持参

一二日中斗の提案を文書にして、一三日中斗で確認、午後四時原委員長外二名が中労委に出向いて正式回答を行つた。

回答書

六月一一日提示されました斡旋案について、当方検討において仮試の結果、次の通り回答致します。

記

一、斡旋案の原文については当方は見解を異にしますので諒解出来ません。

二、斡旋案記一乃至七項目については原則として諒解致します。

三、斡旋案内容の同意並びに疑義については引続き解明を行いたい。

四、労組について

イ、斡旋案は攻撃致しません。

ロ、当方は事情説明の中で労組側から回答されたが大手一三社との格差撤廃については絶対容認されない立場を明らかにし、実に昭和三二年三月、炭労炭鉱間に解釈されたが事情についても説明を致しました。

賃金案は労組の特殊事情を理由に大手一三社との格差を認める内容になつております。昭・三二年三月協約事項を確定協約と認めているにも拘らず、特殊事情説明されないまゝに、賃金格差設定の提案はまことに重大であり諒解することはできません。

（裏面につづく）

No.

細部事項及び終戦処理事項「についての賃事決定

一、細部事項

1、修正給内外プール角度の支部は、その支部名を明らかにし、特別取扱を中央交渉で明確にする。

2、組替えを行う支部を明らかにし、会社側に詰めさせるよう中央交渉で努力する。

3、検炭規程については、解度案の趣旨を賛成とする

4、展望方策は従来通り二二、五方とし、保障給賃は差別は設けない。

5、一率引上げの額は二五円とする。

6、遡及精算の方式は各社各山の従前の協定による。他社に較べて不利な取扱いのあるものは、各社各山で協議決定を要求する。

7、遡及額の年均賃金及び建仔日額における取扱いは次の通りとする。

① 年次有給休暇及び時休暇（会社支払）は従前の取扱いとする――一月以降く　鉱別、中部、日炭、特殊

② 勝炭、使保は行政解釈による。

③ 退職手当は現行退職規程条項による。

8、引上額を精算額とするか、固定給とするかは、既通り各社各山協議決定とし、〃賃〃とする。

終戦処理事項

1、ストー期間の取扱い（終戦処理事項）

1、平均賃金の算定は従前通り（分子、分母からスト日数を除く）とする。

2、年次有給休暇の賃金取得率の算定は従前通り（分子、分母からスト日数を除く）とする。

3、時休暇の行使権は従前通りとするが、他社に較べて不利益な取扱いを行っている各社各山は、各社各山で要求する。

4、出産就業禁止、家族手当――月単位の手当――の取扱いは従前通り付録及び条件を日割カット）とする。

5、月賦医療金などの別払り延期は（一五支部）従前通り繰り延べ要求とする。

三、今次引事結に伴う特別処理事項

1、スト中の賃割厚生資金（出炭にリンクするもの）

2、スト明け後の切羽整備期間中の賃金

3、三位連特別休日の支更

これら要求は、該当資本別と協議の上決定する。

チエックオブ問題調印…

標戦一七三号（六月七日）で報じたようにチエック・オフ問題について諒解点に達したので、正式調印を行った覚書を一三日の中斗で確認した。

覚　書

四月二日各社より各資本利益合会及び各組合発遣協議（賃金斗争資金の取扱）に関する件について、日本石炭鉱業経営者協議会、九州石炭鉱業連盟及び日本炭鉱所労組合間に於いて、交渉の結果、日本石炭鉱業連盟及び日本産業労組会及び九州石炭鉱業連盟は協議書を取交し本件については一切紛争をおこさないことを三者間において確認、本覚書をとりかわす

昭和三十三年六月六日

鉄労炭鉱部
田中五之助
殿

以上

年　月　日

No.

細部事項及び終戦処理事項「についての賃専決定

一、細部事項

1、修正給内外プール角度の支部は、その支部名を明らかにし、特別取扱を中央交渉で解理にする。

2、組替えを行う支部を明らかにし、会社側に説明せしめるよう中央交渉で努力する。

3、被災関係については、解度案の趣旨を貫えとする

4、最高方数は従来通り三二、五方とし、保護飲食には差別は附さない。

5、一率引上げの額は三五円とする。

6、道及賃貸の方式は各社各山の従前の決定による外、他社に較べて不利な取扱いのあるものは、各社各山で協議決定を要求する。

7、道及賃の平均賃金及び建保日額における取扱いは次の通りとする。

① 年次有給休暇及び臨休暇（会社支払）は従前の取扱いとする――一月以降、坑別、守部、日数、坑馬

② 勝災、建保は行政解釈による。

③ 直接手当は現行民間扶養系項による。

8、引上額を賃貸給とするか、固定給とするかは、既年通り各社各山民間決定とし、"賃"とする。

二、スト期間の取扱い（就業処理事項）

1、平均賃金の算定は従前通り（分子、分母からスト日数を除く）とする。

2、年次有給休暇の賃金取得率の算定は従前通り（分子、分母からスト日数を除く）とする。

3、臨休暇の行使取扱は従前通りとする外、他社に較べて不利な取扱いを行っている各社各山は、各社各山で要求する。

4、出産祝金賃与、家族手当（月額の手当）の取扱いは従前通り日額及び条件を日割カット）とする。

5、月賦医療金などの引去り起期は（一五支部）従前通り繰り延べ要求とする。

三、今次斗争終結に伴う特別処理事項

1、スト中の福利厚生資金（出炭にリンクするもの）

2、スト明け後の打切整備組織中の賃金

3、三鉱連特別休日の変更

これら要求は、該当資本制と協議の上決定する。

チェックオブ問題調印

情報一七三号（六月七日）で報じたようにチェック・オフ問題について諸解決に達したが、正式調印を行った覚書を一三日の中斗で報告した。

覚書

四月二日各社より各資本制産合会及び各組合既遣協議（賃金斗争資金の左隊控除）に関する件について、日本石炭鉱業協議会傘下炭鉱会、九州石炭鉱業連盟及び日本炭鉱所労組合間に於いて、交渉の結果、日本石炭鉱業連盟及び九州石炭鉱業連盟は協議書を取交し本件については一切解釈をおこさないことを三者間において確認、本覚書をとりかわす

昭和三十三年六月六日

炭労総評　田中五之助

炭鉱　以上

訂正

情報一七九号中左記の点を訂正致します。

1、表面上段、五、要求書に関係概化、合理化の免責条項の本文中、五行目「会社はプールしするような……」とあるのを、「会社にプールするような……」と訂正。

2、同下段、八、守部についての本文中二行目、「昨年と一昨年の数字を適用……」とあるのを、「昨年と今年を綜合して特殊事情を適用……」と訂正致します。

以上。

No. 181

情報

1958年 6月15日

会社側の横車で意見全く対立

協定書草案の交渉難行

炭鉱労働者が中山鉱業所を統制として吸収し、これにもとずく細目の交渉を一四日午后二時半より東京日比谷の芝仮で開催した。双方の

炭労側協定書案

○○会社と日本炭鉱労働組合とは、昭和三十三年一月以降の賃金に関し左記の通り協定する。

記

一、賃金構成

従前の協定通りとする。

二、労働時間

従前の協定通りとする。

三、基準賃金

(1) 本人給額に一方当り左の平均額を加給する。

坑内夫　　三五円（〃）

坑外夫　　〃　（〃）

右金額中一〇円を不合理是正のため修正給に充当する修正給の配分については、各社各山において協議決定する。

(2) 新制中学卒満十八才男子の初任給は各社各山において協議決定する。

(3) 家族手当の額、支給条件については従前の協定通りとする。但し支給条件は適当でないものについては、各社各山において協議決定する。

(4) その他の事項については、従前の協定通りとする。

四、協定期間は昭和三十三年一月一日より同年十二月三十一日までとする。

諒解事項

昭和三十三年　月　日付○○会社と日本炭鉱労働組合間の協定書に関し、左記の通り諒解する。

記

一、協定書記三、(4)の本人給額には本人給と認められる諸手当を含む。

二、協定書記三、(4)の加給額は修正給を除き一律加給とする。

会社側協定書案

○○会社（以下単に会社という）と日本炭鉱労働組合（以下単に組合という）とは昭和三十三年一月以降賃金並びに家族手当等に関し、中央労働委員会（以下単に中労委という）中山会長の斡旋案にもとずき左記の通り協定し、ここに本協定書三通を作製、会社・炭労並びに中労委各一通を保有する。

記

一、賃金構成

イ、賃金構成

昭和三十二年五月協定通りとする。

2、労働時間

昭和三十二年五月協定通りとする。

3　基準賃金

(4) 本人給

(イ) 現行本人給に一方当り左記の平均額を加算する

坑内夫　　三四円八三銭（〃）

坑外成人男子　　三四円八三銭（〃）

女子及び一八才未満男子　　二七円七〇銭（〃）

右金額中坑内夫並びに坑外成人男子については、一一円六三銭、女子及び一八才未満男子については九円七〇銭を不合理是正のため修正給として充当する。配分については（各社）各山において協議決定する

(ロ) 満一八才男子の本人給は昭和三十二年五月協定に準じ、（各社）各山協定通りとする

(ハ) 本人給にさき会社組合双方が組替えを提案と認められる山については組替えを行う

三、協定書記三、(3)の組替えについては本人給実績既成事実をもって行う。

四、協定書記三、について、昭和三十三年六月一日以降実施するものとし、一～五月間の調査は従来の慣行に従い各社各山で協議決定する。但し他社と較べ均衡を失する場合は各社各山で話し合いの上決める。

五、今次スト中の取扱いについては左記の通りとする。

1、諸休暇及び退職手当の平均賃金の算定、諸休暇の資格、年次有給休暇の資格取得年の算定等の取扱いについて、他社に較べて均衡を失する場合は、各社各山で話し合いの上決める。

2、会社の賃金並びに月賞金の引去りについては譲歩べる。

3、生産奨励手当、皆勤手当の取扱いについては各社各山の慣行による。

4、三月七日より十二日の間は、前しの取扱いについて異議を唱えない。

覚

昭和三十三年六月　日付○○会社と日本炭鉱労働組合間の協定書並びに同諒解事項に関し、左記の通り覚を取交す。

一、協定書記三、(4)の家族手当の支給条件の変更による賃金増加は今次加給総額の得外支給とする。

二、諒解事項記四、の新算額は平均賃金の算定に当りその基礎に算入する。

三、検炭規程については従前通りとする。但、百俵処理制なものについては各山で協議決定する。

四、引上額を減額とするかは各社各山で協議決定する。

メモ

一、昭和三十二年三月十五日付国交斡旋の精神は本協定に適用する。

(B) 家族手当

額　支給条件・支給範囲とも昭和三十二年三月協定（但し書きを除く）通りとする

(C) 賞罰作業量

修正条項を含み昭和三十二年三月協定通りとする

(D) その他基準賃金に関する諸事項については、昭和三十二年三月協定通りとする

二、臨時給与

総賃金に率じ従来の慣行により各社において協議決定する

三、協定期間

昭和三十三年一月一日より同年十二月三十一日迄とする

諒解事項

昭和三十三年六月〇〇日付〇〇会社と日本炭鉱労働組合間の協定書に関し左記の通り諒解する

記

一、協定書記一、一の賃金構成については、昭和三十二年三月協定の新津鉱パッスイによれば従前と前協定があれば明協定、なければ最近の率となっているので基準内賃金の項目及び定義は当然含まれている

二、協定書記一、二の労働時間については坑内業務について従来（各社）各山で協議して決定してきた慣行はみとめる

三、協定書記一、三、(4)、(4)ロ三項の修正給の額については全額をその目的のため充当するものとする

四、協定書記一、三、(4)、(4)ロの初任給については現在取り決めがたく新たに決定を要する場合昭和三十二年三月協定「覚」によるが、当覚記一、賃金分布は現行本人給によるものとする

五、協定書記一、三、(4)ハの組替えについては現在（協定年月日）実施済人給の調査表をもって行う

六、協定書記一、三、(4)、(4)ハについては昭和三十三年七月以降実施するものとし、一万全六月の精算については個人精算は行わず簡便法によるものとし、その具体的方法は昭和三十二年三月協定にもとずく（各社）各山の方法によるものとする。支払の期期については（各社）各山において協議決定するものとする

七、今次炭労賃金要求書が七項（いわゆる金体給を含む）については中山鉱業所長五、により会社・炭労（所属組合を含む）は協定期間中一切の紛争を起さないこととする

覚

左記事項については、今次中山鉱業所長五、にもとずき次の通り諒解し本覚を取交わす

記

一、賃金構成は各山における従来の取扱い通りとする

二、臨時給の賞与給は昭和三十二年三月協定にもとずく（各社）各山協定とする

三、年令勤続給（これに類する賃金）については、本人給配分の要素とする以外は廃止、但年修正を行わない

四、技能給（これに類する賃金）の再査定は現行実績の範囲内においてのみ行うことができる

五、特殊業務七については労使双方それぞれ研究する

R2

No. 182

情報

1958年 6月 16日

九州炭労

炭労基本問題獲得まで斗争を継続

―会社側の態度全く不誠意―

昨日に引続いて一五日午後六時過ぎより小委員会は再開して明け方に迄、双方の意見は対立したまゝ全誠意なく、会社側は最後案を提示、これに上交労の応諾はない。炭労が折れるならいつでも交渉を開くという エウマンな態度で小委員会は事実上決裂の状態となつた。

その後炭労は執行委員会を開き、これに対処する方針を決定。今後団交で最終的な対立を徹底することを決定。午後一時よりの中斗連絡会議で最終決戦を決め、至夜に早入れた。その結果、十六日午後五時より至夜で交渉を開始することとなつた。

小委員会双方の対立

決裂状態で

一五日午前六時二〇分より最後的に妥協の至夜で一四日に引続いて小委員会を労資とも昨日同様のメンバーが出席して開かれた。

会社側より原本的な問題につき個別対立点があるので、協定書起草と併行して、この対立点の調査を行いたいということで双方それぞれ別室に引続いて論議・協議、双方の対立がより明白になつたのみで、八時五〇分一旦休憩に入つた。

午後十一時五〇分から続開されて補上、会社側より双方の対立点を検討した結果、最后案としていと問題として、各項目につて考え方を表明した。

を検討するための〇時一五分休ケイを長深、本部に帰つて政府筋で検討、一六日午前四時四〇分から約一〇分間にわたる小委員会で、炭労の態度を表明した。

会社はこれに対し「昨日より事態の進展百く線解決態に入つたと断定せざるを得ない。いくら交渉を重ねても出方がないので交渉を中断するし、断を立つた。炭労より「今後どう進めるのかしというのに対し、会社は「組合の態度をかえてくるならいつでも交渉にたするしとエウマン不誠は発言を行い、交渉は決裂状態となつた。

尚、配給については一六日午前五時一〇分より交渉を行つたが、依然何らの進展なく交渉は休ケイに入つた。

以上の経過に対する対策を政府筋で討議を行つた。即ち一六日午前一〇時石炭主協に対し、会社側が交渉中断を申入れた態度に対し、これは交渉決裂状態と解してよいか、とただしたところ、

至協は、本日も交渉は再開するが、内部の会議を午后三時に行うので、交渉時間については、午后五時開始したいとの回答があつた。

しかし、政府筋は調停交渉を通じて何らかになつた今後の企業連、山元（黒崎斗争を含む）斗争を中央決定でしめつけようとする露骨な意図に対し、基本的な問題として排除するために、断乎として斗いを継続しなければならない事を確認し、予定一時より中斗連絡会議を開催、今後の対策について次の通り決定した。

1. 炭労の態度は原則としての解釈であつて、労資の間で具体的意見の一致をみない限り、完全妥協はありえない。（原二〇回中斗（六・一三）の決定）

2. 我つて右の態度を会社に明らかにした中で交渉を進める。

3. 以上の方針に基つて、交渉団（基本的な問題に対処する）を次の通り任命する。

政府筋対―四名、八社中斗―三名、九共斗中斗―二名、地方中斗―一名、計一〇名

〃 この交渉は直ちに政府より申入れを行う。

十六日午後五時「より交渉」

至協に対し炭労より申入れを行つた結果、一六日午後四時より石炭を協において交渉を行うことを決定した。

炭労の交渉委員メンバーは次の通りである。

原委員長、野口副委員長、古賀書記長、副次長、畠山三鉱連委員長、双葉北炭連委員長、田中古炭連書記長、その他九共斗中斗より二名、地方中斗より一名及び直工副委部長がオブザーバーとして出席する。

（裏面につづく）

最終段階における対立点

一、協定書

イ、前文

会社ら中山鉱業を設解して今次斗争を終結するので、あるから内自主解決と謳う。従って前文に中山会長辞職にもとづく、を挿入する。

組合ら事実はそうだが協定は必要ない。

ス、賃金構成

会社ら昨年の協定には基準外賃金を含まれている。あとで紛争を起さぬよう明確に協調する。

組合ら昨年の協定で昨年問題がはじなかつたのだから昨年通りの協定でよい。

ろ、本人給

(1) 保護給賃のランク

会社ら保護給賃には昨年通りランクをつけたい

組合ら絶対に第例できない

(2) 修正給の額

会社ら修正給の額は労使協議のと決議できるが、協議組合ら修正給はどの程度に密か判断できぬので疑問通りの協定とする。

(3) 家族手当

組合ら特殊事情であるから明治については交渉に応ずるが

ら個者をとつてよい。

会社ら検討する

三、賞与年末

イ、いわゆる会体給

組合ら鉱業をめぐる労資双方の理解が深まるので直ちに中山会長の辞職をたゞしたい

会社ら検討する。

三、賞

イ、前文

協定書前文と同じく対立

ス、検討規程

会社ら苦情処理的なものは当然だ。鉱業にあるものは協定にすべきだ。

組合ら鉱業の主旨は、現状通りということだから改変はいらない。

ろ、年令勤続給、技能給

会社ら既目になった歴史については本年やらないといらこと名ならかの形で補償してほしい

組合ら既目になった要求はやらない。それは補償するまでもないことだ。

ハ、保証給

会社ら従前の協定通りとするが定期昇給のものについては今次賃金問題片えに関し各社各山で協議決定する。

組合ら昨年の紛争賃協等通りの考え方である。

対立点及びその意義

(1) 基本的な問題としては、会社は中山鉱業を基大所収し、それに便乗して今後の企業運山天斗争（組織斗争をふくま）をしめつけ、圧制しようとする見解を意味である。

このことは「協定書及び覚書の前文、検役規程、保証給」等の項に示されている。

このことは基本事項で、その重要性は、全員にまさるとも劣らない意義をもつており、断乎排除する必要がある。

(2) 中山鉱業をめぐり双方の理解が全く対立しているものでは、いわゆる「全体給」の項がある。この項については、中山会長は「賃金給与として一般的に規定化することは時期尚早であり、組合が要求することを否定したものではない」ことを明らかにしているので、別便で中山会長の理解をたゞすことによつて一応の解決を見出すことが可能である。

(3) 純然たる理解上の問題としては、保護給賃のランク、修正給の額即等である。

No. 183

情報

九州炭労

1958年 6月17日

基本的事項諒解点に達し 三分科小委員会で交渉開始

基本的な対立に対し、炭労は双方の見解を明らかにするため、昨五時より再開して夜中まで交渉を重ねたが、僅かな妥協もあつたのみで交渉を一旦打切り、一七日中山会長の斡旋を双方でたのしに交渉を行うことに相違の一致をみた。一七日正午より中労委で中山会長を中心として約一時間論争し、炭鉱視察、全体論について明らかとなり、引続いて午後七時より再度至誠で交渉を再開した。

昨夜しまして出案、斡旋案は、昨年三月当方と貴方との間に協定した五円賃入れ問題を今年度より実施する事を約束し、大手十三社との賃金格差を実質的に縮める内容になつており、当方としては之を拒否することを決定致しました。よつて今後は貴方との団体交渉によつて、問題の解決を図りますので、速やかに団体交渉を再開するよう申入れ致します。

万一貴方が団体交渉に応じない場合、又は回答が不満な場合は、炭労を実力行使に突入させますので、念のため申し添えます。

昭和三十三年六月十七日

日本炭鉱労働組合中央斗争委員長　原

宇部興産株式会社々長　中山英一殿

一五日の団交で会社は、中山斡旋案は会社としてあまりかつかないものを含んだものだから、炭労の要求もわかるが、もう一度特殊事情について話し合いたいと繰返し主張した。

炭労はそのようなことではどうにもならない。中山斡旋案は万解出来ないから拒否したのである。問題の最点は五円を出すか、出さないかという問題である。そこは話を続けて行かねば交渉をもつて、いくら特殊事情の説明のオウムリを繰り返しても何にもならない。そのような交渉ならする必要はない。なお又は宇部を突入さした場合は一切を現地解決するという方針である。と明確に通度を表明交渉を打切つた。

その後会社側に対し会社より交渉申入れがあつたが、筋が違つていると申入れを拒否した。

中山会長の見解

一七日正午より中労委で労資双方の交渉団のメンバー各出席して、全体論と炭鉱視察の斡旋内容について約一時間にわたり説明の説明を行つた。この説明については炭労本部で速記をとつているので、後日近所する。この速記を要約すると、

1. 全体論について
市場交渉一本化、合理化）に伴う賃金問題の交渉に応ずる旨を中央協定にせよというのは、時期尚早である

（うらにつづく）

賃金構成について諒解
強力な徹夜団交

炭労は交渉団として、原、野口、古賀、岡、金江、中畝、磯山（三井）、浅妻（北炭）、岡中（古河）、中村（住鉱）、土屋（日炭）、渡田（鉱連）の一一名が出席、至誠者側は能勢、松本委員長専門職事、中山相互鉱連事務局長、以村委員長、専務三井労働部長、男打三菱労働部長、原島北炭労働部長、神林住友労働部長、建設日炭労働部長、飯島興業として住友鉱本人事部長が出席して、一六日午後五時二五分より開かれた。九時二五分で一旦休憩に入り、九時三五分より九時五〇分、一一時三〇分より〇時三〇分と続行された。この交渉のなかで、問題になつた事項は次のとおりである。

1. 賃金構成について
基準内外を含め、政府の決定の通りということで了解即ち各企業連、山元でいままで慣行でやつて来た前は何等問題をうけない。

2. 炭鉱視察、全体論について
一七日中山会長の見解をたのしたとて交渉を行う。

3. 会社側は前2が解決すれば団交（中山会長斡旋案）にもと乗くべは明確する。

4. 年賃協定について
婚給ベース・アップ〜と定期賃金の問題は昨年の協定通りとする。即ち昨年より有利にも不利にもしないということで双方了解致した。今後は賃金小委員会で進めていくこととなつた。

宇部興産に交渉申入れ
一五日の団交全く進展せず

宇部炭産に対する中山斡旋案は炭労として拒否した。十三日到着申入書を提出、一五日宇部興産側本社で団交を開いたが、会社は「特殊事情」を述べてもらいたいと繰返し、何等の進展なく団交を打切つた。なお宇部のスト突入後は、炭労は団交を現地宇部に移すことを伝えた。

申入書

当方は中山中央労働委員会々長の斡旋案について、炭

るということであり、この問題は全くて事実問題という山山会長の回答であつた。然つて現所於小委員会で主張していくことと変りはなかつた。

2、検査規程について

従来通りということであつて、当情処理的なものは当然山元でやるべき問題であるという見解であつた。即ち検査規程の中味は同じことだけれども、当情処理的なものは当然山元で取りあげてやつてよいということである。

双方の意見一致

その後午後三時より昨日に引続き予算において、原則的事項に関する交渉を行い、午後四時二〇分より休憩、会社側は社長会議を招集し、中労委会議のテーブルコーヒーを聞く切り別室協議を重ねて、午後七時半より再開、会社側より折れて意見の一致をみて、午後八時二〇分交渉は終了し、当初の小委員（賃金）会で決定書の趣旨に入ることとなつた。基本的事項の解決の要旨は次の通りである。

1、決定書前文について

前文については会社側は「中山会長斡旋案に心とすきしは削除する。なお会社側は最后までこの字句に拘わり因及び斡旋決定事項としいと提案したが、最后に会社側の意見を下部に知らせてくれということで削除した。

2、賃金構成について

昨日決労より解した通り基準外賃金も含めて昨年決定通り。

3、検査規程、全体給について

決定の中には検査規程、全体給については触れない。即ち昨年通り。

4、臨員給与について

昨日の交渉で申し出通り、昨年通りで民事的には四割（各科長）に止める。

各分科会の交渉始める

以上基本的事項について会社側の譲歩により意見の一致をみたので決定書起草小委員会、特別従業員処理小委員会、臨給小委員の分科会で早急に活動を出すことになつた。

決定書起草委員会は、岡次長、直江調査部長、上村給与部長外各社員事数名が決所側より出席する。

特別従業員処理小委員会は、①ストー明け後の切崩工作間の賃金保障問題、②福利厚生費（北当りで支給して いるためストで支給しない）従反赤字七円、北成八円）問題、③三井同体の特殊公休問題等、④北成組の抗内手当問題等、事務ストー実施支給の特殊ケース についての従業員処理を協議するもので、決労より吉賀事務局長外中数一名及び当職会事連より出席する。

臨給小委員会は各社毎に組別に開かれるが、決労より野口副委員長がそれぞれの小委員会に出席する。

以上

No. 184

情報

九州炭労

1958年 6月18日

賃金協定確認。スト中止を指令

★★重点スト九〇日で妥結……

一七日午後九時半より五反田において、協定調印第小委員会、賃給小委員会を精力的に推進した。しかし、〝保護法案の差別撤廃〟・〝賃給〟が対立して進まず、一八日午前三時半頃より再び団交（二五日、一六日の団交メンバーに切りかえて、ようやく深夜妥結に到達し、引続いて小委員会で午前七時頃協定調印第第12について確認した。さらに全体的な成文起草案について交渉、地方賃給について各社別に交渉を進め午前九時三〇分三時間の解決を夜切りに廣況諒解点に達し、午前一一時特別経営委員会を除いて全般的に諒解点に達した。

炭労本部は本部に引揚げ、賃給委員会、午後二時より中斗でこれを確認、重点スト突入支部の中止指令、中部炭産のスト突入指令を決定し、午後五時より五反田における賃金協定書を始め妥結処理なども正式に確認した。

鉱員協定書案 双方諒解点に達す

鉱員賃金協定書の起草は一七日午後九時半過ぎより小委員会を切って交渉を進めて行って来た。保護法案の差別・問題で対立、問題国会を開き、代表者会議をもつなど解決に努力を払った。最終的には協力調印し、一応が一方四万三〇〇円五〇銭に対し、保護法案は八三〇円で割切った。これで昨年保護法案は八〇%であったのが八七%と昨年より比率を引上げたことである。一率引上げは二五円としたので、修正額は九円五〇銭と五円ということになる。後述協定書を参照されたい。

実力行使中止に関する指令

〜中斗発第五三号〜

中山特別委員会以来、一週間にわたって妥協団体交渉を行ってきたが、交渉は六月一八日午前一一時全項目について諒解点に達した。第二一回中央斗争委員会（六月一八日）は賃金協定書、全般解決、全覚書、全案事項について検討した結果、満場一致でこれを確認した。

よって三月二十一日以降実施制限ストライキ実行中の各支部は六月一九日以降の実力行使を中止、全員一番方から就労せよ。なお就労にあつて保安に万全を期するため必要な場合は、その差出人員について各支部で協議決定せよ。

右指令する。

興炭労にスト突入指令

〜中斗発第五四号〜

興炭（興炭一八三号）の通り炭労は早部に団交を申入れ一五日第一回、更に一八日団交を申入れつ八日午後七時より開かれるが、現在まで会社は誠意事情を炭労に報告させようとする態度をおし通そうとしている。

従つて当初決定の方針にもどすべく、一八日中斗でスト突入を確認し中斗発第五四号で指令した。内容は石炭産業全体の解決の方向のなかで、炭労の要求の正しさを世論に訴えるため、第一波より第三波まで波状スト突入指令する。

当面の日程など決定

十八日午后二時よりの中斗で当面の日程を次の通り予定として確認した。六月一九日午後一時より闘争を明確、カンパ財源作業を行う。

六月二〇日午後一時より中斗開催、今回の中斗行動などの総の評価を行う。

六月二一日、スト突入支部調査部長会議、カンパ闘争等の確認。

六月二一日賃斗協力書作成の委員会、就業者賃及び八社スロック一、九共斗ブロック一、既達一、地方中斗一、九北地本より各一名出席し、大会前の中斗に出す提案を作成する。

六月二五日乃至二六日頃、九北地方調査部長会議を市産、協定書についての説明を行う。

（うらへつづく）

協定書

○○会社と日本炭鉱労働組合とは、昭和三十三年一月以降従員賃金並びに臨員給与に関し、左記の通り協定する。

一、職員賃金

1、賃金構成

従前の協定通りとする。

2、労働時間

従前の協定通りとする

3、基準賃金

(A) 本人給

(イ) 本人給欄は一万円刻り左の平均額を加給する。

坑内夫　三四円五〇銭（切上）

坑外成人男子　三四円五〇銭（切上）

女子及び十八才未満男子　三〇円　（切上）

右金額中坑内夫及び坑外成人男子については、九円五〇銭、女子及び一八才未満男子については五円を不合理是正のため、修正給として充当する。修正給の取分については各社各山において協議決定する。

(ロ) 新卒中学卒業十八才男子の初任給は各社各山従前の協定額とする。

(ハ) 本人給につき会社組合双方が組織之を証明と認めた各山においては組織之を行う。

(B) 家族手当

職、支給条件、支給額とも従前の協定通りとする。但し昭和三十二年三月〇日付協定書記三、(ハ)の但し書を削除する。

(C) その他基準賃金に関する諸事項については従前の協定通りとする。

二、臨員給与

従員賃金に準じ従来の慣行により各社において制定協議決定する。

三、協定期間

昭和三十三年一月一日より同年十二月三十一日までとする。

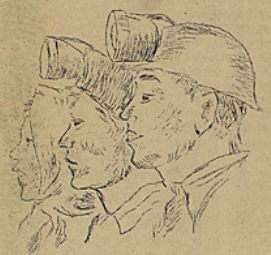

覚

今次スト中の取扱に関し左記の通り覚を取かわす。

記

一、清休賃の平均賃金の算定、清休賃の取扱い、年次有給休暇の賃格取扱基準の算定基準の取扱いについては、（各社）各山従前の慣行による。

二、会社の賞金並びに月賞金の運営については繰延べる。

具体的取扱いは実績に応じ、（各社）各山において協議決定する。

三、出産能率賞与（精勤賞与）、家族手当の取扱いについては従前通りとし、他社と比べて均衡を失する場合は（各社）各山において協議のうえ決める。

四、三月七日より一二日の間の臨休賃の取扱いについては今回に限り（各社）各山において協議決定する。

以上

協定書

従業員賃金

昭和三十三年六月〇日付○○会社と日本炭鉱労働組合間の協定書に関し左記の通り協定する。

記

一、協定書、記の従前の協定の解釈は昭和三十二年三月協定の試算額協定による。

二、協定書記一、1、の賃金構成には基準外賃金を含む

三、協定書記一、2、の労働時間には臨時賃金について従来各社各山において協議決定してきた慣行を含む。

四、協定書記一、3、(A)、(イ)の本人給欄には、本人給と認められる諸手当を含む

五、協定書記一、3、(A)、(イ)、の加給額は修正給を除き一率加給とする。

六、協定書記一、3、(A)、(イ)の六三歳の修正給の額については、労働協議の結果全額充当することが不合理と認められれば、協議することが出来る。

七、協定書記一、3、(A)、(ハ)の組織之については、本人給定義協議をもって行う。

八、協定書記一、3、については昭和三十三年七月一日以降実施すべきものとし、一応六月の実績は従来の慣行に従い各社各山で協議決定する。

紛争解決

一、別紙覚書の協定給又は臨員給部分の配分については、各社各山で協議決定する。

二、臨員給の保障給は各社各山の従前通りとする。

三、年令制限給（これに関する賃金）、技能給（これに関する賃金）については、各社各山の従前通りとする。

紛争解決

（六月〇日　協定書確認印）

一、別紙覚書の協定給又は臨員給部分の配分については、各社各山で協議決定する。

二、臨員給の保障給は各社各山の従前通りとする。

三、年令制限給（これに関する賃金）、技能給（これに関する賃金）については、各社各山の従前通りとする。

No.185

情報

九州炭労

1958年 6月23日

中小の賃斗本格化する…

各社ゼロ回答で二三日より実力行使に入る

大手の賃斗が六月一八日に終了したが、九州炭労では、傾斜中であった中小の賃斗に力を集中することになり、中労共は一七日(二一日正午)の期限付回答を要求し、中断していた交渉も動く活発になってきたが、二一日の回答は新屋敷を除く全組合殆ど回答で、予定通り二三日から一斉に無期限ストライキに突入しようとしている。

取少限目標は大手妥結額

九州炭労では、六月一四日午前一〇時から賃斗委員会を開き、中小の賃斗目標及び戦術を検討し、Aクラス(中労共)を先頭に最低の追い込みをかけることになった。午后一時から中小ブロック斗争委員会を開催し戦術委員会の結論を提案し、全員でこれを確認した。

到達目標

大手の妥結額三四円五〇銭(総額)を最低とし、これに到達するまでストライキを続けていく。

斗争スケジュール

A級(立川、飯野、共同、鴻池、日吉)、B級(小坂、利昌)、新屋敷、九採

六月一七日(二一)までの期限付回答を要求し、二三日から無期限ストライキに突入する。

B級(本城、新岡山、新山野、伊藤興、後藤組、仁鉱、吉の浦、筑豊、岩屋、田川)

一九日(二六)までの期限付回答を要求し、二八日から原則として無期ストに突入する。その他の山小は現地の支部とオルグが、A級、B級の斗争状況をみて、逐次回復、戦術をきめて斗争を進める。

会社提案はゼロ回答

新屋敷標作引上げを提案

A級は二一日会社の回答を受けとったが、いずれもゼロ回答を行ってきた。新屋敷では一人当り外一〇円、保護七円の賃上げを標作引上げスリかえ、実質的には賃下げになるよう回答を行ってきた。大手との賃金格差を維持しようとする至密者で、最低目標大手妥結額で斗う組合員と大きく対立して、斗争は組合長側になるものと予想される。現在までの各支部の状況は次の通りである。

立川　二一日正午までの回答要求に対し会社側は〇時四五分、組合に対し、「現在団体、電力関係との間で原価交渉をやっており、二、三日後にならなければ具体的な提出はできない」旨の文書回答を行ってきた。組合では二三日午前八時からツツキ大会を開き、斗争態勢を整備することになっている。

飯野　二一日午後六時から交渉に入ったが、会社側のゼロ回答で、約一五分で交渉は決裂した。

共同　二一日午後六時三〇分から交渉を開始した。

他の地方も追込みをかける

北海道、南部地方の中小も追い込みにかけ、三月北海道地方は一九日から交渉を再開、本二三日(二五日)正午までの期限付回答を要求し二六日一斉方より実力行使をきめている。南部地方も二七日から入る模様である。二三日の北海道ブロックの会社回答は次の通りである。

東興内〜一方当り賃内外一七円五〇銭　保護一三円

高根〜〃　一三円　保護六円七〇銭

雲母〜〃　一三円　保護六円五〇銭

南幌〜〃　別途協議

芽室〜〃　別途協議

上尾幌〜一方当り賃内外三五円、保護三円五〇銭

取少限目標は大手妥結額

九州炭労では、六月一四日午前一〇時から賃斗委員会を開き、中小の賃斗目標及び戦術を検討し、Aクラス(中労共)を先頭に最低の追い込みをかけることになった。午后一時から中小ブロック斗争委員会を開催し戦術委員会の結論を提案し、全員でこれを確認した。

到達目標

大手の妥結額三四円五〇銭(総額)を最低とし、これに到達するまでストライキを続けていく。

斗争スケジュール

A級(立川、飯野、共同、鴻池、日吉)、B級(小坂、利昌)、新屋敷、九採

六月一七日(二一)までの期限付回答を要求し、二三日から無期限ストライキに突入する。

B級(本城、新岡山、新山野、伊藤興、後藤組、仁鉱、吉の浦、筑豊、岩屋、田川)

一九日(二六)までの期限付回答を要求し、二八日から原則として無期ストに突入する。その他の山小は現地の支部とオルグが、A級、B級の斗争状況をみて、逐次回復、戦術をきめて斗争を進める。

会社提案はゼロ回答

新屋敷標作引上げを提案

A級は二一日会社の回答を受けとったが、いずれもゼロ回答を行ってきた。新屋敷では一人当り外一〇円、保護七円の賃上げを標作引上げスリかえ、実質的には賃下げになるよう回答を行ってきた。大手との賃金格差を維持しようとする至密者で、最低目標大手妥結額で斗う組合員と大きく対立して、斗争は組合長側になるものと予想される。現在までの各支部の状況は次の通りである。

立川　二一日正午までの回答要求に対し会社側は〇時四五分、組合に対し、「現在団体、電力関係との間で原価交渉をやっており、二、三日後にならなければ具体的な提出はできない」旨の文書回答を行ってきた。組合では二三日午前八時からツツキ大会を開き、斗争態勢を整備することになっている。

飯野　二一日午後六時から交渉に入ったが、会社側のゼロ回答で、約一五分で交渉は決裂した。

共同　二一日午後六時三〇分から交渉を開始した。

会社側は現在の原価の下を理由に至理内容遅延の申き申を出すばかりで交渉は進つかず、再び二三日午後七時三〇分から八時三〇分まで交渉をひらき、前日の申き申を繰返した揚句、賃金現行横ばいを回答、アッケない幕切れとなり交渉団は山元に引揚げた。

早良　二一日に回答をうけるようになっていたが会社側は、本日行われる鉱業連盟での社長会議までないと回答できないと申入れがあり、二二日(今)交渉に入ったが、額の提示もなく決裂した。

山口　二一日午前一〇時四〇分〜二時三〇分の交渉で会社側の回答は、別府鉱の現在に伴う企業設置と規模の不足を理由にゼロ回答、担任交渉のうごきは全くみられない。

新屋敷　二一日午後一時から交渉会社側は「現行標作(四九五トン)を三三四トンに引上げる。賃上げは考えている。現段階では具体的にはえない。組合は標作の具体的引上げをやり直し、賃上げの具体的提案が出来ないことはないではないかと強く要求して打切った。本午后四時に交渉を再開、会社提案は、標作の引上を認めれば、先内外夜人男子一方一〇円、保護七円の賃上を行うという、逆に賃下げになるような回答で決裂した。

二二日午后一時から再び交渉を続けたが、会社側は昨日の標作三三四トンは理論的に正しいが、南北のこれを三五トンにしたいと、標作引上げ一点張りさ、組合の目標の追求にあい、決裂。

九採　二一日午后九時から交渉を行ったが、額の提示はなく、二三日からストに突入した。

他の地方も追込みをかける

北海道、南部地方の中小も追い込みにかけ、三月北海道地方は一九日から交渉を再開、本二三日(二五日)正午までの期限付回答を要求し二六日一斉方より実力行使をきめている。南部地方も二七日から入る模様である。二三日の北海道ブロックの会社回答は次の通りである。

東興内〜一方当り賃内外一七円五〇銭　保護一三円

高根〜〃　一三円　保護六円七〇銭

雲母〜〃　一三円　保護六円五〇銭

南幌〜〃　別途協議

芽室〜〃　別途協議

上尾幌〜一方当り賃内外三五円、保護三円五〇銭

中★興★労

オルグ団の活動を恐れた会社

大量の暴力団を雇入れ…

去る五月七日発生した出水事故のため、二九名の殉職者をだした中興労組は、直ちに対策委員会を設置して活動に入ったが、会社の強力な労働政策により当初より組織問題の様相をもっていた。その後会社は大内鑛下、人員整理を通告、更に六月六日同山を通告してきた（詳細は地方委員会資料・中興支部後援会に伴う組織、企反斗争を通じ休眠）。六月二〇日から三四九州地方委員会は、中興の問題を中心として開催され、斗争の結果、中興労に対し、組織五五名のオルグ団を派遣することを決定した。このことを察知したらしい会社はこれにより組合の内部分裂をはかったまることを恐れ、早速大量の暴力団を雇入れ威圧行為をもって水も漏らさぬ警戒ぶりで、福島方面（島島）の警戒に当らせ戒厳令下のような様相を呈している。

"命が惜しけりゃ二度と来るな"

県評オルグ団を脅迫

炭労のオルグ団派遣を察知した会社は、その抗策として福岡県中間町方面から大量の暴力団を雇入れ、福島の荷揚場を占拠させた。このため江口鉱から会社の企業組織に対する組合の考え方を説明するビラをもった江口の組合員及び長崎県県評オルグ団は福島の荷揚場に到着した途端、イレズミをした兄ちゃん風の男たちに取囲まれ、そのまゝ荷揚場に数珠つなぎにされ「今度来るときはたゞでは済むと思うな」「命が惜しけりゃ二度と来るな」などと脅迫的な言葉をうけ、次の便船が来るまで一歩も荷揚場を動くことができず、そのまゝ帰らざるをえなかった。

島がこの様な状態なので、両にある三支部（鯛の浦、豊浦、福島）の状勢は確実にはつかめないが、会社は鯛の浦支部の採炭夫のうちの一班（わよそ三〇名）全員を三番方から背乗したのをそのまゝ動員して鯛の浦のバス停留所のピケに当らせ次に入坑するのを水まきでピケをはらせているため、他の班の人たちが大騒ぎをさせられ、通常一二時間の労働が一四時間を採炭させられている。また鯛の浦の炭山同志会は貸切りバスで福島に動員され暴力団と協力して荷揚場の警戒にあたっている。

島の方から出荷する場合にもアロハシャツを着た暴力団からストップされ、執行部（会社に頼らされている）の許可がなければ出られない、ということが鯛の浦からの連絡員の報告により明らかになった。

対策委員会は二三日に会議を開いてこの対策を協議することになっている。

No. 186

情報

九州炭労

1958年 6月30日

賃上げ中小

Aクラス新屋敷、共同を残すのみ

会社側の抵抗をハネかえして妥結!!

賃金交渉で最後の追いこみをかけた中小各支部は、さる二五日午後一時から中小アロック斗争を開らき各支部の機関交渉を行い、夜間徹夜の再態勢を行い直ちに交渉に入ったが、各社とも組合の横暴ゆるすまじかず、九州炭労ではこの状態を打開するため早良と突破口とし交渉を進めた結果二六日午後一時一〇分七月以降坑内外成人男子二二円五〇銭、女子及び一八才未満男子二一円五〇銭、その他大手なみの内容で妥結したのをはじめ、二八日には九採、二九日に山口・九州・三〇日午前五時三〇分飯塚がそれぞれ妥結、のこるは共同・新屋敷だけとなったが、新屋敷は三〇日午前四時現在大手なみの線でほぼ妥結の見通しとなり、共同・新屋敷のみとなる。

早良を突破口に立川・九採大手並をカチとる

六月二三日から個別ストに入った中労共各社の交渉は「条件協議」もしくは「全炭教正」迫い大日本労働の七〇〇円以下の線」を固守する各社の組織のための長期化の兆候が濃厚となったので六月二五日午前職斡委は、1・現在の段階交渉を続行するとすれば何処かを突破口として全体の収拾を急ぐ解決の方向へと導かねばならない。2・もしその可能性がないとすれば集団交渉はしくは個別交渉を考慮する必要があろう。という斡旋が行われたが早良ではスト突入日から次々に抗の状態が悪化し、すでに八尺抗は放置を余儀なくされる状態になったため、会社側は急速解決をあせっているようであるから、斡旋委は早良を突破口とする作戦を採用することとした。その場合、1各社にさきがけて妥結することを申し合せて、この早良の解決を基準とし可能である 2しかし全炭並大手七〇〇円の線は既労の面目にかけても突破を許さねばならない。3従って昨年の大手プラス二円を本年差引いて一日当成人男子二二円五〇銭、婦人二八円、平均月額七三〇円を解決目標とすることを申し合せて、この早良の解決を基準とし各社の交渉にピッチをあげることになった。

妥結内容

早良 二四日午後七時三〇分より交渉で会社は七月以降坑内外成人一方面二〇円・婦人一六円・一～六月は二〇円を基礎に別途協議という提案があり、これ以上譲歩しなく決裂し、二五日改基考慮則はさらに前提案を考えるという会社の申入れがあり二六日午前八時三〇分から午後一時一〇分まで交渉をもち次のような会社提案を交渉団はこれを決解し午後五時一〇分ストを解除した

基準賃金

七円以降坑内外成人男子一方当 二二円五〇銭（親込）

女子及び一八才未満〃 〃 〃 二八円 （〃）

を増額・一～六月については別計算

その他大手四部

基準外

早出・後残・公休 二〇％（現行一五％）

特殊公休・早休年始 六〇％（〃 五〇％）

九採 七月以降成人男子一方一〇円・婦人七円・一～六月別途協議の提案に二五日午前一〇時から交渉で行い、さらに二七日午后一〇時の交渉で成人男子二二円五〇銭・婦人一八円・一～六月については一時金の提案がなされたが、これを拒否、調のつきあげと組合要求について小委員会で、また当夜二八日午后七時五〇分突貫的に大手四部の線で妥協し三者方よりストを中止した。

基準賃金

坑内外成人男子 二二円五〇銭

〃 婦 二八円

一～六月は遡及計算

七月以降大手上昇額の差額二円を基準外のハネかえり分（一〇万円）を毎月支給、時期をみて二円を基準内に入れる。

賃金問題

(1) 早令勤続給・技能給の新設は今回は行わない

(2) 家族手当の方数制限はいし

(3) 標準は従来通り

(4) 鉱炭鑑定～立会は従来通りで賃金保証を明確にする。入坑入引は山元技式

(5) 保証給～時間給金額に八〇％（従来休炭のみ）

基準外

(1) 深夜業、坑道労働割増は従来通り、但し二四年度賃金改定時より三〇％に引上げる

(2) 呼出手当～直接一回に付一二〇円、明番一〇〇円、坑外七〇円

(3) 高所入坑手当～七〇円

(4) 不就業手当～平均賃金の一〇〇％（従来六〇％）

(5) 特殊ケ所手当

イ、高温手当～三〇円

ロ、幻覚作業手当（抵方）～範囲拡大について山元技式

(6) 炊夫・給手当～五〇〇円

山口 二一日の賃問答以来全然交渉の空気がみられなかったが、二八日の午後三時の交渉で七月以降成人男子一五円・保護一〇円の提案を出右、二九日午前一〇時の交渉で成人男子二二円五〇銭、保護二八円、別に

金

山の神祭・メーデー 五〇％（三〇％）

深夜業 三五％（二五％）

六〇％（四〇％）

福利厚生費として一時金一〇万円で妥協した

【立川】二七日午後九時四〇分からの交渉で期末手当の要求、組合は一律に対し二八日朝にかけ追求したが前進無く、組合は午前七時半からケツネ大会を開らき会社に手毛を行い会社幹部をツルしあげた。二九日午前五時五分基準外を含めの次の内容で妥協した。

基準内

七月以降就人男子三四円五〇銭・婦ゴ二〇円・

一～六月については過去精算・修正額については別途協議

賃金体系～成女撤廃は協議

基準外

特殊公休～創立記念日以外（〇〇％

皆勤手当拡充～別金協議

早出奨励～三〇％

監督業公～一万一〇円支給

【飯野】二七日午後一〇時からの交渉で就人男子一〇円・婦ゴ七円六四銭の提案があったがこれを拒否・会社側は別室会議しばらく待ってもらいたいとの申入れがあり三八日午後八時から再開したが進展せず二九日午前五時三〇分にいたりようやく妥結した。

基準賃金・

一月以降就人男子　三二円五〇銭　婦ゴ二八円

一～六月は別計算

基準外～従来通り・但し職務時変化があった場合この限りにあらず。

【共同】二七日の夕刻より幹事折衝を行ったが・会社側に賃上げの意志がみられないので交渉をうち切り組合側は会議出元に引きあげた。三〇日組合では、ケツネ大会を開らき長期戦都をかためている。

【新昭和】二七日午前四時までの交渉で会社側は次の提案を行ってきた。

イ、定円外就人　三二円五〇銭　婦ゴ七〇銭

ロ、会社提案の操作引上げの二五トンの数字については固執しない

3　退職慰藉の函数手当を二万トン以上出荷した場合一トンにつき八〇銭を支給する

この提案を拒否・交渉はケツレツしたまゝ尻送っていたが・各社のうごきが活発となるや、会社側もあせりをみせ・二九日からふたゝび交渉にはいり三〇日午前四時まで交渉をつゞけ・賃は大きなみにつきあげたが操作三〇五トンの会社幹正案にたいし・組合は操作一万一〇〇〇円を割ってはならぬ（操作になをすと二八五トン相当）と対立しているが解決は時間の問題となっている。現在までの会社提案は次の通りである。

七月以降就人男子　三四円五〇銭・婦ゴ　三〇円

但し一～六月については三二円五〇銭で精算する

その他人員の入荷とにより定職給者の賃金ベースを下廻った分を修正する（一方的五円～八円相当）

No. 187

情報

九州炭労

1958年 6月30日

中興四山 息づまる圧迫に斗う三山組合員

＝二七日上陸すると成功せず＝

六月二〇日オ三回現地委員会の九州炭労は、中興江口鉱における水害を理由とする全鉱整理反対斗争を含めるふ分で斗うことを決定、組合員一人七円のカンパを行うと共に今下組合より五五名のオルグを投入し、徹底に炭労コートホームを主旨する福岡三山に対し教宣活動を行うことを決定した。オルグは二三日到着の時に、まず江口鉱より活動を開始、二七日には四度の鉱に分乗し福島に上陸を行った。他二九日にも島側の組合員に対し宣伝戦を展開したが上陸するこ

と今をとりあって話合いすることも素力団によって阻止され、所期の成果をあげることができなかった。

オルグ団到着かんけいのうたごえ

二三日オルグ団が到着、午後三時より江口鉱を分組に みいてオルグ団会議を開き、当面のオルグ活動の目的を次のように決定し行動にはいった。

「江口鉱区では一応炭労の指導下にあるが島三鉱は、反炭労派に牛耳られ、しかも組合員には炭労の方針は知らされず、むしろ反炭労の力によって口を封ぜられている。そのためオルグ方の受入れ体勢は全然ない。そのため島に渡ることすらいまのところ困難であるので当面まず江口鉱の意志統一のための宣伝を行ない、島三鉱のオルグ活動については、対策委員会より別に指示することをきめ、午後七時江口鉱で組合員、家族による観迎うたごえ大会に参加し 約五〇〇人がオルグを先頭に会社に対し不当解雇を取り消すようデモを行なった。

おくまを島に上陸する

一方対策委員会の決断による正式構成を決定し、解雇者対策等の問題を討議し満力で斗いを展開することなどをきめた。しかしながら中興四山中三山が福島にあり、そのため会社に対してつねに攻撃を行うには、どうしても島側三山の組合員の斗争に対する協力がない限り困難である。対策委員会はこのため二七日オルグ会員と江口青行隊一五〇人で上陸を敢行し宣伝活動を行うことをきめた。

その島に組合員は、口も封ぜられ多数の繰りによる圧力と会社幹部による圧迫によって、怒ることいまでの無理を強っている。次の一文は対策委員に送られた島の一組合員の使りである。

双方の意見をきかせない

前略、現在炭山同志会なるものができ、各私宅に旅装宅に集合、北表、駐労係長の説及び立会にて結成しています。その陰多は「炭労ゴーホーム」ニスストに対する意思で、この中で「炭労が入れば何故悪いか、国方の話をさせずに判断させればどうか」といろと、圧力をかけ、果ては兵糧攻めは会社をやめてもらうという始末です。こんなことを結成に当り、北表、係長共に同じ言葉をくり返しています。

早く来てくれ

当方としては経印をつけられ、今ほ泣むとゆまぎると

態度をはっきりして動きたいのですが、現状では怖い呼鈴で炭労オルグ系山までひまえ、来山の時は活発に動きたいと思います。

現在私の家は二重、三重に同志会の連中に取かこまれている状態です。

会社は組合員をどこかに動員

また別のある組合員は

本日（二三日）炭労オルグが来ているというので、小生宅ほとり固まれました。

また現地場、銷事、パス乗降口、永木、佛、沢崎の各社、二番方の仕様、福岡の男を召集し配置しています。こ社には勿論県員も多数まいっています。

ともかく小生宅を取りまき、庭中は、庭にあった数内、とる使の新しい歌を聞て炭労オルグが来ていると判断した模様です。何様こんなことですからたまりません。

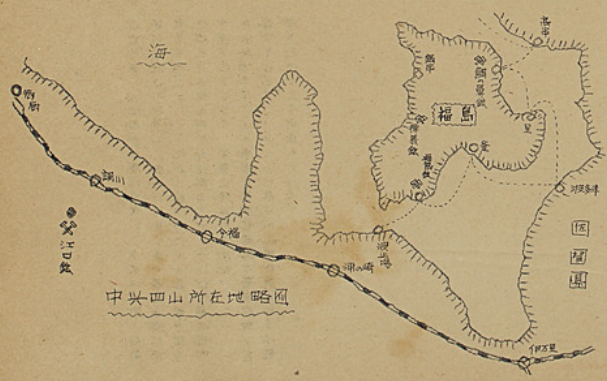

会社は炭労を島に入れたら敗けるので必死で入れまいとしているのです。
成長あたりでも言論では炭労にごまかされる。つまり敗けるといっているのです。

上陸したが組合員にあえず

こうした組合員の闘争にこたえると共に、不当解雇撤回斗争の推進のため、二十日すい炭団・対策委員、江口青行部一五四名が四隊に分散し、本隊は朝日、朝鮮隊は小瀬より出発し、領事に上陸、側の第組合員に情宣を開始しようとした所、途中約六〇名の暴力団を先頭とする警山関志会に阻止され、ついに所期の目的を達することなく、午後六時半引あげた。
九州炭労では、この事態を重視し厳重取締りを要求すると共に、あくまで島三山の組合員に対する宣伝を行うことを計画している。

No. 188

情報

九州炭労

1958年 7月2日

★中央闘争★

炭労上陸で島三山自動的ストになる

島三山二九日大会・炭労脱退を決議……

炭労中央労対策委員会は前報の通り、福島三山組合員に対し自伝を行うためニ七日上陸を行ったが、所期の効果を収めることができなかった。しかしながらこの行動により実質には時限スト同様の効果を会社側に与えたことが明らかになった。

三〇日、地労委会長、通産省からも調査団が来山を申入れてくるなど、いわば本格化してきた。現地では二の状勢と九州支部の要請にもとづいて、オ一〇会対策委員会を開き当面の対策を決定した。

市長、仲介を申出てくる

三〇日松浦市長より二問題が市議会に重要な関係があるので、双方の話合いの仲介を行いたいと申入れがあった。また市長は相原（中央委員）と知事の仲がよいので、知事を通じてでも仲介の役をとりたい、というこの会見に炭労は応諾、湯浅が出席した。市長は炭労に、鉱業への積極活動はやめてもらいたい、そうして平常の形にもどしたい中立仲介したいと要望した。炭労はまず会社が、解雇通知を撤回し倒産申請書を出すなら、オルタ団はいろおう調査し或は引上げてもよいが、そのことが確認されなければ活動は中止しないと主張した。

市長はその事を会社に話し会社が了解すれば直ちにあっせんする事を約した。

救出作業で要求

鉱体が近いうちに破出されるとおもわれるので、鉱体破出作業に従事するものの優先要求を次のように行った。

①鉱体破出作業に従事する者は九〇〇円

②その他は五月一三日の優先協定賃金一〇〇円

③救出作業現場で出勤しない日は六〇名の優先補償

④作業中に細キン等を病気になった時は公傷取扱いとする。

保安監督部来山

三〇日通商産業保安監督部長が江口に入坑して、作業の進捗を調査した。午后一時過ぎ「まだなりかかるのではないか」左三片上部に盤スクレと底圧がないのは早急にはできない。気づく度に直ちに入つてゆくべき要があるので時間がかかる。その方法によらないと保安上問題がある。」と現場から左三片から一日も早く出してくれという要望はさけたほうがいいのではないか」と調査結果を報告した。

鯛の尊の状況

組合員からの手紙

会社は炭労がきたらつぶれてしまう、ということだけ宣伝している、更に安山同志会は各私の責任者などをつめ寄せながら「炭労のいうことをきくな」「会社のいうことをきくのは手をあげろ」と、強制的に工作を行っている。炭労派と目されると人は表面にうさ上っているが、「七名はこの事実が終り次第解雇する」というっている。現在会社の本当の手先は五のみに一名か一〇〇名に一名位の組合である。

会社、軍艦マーチで動員

鯛尊に炭労が上陸したとき会社は、軍艦マーチをあじり、「何丸、何丸は組合員に脅迫、乱暴は仕事をやめてすぐこいしと動員し炭労の防衛に当った。

従って減産になり実質的には時限ストという形になった。

この問題で炭労派からニ九日の大会において質問したところ「炭労阻止動員を出炭が減じた場合でも妥当手当はでない、それはやむを得ないしといっているのを、組合員の不満が高まっている。しかしそれも責任的なものであって、表面的には安山同志会の線で押さえられている。

二九日の大会では、中央は脱退するが炭労は脱退するのではないという矛盾に対して、炭労支持派が中心になって質問を行った。安山同志会は区長が私全員を引卒して大会場にはいる状態で全く自由なフンイキがなかった。

中央労より脱退を決議

要求は提案総数ゴ二九八、二一四が脱退反対が五四組合員は四〇〇位、白紙大会議決五五名が一二〇、ということで中央労を脱退することになった。場所を反対が九九票あつたらしいが、くわしいことは知らない。

オ一〇回対策委開く

七月一日一〇時より第一〇回対策委員会を開き、オルグ団会議で果初された問題のオルタは実施してもらいたくない。②産業会の要望事項が処理されてしない③生活対策はどう考えているか。④対策委員会の関係を公表してもらいたい。⑤大成坑災害の取扱いはどうなっている。⑥うたごえが最近やられてないがどうするか。

うらえつづく

中小、産炭、無産者の一致の成果を生む

共同なおスト闘争続行！

Bクラスは四日から実力行使

中小Aクラスの賃金斗争は、新産業労組が七月一日に大手なみで解決し、共同（筑豊、日吉）をのこし、中小の賃上げの基準が大いにたかまってきた。次はBクラスの追いこみに入ることになり、九斗会では延期中であったBクラスの実力行使を七月四日から実施することとなった。臨戦態勢を固めた。

新産業大手なみで解決

新産業労組では、六月三〇日に大手なみの成人三四円五〇銭、保護三〇円の提示があったが、採炭能率三・三四トンの引上げから組合の反撃にあい、二五トン、二九日に三・二六、三〇日に三・二トン、三〇五トンと次ぎつぎに修正案をだし、そのたびに組合にたいかれ午前四時交渉はいったん中絶したが七月一日午前四時妥協三・〇トンと次のような案で漸く解決した。

安給内容

七月以降　成人男子一方　三四円五〇銭

保護　三〇円

但し一～六月については三三円五〇銭で清算する

能率　三・〇トン（採炭）

函数不当～運搬取扱に対し、二万円出炭の場合、採炭（六〇〇〇円・二万円以上の場合は一円につき八〇銭と支給する。

定員給者の人員入替え等により賃金ベースを下廻っている分については、中小を援護する（一方八円）

共同　二七日以来決レツ状態のまゝ、解決のみとおしもついず解散していたが、二九日、炭労九州委員長、田中連盟理事長会談の結果、市長仲裁のための交渉再開について意見が一致し、さらに三〇日に毛利福岡地区事務局長、太幾連盟調整部長会談後、七月一日午前五時五〇分から交渉を再開し、飯野なみの額の提示があったが、会社側の生産力上で再び交渉は中断された。（生産実績

北海道中小も大部分妥結

北海道地方のAクラスは裏面交渉を行い六月二五日から四八スト、第二次二八日より七二時間ストをきめ斗っていたが二八日までにほとんど解決したが、全部三〇円を割って妥結したことは、九州地方のA級にかなりの影響をあたえたことは、われわれの念願である中小を含めた時下の統一斗争について十分教訓の余地を残した。Bクラス（対商部交渉）は二六日から四八ストをきめ、前二級、北炭四山の重要交渉で大部分が解決した。

安給内容（一）内訳保護

Aクラス

東鹿内～三九円、（三五円）

高根～三五円（八〇％）

油谷～二五円（八〇％）

芽沼～一五円（七五％）

豊里～三五円（三〇円）

上尾幌～三四円（一九円〇銭）

Bクラス

新二岐～三五円（三〇円）

北炭～三四円（一九円三〇銭）

住吉～二五円（三〇円）

平岸～三三円（三〇円）

藤田～一七円（七五％）

北栄～一七円（七五％）

奈良～一七円（七五％）

幌別～三〇円（賃金なし）

朝～三〇円（三〇円）

は月平均一人当六〇〇円で、これが上にならねば一〇〇円アップにしかならない）。二日午前九時から弾市前前を行っているが、組合では一五名の傍聴戦を含む組合員が若松水社におしかけ圧力をかけている。

問題は対策委員会と話合って解決する。

②は教宣活動を強化する方法で解決する。

③は平均五万円の基準金を要求している。

④三池、三鉱のオルグを行い、うたごえの会には各組合より参加せしめて演出会と併せて行う。

①は山元の事情もあるので二人位で交替してもらうようにする。

②はたびたび要望できる問題とそうでない問題は、会社へのにくしみにかうよう調査活動を行う。

③については当面会いのばすことを中心に行い、四々の

No. 189

情報

九州炭労

1958年 7月3日

炭労大会第一日
賃斗総括・斗争批判提示

第三〇回炭労定期大会は、東京神田駿河台館において七月二日より五日までの予定で開催された。一七三名の代議員が出席、議長団に中村優次（三菱方城）、武藤武雄（太平洋）、長坂久雄（大賀郡）の三氏を選出した。第一日は賃斗総括報告及び斗争批判書を提案、第二日目これに対する質疑、討論、補足、第三日午前中、炭労斗争方針、午後より炭労本部機構改革についてそれぞれ提案、質疑、討論、検討を行い、第四日午前に中央斗争について、第四斗争カンパについて、全国炭鉱従業員の公認賃金獲得のため、午後中央執行委員の選挙を行う大会日程の大綱を決定した。

山元の斗いの経験を斗争批判にもりこもう

小柳国鉄労組委員長、小林日教組委員長、内山日中労交回復会議議長のメッセージをうけ大会成立を午前一〇時三〇分に行った。ただちに原委員長の開会あいさつのち賃斗経過報告に移って大会が始まった。原委員長のあいさつの要旨は次の通りである。「一一〇〇有余日にわたる斗いの経過を本質に報告し、さらに中斗の斗いの批判を出している。これを中斗の批判にとどめることなく、山元で直接斗った全代議員の十分な討論により、この批判が名実ともに今後の斗いの糧となる批判書とするための討議をお願いしたい。」

つぎいで中村炭鉱組合長より地区斗争経過について報告を受け、共闘連絡会議別府組委員長より、組合分裂以来今回の統一までの経過と、統一についての政府の妨害を感謝してありさつを行い、スローガンの採択に入った。

スローガン決定

一、期末手当の要求を完全に斗いとろう。
一、生活と権利を守るための全産業部門に闘争を展開しよう
一、金属支配を八幡のけ組合の強化をはかろう。
一、職場交流で全国の斗争を発展させよう
一、政府資本家の犠牲サボの責任を追求し安全闘争を斗いとろう。
一、全労協との交流で階級的連帯を深めよう。
一、最低賃金制の確立、社会保障制度の拡充を斗いとろう

賃斗総括・斗争批判を提案

午後一時出席人員一四三名で開会、社会党及び炭労政治顧問、共産党、菅生事件被告団代表、国上金属労組委員長、風見日中国交回復委員長からそれぞれ、あいさつをうけた。その後古賀事務局長が賃斗を中心とした総括報告及び賃斗の批判書を提案した。批判書は次の各章から出来ている

①、賃斗の成果と欠陥、②、戦術について、③、われわれの斗争態勢について、④、生活対策と賃金問題について、⑤、中小支援斗争について、⑥、全産業との共闘について、⑦、次の斗いに備えて

各章にわたって具体的に現実検討を行った。

これに引続いて各地方代表に移った。九州炭労より久原西部書記長が、中央斗争を中心とした経過を報告。さらに山口、筑豊、北海道各地方本部より経過報告を行い、午後四時三〇分第一日目の大会を終了した。

（以上）

大辻・賃金細部で対立四日よりスト
共同の交渉進展なくスト続行

大辻労組では中労委調停による賃金協定に従って、六月二三日会社から回答がされたが、当組では細部要求として職位、職制規程の改訂、基準外収入等その他一八項目を挙げ交渉を進めている所、基準外収入等は殆んど回答がなく、七日二日の交渉で打立し、二日に三日正午の期限付回答を求めて四日よりストライキに入ることを決定した。会社の態度は従来にみられない厳しいものであるといわれている。共同もすでに報告した通り強硬交渉は難行している。

（うらえっすく）

会社の抵抗で長期斗争必至

六月二三日の交渉で、本給賃金については坑内外成人男子三四円五〇銭、保護三〇円の大手会社側答がありたが、機械及び機械現場で対立して賃金協定はいまだに成立せず、細部要求（職場要求）にいたっては、無回答で会社の抵抗もはげしくなってきた。大は労組では、最本賃金、職本手当等すべて実力行使に入らずして見通なみになされており、近年長期にわたる斗争は組まれていない。昨年から職場斗争も出来になり、今度のように大きな項目ははじめてであり、会社側もこのまゝ放置しておけばどんでもないことになるとおそれをなし、この際組合をおさえておけという強硬な態度にでており、これをハネかえすためには、長期にわたる強力な斗争以外にない。現在までの会社回答は次のとおりである。

基準賃金

成人男子三四円五〇銭　保護三〇円

年令年功給はすえおく（職本加年加算をしていた）

基準外

早出残業の割増しは次期賃金改訂時に考慮する

呼出手当〜一回につき坑内四円、坑外三円を増額

三時から小委員会と協行、会社側は次の回答を行った

基準内〜成人男子三三円五〇銭　保護二八円　二〜六月については半額を分割払いしたい

生能廃止についての提案は撤回する

基準外〜通勤手当五〇〇円を七月以降支給する

以上の回答をうけた組合では直ちに斗争をひらき、このままでは以上三四円五〇銭は絶対に切らぬ、まして六月の半額分割払いは組合をバカにしたもので無責任である。それだけの支払能力は充分あると判断し一歩も引かないと強硬な態度で交渉をつゞけることになった。

三日午前五時からの交渉で、会社はこれが最終案だということで次の提案を行ってきた。

会社回答

成人男子三二円五〇銭、保護二八円、修正給については別途協議。一〜六月の差額は基準内のみで補償する

通勤手当五〇〇円。

組合はこれを不満として午前九時三〇分より代表折衝をつゞけている。組合一七〇名が会社にデモを行っている

共同・一〜六月はマケテくれ　おこた組合員本社に動員

共同の交渉状況は、機械一八号でしらせたとおりであるが、二日午前九時より午後八時三〇分まで事態収拾のため鈴事折衝及び事務折衝をもって話しあったが、会社側は鶴通炭鉱の企業整備を中心におき組合側の基礎線をひきだそうとして双々どして、中々問題である賃金については全く不誠意で遅延しなかった。組合は小委員会である程度につめていこうということで午後一一時再び小委員会に入り前進案の提示をもとめたが会社の泣きごとをさくだけで進まず、二日午前

B級は三日に最后回答　明日から無期スト

中小B級の賃金斗争は、六月二六日期限付回答を行ったがゼロ回答で、本日（二日）各支部とも最回答の回答をひらき最後の詰めをかけている。幡口では金田に六〇名の首切り新岡山には閉山を通告し賃金斗争と争田・鉱業・磯屋は四日から無期ストに入るが福口では中立組合との共斗もあるので四日五日は請問不絶ち七日以降無期スト突入を決定している。

岩屋に成人一〇円、保ゴ七円

磯屋分組は三日午后二時より回答をひらき次の会社案を拒否した。　七月以降成人男子一〇円、保護七円、一〜六月については組及病欠しない。

No. 190

情報

九州炭労

1958年7月4日

炭労大会第三日

活発な斗争批判と論議は小倉に集約

—組合員の斗争経験を盛りこむ—

（信）

日本経済は山場に

大会第三日は午前九時より開会された。先づ民同松下げ反対で斗っている福岡炭労組志免支部の代表田三の名より「志免炭鉱の松下げ反対斗争支援要請」のあいさつを行い、ついで炭労政治部長、阿部根、山本、大矢、大河原氏及び吉田弥郎の挨拶があった。このなかで「炭鉱重大災害が頻発している折、国会でこの防止対策のための積極的な活動をするよう推進している。また中央斗争について社労委員会より現地に行くことにしたい」旨の発表があった。

その後直ちに議事にもどり、賃斗至過報告に対する質疑応答を行い、引続いて批判書に対する意見及び討議に入り、今後の斗いを更に具体的に大衆のものとするために、活発な意見討議が展開された。これらの意見は明日の代表者会でまとめ、大会に答申することとなった。小委員会の構成は、中軍（三、九州）と（大手各一及び九州斗二、中小一）、北海道一名、衛盤、山は各三名で構成される。大会で出された意見を要約すると次の通りである。

一、自己批判の態度について

1、この批判書は行動方針の基礎となるものだ。学習書となるよう例えば行動斗争などについてもよく解明せよ。

2、自己批判は今後の斗争の出発点であり、過去の斗争の誤い誤りではない。絶対的な自己批判は意味がない。支部内中斗もあらゆる矢面をさらけ出せ。

3、賃斗批判は私鉄の妥結を前と後に続いて評価されるべきである。

4、組織をまもるという観点をもっと強く出せ。

5、一般上級大三ストの「反省は自己批判を至て」と訂正せよ。

6、三員下院「敗斗性」の問題をあらためよ。

7、六項下院「ところ題大」の表現は不適当。

8、「重点ストの効果が挙ったとする評価は一見盛しかけつたしという評価と矛盾している。

9、一九員下院「闘争会に指示されたしというだけでは不充分、もっと具体的に指導せよ。

10、三三員下院「合理化は必ず来るという指摘もけでよい。「武力を使して云々は不用。

11、三四員今後の問題について「適切な指導」ということは無内容。

二、運動の体勢について

1、状勢分析に誤りはなかった。統計の中で良く斗った。ストの効果は上りつつあった。成力は強っていた、ということでは何故二千円承れなかったかという疑問には答えられない。総評国鉄闘争をうって闘争斗争として構えていたのに対して、こちらは至高斗争としての構えしかとらなかったところに問題があったのではないか。私鉄妥結以後、春斗相場千円ということになり二千円要求が出ずにすんだことは絶記されるべきだ。

2、敵に脅威を与えたかを考えると、試判書ほど大きなはめの方は当らない。組合員が斗争でたくましく成長しなかったのか、このような高まりを見せるように指導したか、ある支部では斗争は中央交渉、山元でツルシ上げをやっても意味がないというてサボっていた。これはオルタの指導と教宣の不徹底だ。

3、「不況下の斗争」ということが、大胆に打出せなかったという点、ここに重大な迷妄上の問題がある。その点を中斗及び山元まで合めて率直に解明せよ。

三、至過について

1、解雇撤廃が前回の八〇%から八七%とアップしたが撤廃的に評価せよ。

2、青年層のたくましい成長について評価せよ。青年と組合の結束を託すべきものだ。

四、批判

(1) 斗争指標について

1、幹部のランク指標について、なぜ半年も延期されたか、誤謬にあきらかにせよ。

2、企業連の動き殺おかしいという噂が流れた。企業連のよかつた点、悪かつた点をハッキリ出せ。

3、ストに突入支部に対するオルタ支援をどうしてもっとやらなかったか。

4、組織拡大の反撃は同一労働同一賃金の観点からして重要であった。

5、敵より九一日長くというなら一日早く妥協した。これ以前の条件とも関連がある。解雇者を含んだ中斗の意義をもっとわかり易くいってくれ。

6、連盟より一日早く解雇撤廃の原則表明をした。理由を明らかにせよ。

7、なぜ一社を全部ストに入れず中途半端な入れ方をしたか。

(2) 転場斗争について

1、転場斗争と統一斗争との関連を明らかにせよ。転場斗争と統一斗争との関係を明らかにせよ。転場斗争が統一斗争の補足的は意義しか与えられないのでは転場斗争の真の発展は望めない。（つづく）

2、スト敗北入支部の職場斗争をもっと計画的に指導すべきであった。

3、生産性向上運動に反対しているにも拘らず、石炭はどんゝ出ている。生産の指導部を握る斗い、とおいう職場斗争をもっと活発に行うべきであった。

4、五千三百万トン対策を打出しておけば、山元ではよく斗われていなかったのではないか。これは職場斗争との関連がある。職場斗争を真剣に取り組むよう方針を出せ。

5、職斗こそ斗争の主体になるものだが、組織的にやられなかった。その原因を明らかにせよ。

6、今春の斗争の成果は各社団の賃金格差が明らかになったことだ。何故今までこの点が明確にされず、職場斗争を横に広げるよう指導がなかったのか。

(3) 炭鉱斗争について

1、炭鉱のスケジュール斗争の中で、われ〳〵が成功させるを問題かつにことに、山元では大きな不安をもっている。

2、炭鉱は低賃金で過重労、疲労困憊となったスケジュール斗争を脱皮して、いかにして同じ方向に向う国民戦線の中で統一斗争を組んで行くか、この点炭鉱大会で明らかにせねばならぬ。

3、炭鉱ストロック斗争は大事業だけの共斗だけに終った。日産、家内労働者を含めての統一要求の中でどう斗うかを打出すべきだ。

4、炭鉱の炭鉱ストロックは力がなかった。大きく前進した力とは評価できない。炭鉱の低賃金を克服せよ。

(4) 戦術について

1、戦力を減ずるということだけで妥協するのは問題がある。

2、三池としては事務ストに入れなかったことを不満としている。炭鉱ストロックが盛り上らなかったのは、これも一つの理由だと思う。事務ストの勝の効果を中斗がもっとよく判断すべきである。

3、スト敗北入支部はカンパを引去られたという実感しかもっていない。しかも連帯感から感謝の質問があったことは、われわれ自身反省している。敗北入支部においては組織的なる戦術としてではなく、階級的な斗争として原安費法斗争を組織して行くべきであった。

(5) 教宣活動について

1、賃上げの成果は理論的には生産過程に求められるべきであって、直接過程にこれを求めるべきでない。今次賃斗中における教宣活動はこの点誤りをおかしていた。これは指導部の階級的な思想の弱さにもとずいている。

2、そろばん勘定からする不満に対する教宣が不徹底であった。

3、今次民労賃金斗争の意義、計画を批評は下部に対して充分理解させていなかった。批評に対してこれを理解させるとの成功の努力が不充分ではなかったか。

4、今次ストは私欲のために打つたという気持が下部に強い。宣伝もまだ事務ストと以降の効果だけを次ストに示されていない。

(6) 階級政党との関係

1、階級政党との結合は極めて不完全であった。職場、地域の中の話し合いは果していかに行われたか。なれ合い解散などやつた社会党に対する批判は高まっている。

(7) 権利の問題

1、権利の問題は日教組、全逓等の問題だけではない。会社の政策をまもる武器はないという立場を徹底させ、その思想的切磋一の上にたつてスト展開法を八幡迄して行くこと。また会社の組合費引去り拒否に対する斗いを組合活動の自由をまもる問題として、取上げて行くべきであった。

(8) その他

1、六三ストは当時、四、五千円だつた斗争資金が今は一万八千円になっている。民間の事態でしか使わないということが大事なのではないか。斗争資金を自すのは問題である。山元の行動が不均等だ。支部によっては内払の積入金があつたようだが、これは階級上の不満を示すものである。この点今直は自己批判を出せ。

2、各級幹部は組合費と密着していない。これを改善して行かねばスケジュール斗争の矛盾を克服出来ない。

3、職組に対し五、六月で片付けず、もっと親切な指導方針を示せ。

4、オルタは中央至過の報告だけではなく山元の現実の状況を把握せよ。例えば斗争資金がいくらで斗争中にどんな問題が起っていたかを掴むようにせよ。

5、事務ストを決定するまで中斗では苦労したと思う。前事のことも考えるので大会で決めよ。

以上

中興斗争の進め方について

中興斗争について、九州炭労より中央執行委員会に提案、七月一日本部職について執行委員会で討議、二日大会続行後の執行委員会で次の試案を確認、三日大会で代議員に試案を配布した。配布試案は次の通りである。

中興支部企反斗争方針に関する件

五月七日早朝一〇時四〇分頃、江口坑二部五方私に作業していた探炭夫三八名が、突如として出水した蛍光に巻き込まれ三八名中、わずかに九名が脱出したのみで二九名の行方が不明になるという重大災害が発生した。更に五月三〇日旧大炭坑で排水作業中四名が生埋めとなり二名が死亡、二名が重傷するという災害が起こした。九州炭労はこの重大な災害を重視し、現地に対策委を設置しての災害の原因究明、②今後の保安対策、③遺族者の救出対策、④遺家族救援対策等を中心として対策に当り、ひたすら人命救出の推進と平常採業の一日も早からんことを念願して対策に当ってきたが、会社はあくまでもこの災害に乗じうちをかけるごとく一方的に出山、首切りをもってわれ〳〵に対決をしてきた。このような資本側資本の反動的態度から、斗いの様相は必然的に企反闘争の反動的性格を帯びるに至った。

一、斗いの経過

鉱業所委員会（六月二三日）は九州地方本部よりの中央に もとずき炭労企反中斗対方五七号」をもって「中央支部企反斗争に関する取扱規程」を指令した。その後同地方本部並びに現地に設置された炭労中央対策委員会は、委譲された権限にもとずき事態の早期解決を行うべく最大の努力を図ったが、現迄なる中央資本は自らの保安サボに起因しておこった災害の責任を回避し、更に二九名の遺体収出をサボり、災害原因をいまだ公式に明らかにされない状態の中において、六月二一日一切の責任を炭労側者に転嫁するが如き所山と首切りを一方的に強行しわれ〳〵に挑戦してきた。

しかも憲法に保障された労働運動の正当な活動であるオルグ活動に対し、特に同一資本、単一組織にある高三山（福岡、嘉穂、鯛の鼻）の組合員に対する教宣活動を圧力をもって阻止し、あまつさえ、高三山の組合員を会社の一方的P・R・によって押え、暴力団を動員して組合活動と言論の自由を剥奪するが如き不法なる行為は、労働運動そのものに対する不当な支配介入であることは勿論のこと、組合運動に対する不正に基ずく暴力的行為であり、社会的に制裁されるべきであり、われ〳〵の断じて許せない行為である。

二、会社の意図は何か

1、三〇年一〇月大会以来、二年有半にわたって中興政策が一貫してとってきた対労働組合対策の基本は「炭労は敵視するな、しかしいうことはきくな」との意図を中心におき、完全なる懐柔体制（賃金制度～四〇％に近い業績手当と三年協定と、封建的労務政策、組合員にものを言わせない雰囲気を封じた労務政策）を確立、労働組合の代表を尊重に収めた支配懐柔体制を維持しようとする露骨のあらわれである。このため炭労のもとで事態解決を図ることを一切避け、炭労が来たらヤマが潰れたという彼等のP・R・に踊い事実をつくり、炭労と組合員の離反策をとろうとして、偽装閉山をもってわれ〳〵に対決を挑んできたことは明確である。このことは三〇年の休山、再開が事実をもって証明している。

2、そこで最大の組合員に対するわれ〳〵の教宣活動により誠実な組合員の良心の呼びを封じ、いためつけられた高三山の組合員の職場を強度におそれ、暴力団を導入し、一歩も上陸出来ない体制をとってある。このことは如何に高三山の組合員と炭労との連帯を恐れているかを証明するにあまりある。ここにも現実に資本側を企図せんとする全ての間柄をしることが出来る。

三、斗いの方針

前項で明らかにしたように、会社は従来の支配懐柔体制を維持せんとして強硬を通して、われ〳〵に資本攻撃を挑んで来ている。われ〳〵は会社の強硬を撃ち破り斗いの本質が単に労資双方の斗いのみでなく、さらに民主々義と労働者の基本権に直結する斗いとして確認する。

よって炭労は次の通り斗いを組織する。

斗争指標

1、二九名の遺体収出及び遺族救援の徹底

2、企業整備反対「偽装閉山」首切り撤回闘争

3、会社の封建的労務管理の打破

今後の斗いの進め方

1、中興労問題を炭労全体の組織斗争とする。

2、本部執行委員若干名を現地に派遣する。現地指導並びに斗争の推進にある。

3、斗争費及び組合員の生活費の一部として次期大会で賃金カンパを決定する。カンパ額は組合員一人当り五〇円を目途とする。

4、本部、各地方本部、支部は中央問題を炭労全体の斗争に課題させるため、組合員に活発に教宣活動を行う。

5、本部は次期大会までに斗争費及び生活費金の一部を融資する。

6、九州炭労は今下支部の実情を大量に動員して積極

的に斗争を推進する。

7、九州炭鉱労組協大会に九州炭鉱労組協に賛成カンパして組合費一人当り日額五〇円カンパし、全額請求する。

8、炭鉱成功展を中心として社会党に切替えを行なう。

期末手当斗争方針（第一号試案）決定

要求額 二六、〇〇〇円

会に際き炭鉱問題、中央炭鉱労働力問題の労働力行政機構確立、産業復興、総国家人民問題を積極的に追求し、政府の行政機構の改革を押つぶにし斗争を有利に発展させるよう国会対策にも全力を期する。

期末手当斗争方針は引続き年末賃金引上げ斗争を環境した。（要求は第一号試案として中央本部より各支部に送付しているので参照されたい）

提案に対して代議員より、①賃金について要求ストとしてのみ斗争するのか、②要求額について大斗争を終つたばかりのときであり、高額を強調プラス二、〇〇〇円としてはどうか、などという意見が出されたが、長時間の討議の結果、原案通りを要求として大会第二日目の斗争を終った。

斗争方針の要旨

先ず斗争委員会では行政機構から見て、期末手当の引下げ反対闘争をすることは出来ないから、たゞ斗争の全部をかけて一挙に反撃戦線をとつてくるであろう。われわれは斗争以上の力を結集して斗わねばならない。このためにも組合員の期末手当の性格を求めるものであるが、それ以外に今までセ、三〇〇円から三五〇〇円まで引し上げてきたわれわれの期末手当をも否定的反ひ。更つて組合員の感覚を含めて全員が共に戦をしなければならない。

○当面の斗争日程

大会終了後直ちに斗争を開始することとし、当面次の日程で斗争を進める。

七月七日　第一回中央斗争委員会

八日　要求書提出第十一回団交

一五日　中央行政官入手予定

○要求の考え方

要求の基本的考え方及びその実現の斗争方式など次期大会の行動方針対策に備えて具体的に討議するが、上期の要求はその通りとする。既年下期の要求額二、〇〇〇円に今次賃金引上げ額を考慮し、要求額を二六、〇〇〇円とする。但し中央交給は地方ブロック斗争委員会で検討する。長期期末手当は別途会計を立て中央斗争委員会で決定する。

○戦術その他

交渉方式、ブロック編成、中央斗争委員会、ブロック斗争委員会、交渉委員会との各項目については従前と同様の取扱いのものである。

斗争は原案ストとし、内容及び要求内容は斗争委員会で決定する。

期末手当要求書

昭和三十三年上期期末手当に関し、左記の通り要求する。

記

一、時期

(1) 昭和三十三年二月末在籍組合員（役員、組合専従者、夫婦雇員）一人当り平均三、〇〇〇円（税込み、但し勤労団体限度金は別）とする。

(2) 未復帰・昭和三十三年四月以降の入籍者、昭和三十三年九月一日以降転出三十三年三月末日までの退職者については別金額を支給する。

二、配分

各組合員に対して会社、組合間で協議決定する。

No. 192

情報

1958年 7月5日

九州炭労

炭労大会 第三日

桟構改革は小委員会で討議

合理化反対斗争・中労斗争・期末カンパ方針など決定：

大会第三日目は午前九時より開会、出井総評事務局長、中村全鉱事務局長より挨拶を受け、先ず昨日提出された「重点ストカンパ方針」を討議、今次斗争カンパはこの方針を適用するなど、次期大会で更に討議決定する。「期末カンパ」、「桟構改革」については原案通り決定、「合理化反対斗争推進」については直面の出炭問題に対する斗いとして運動、次期大会で更に具体的な討議を行う。「平和斗争費」「中労斗争」は原案通り決定、さらに企画広報部設置として現行規程参議の公募を決定して一二時半大会議を終了し、午後三時より「賃斗白紙撤回」「桟構改革」小委員会をとれぐ炭労本部で開いた。この結果は明日の大会に報告する。

更に労働者の連帯を強めよう

～岩井総評事務局長～

岩井事務局長は大労災のさら なる後援を大会で述べた。「炭労に見分カンパが出来なかったことを率直にわび る。おれぐ は労働者の連帯強化がいろく 理由はあるにしても、これがハバまれて充分でないことを知らなければならない。あいつの斗いは俺の斗のだという連帯意識が必要である。今度の斗争を通じて職場文化の芽がわから賃金の実態、職場の実態を方々に知ったことは、一つの成果である。これらの中から更に連帯感が強まるであろう」

また総川後指導より大会に対する要請文が出され、議長より発表され満場一致で確認した。要旨は「七月五日より八日にわたり第一次現地調査があり、更に二六日、二七日第二次現地調査があるので大会代議員の協力を願いたい」

重点ストカンパ方針

「についての提案要旨」

重点ストカンパ方針について基本的な考え方を本大会で決定、順次的な補償方針とするため次の考え方が提案された。

一、補償はスト期間の賃金減収及び斗争費としてその他に何物もないこと。―賃金の他にスト明け後の補償、福利厚生費等が考えられるが、スト明け後の補償は各会社内部として処理されるべきものである。福利厚生費等に補償が及ぶと賃金体系という問題が絡むため補償が難しくなる。―勿論その他ストによって消費組織の補償を賃金としたことで補償するという考え方である。

二、補償は実質賃金とした。理想論と現実担当側は賃金と不就業という差があるので基本的には平均賃金であるやさであろうが、現在まで慣行として実質賃金を平均賃金に修正すると混乱を生じ、場合によっては重スト実行を困難にすると判断出来る。

但し公休日出勤賃金と不就業の大部分を占める年次有給休暇平均は、実質賃金の算定に当り除くこととする。

三、炭鉱賃金の基礎補償は行わない。深夜要員の差額補償は実質賃金を会社に補償させる立場をとるべきだという理由に立脚して、その差額補償は行わない。

3、ストが日の途中で終了した場合はその取扱方法で補償する。

4、斗争費の補償額はその都度中央斗争委員会で決定する。

人員

1、カンパ負担人員はスト実行日の一日現在々籍組合員数とし、その後カンパ計算までの異動は原則として取扱わない。

2、カンパ負担人員はスト実行日の一日現在々籍組合員数とし、その後カンパ計算までの異動は原則として取扱わない。

賃金

1、補償はスト期日のストによる組合員の賃金減収及び支部斗争費とし、その他には及ぼさない。

2、賃金減収に対する補償は次の通りとし、計算時における賃金減収証明するものに限る。

イ、前三ケ月間の実質賃金（公休出勤賃金、不就業手当を除く）但しストその他で不満者は日は除く。

ロ、出炭にリンクする月極め手当は前三ケ月間の実績平均額に対する減収額、但しスト実行日は推定計算とする。

ハ、福利厚生費その他賃金外諸手当スト明け後の賃金減収については補償は行わない。

ニ、スト不参加組合については、ストの影響によって賃金の減収がある場合は（例、職組の基準外賃金、光炭の制度）イ～ロによる金額とする。日の実績の差額を補償する。

ホ、保安要員については、その

[illegible]

[illegible]

カンパ方針の基本的争点
決定は次期大会で討議

問題の主なもの

◇ 斗争の高揚期に於ける様な場合に於ける場合、斗争資金の問題は決定的な意味を持つ。

◇ 資金の問題は、[illegible]

◇ 現在の斗争の問題点の[illegible]

◇ 現在の斗争の問題点の[illegible]

◇ 現在の斗争の問題点の[illegible]

◇ 現在の斗争の問題点の[illegible]

◇ 全国的[illegible]

◇ 斗争の長期、[illegible]

◇ 現在の[illegible]

◇ 金銭的[illegible]

◇ 当面は[illegible]

◇ 現在の[illegible]

◇ 現在の[illegible]

◇ 現在の

7、機械化やオートマカとについて反対闘争に結合しない

8、臨時工、組夫、系列中小炭鉱の問題については緊急的に共斗を組み、斗争指導支援を行う。

9、中小炭鉱の安定化を図るために労働者政策の樹立について努力する。

斗争の規模

1、本年度は各職員の全体斗争を組織するものとし、どの指導部に他産本別との連ケイ強化は中央企業整備及対斗争委員会が当る。

2、斗争推進のために強力な指令权、統制权は大会にあいて決定する。

3、斗争の指導運営では要求項目（中央本部を含む）は各部に参加する。その他必要な事項は中央企反斗争委員会で決定する。

合理化反対斗争方針決定

―次期大会で更に検討を加える―

以上の提案に対して活発な質疑討論が行われた結果、基本的な問題、更に具体的な問題等については行動方針の中で次期大会に具体的な提案を行うことにし、当面する出炭増制問題について対決していくことを万場一致決定した。

主な質疑・意見

◇ 出炭制限の反対をなぜしなければならないか、国民的立場で協合的な石炭政策をわれわれ組合でたてるべきでないか。

◇ 時間短縮の斗いは到達する過程の具体的な方針が出されなければ問題がある。

◇ 常に一斗有は努力するというのは弱い・あくまで統一斗争を前提として斗いを進めて行くべきである。

◇ 組織夫、臨夫の問題は共斗するというだけでなくこれを環境的に本質的に解決させる斗いを盛むべきである。

執行部はこれに対し

◇ 一時間短縮の問題は会社の態度を分析し具体的な指示、指令をしたい。従って職体に対した指令指示を出元ムラの要請によって中斗は出したい。

◇ 中小炭鉱問題、臨夫、組夫等の基本的な問題については次期大会の行動方針の中で明らかにしたい。

さらに長計検討を守る斗いを中心としたに前提に立ってこの斗いを進めて行きたい。

◇ 会社の意志によって、不況だから減産という形での出山には問題がある。このような事態を会社に起させない体制をとる必要がある。具体的な指令指示は支部の実体を充分考慮し、画一的でなく実体に即したもので斗いを組んで行きたい。

また決議の実践に際して次のような緊急、提案が出た。

1、七、八月に炭労だけでなく全産業の規模問題、あるいは生産制度の問題として闘争の場で斗いを組織する必要がある。

2、中小の休山の大きな視点として、鉱区の問題、炭価の問題等があるが、これらの問題を推進する対策をたてる必要がある。

相つぐ災害に抗議を決定

甲斐、三井砂川、本吉田炭鉱と災害が相ついで起っている。また各支部でも直系災害が増加しているので、これらの保安サボに対し鉱業局、会社に保安オー主義を確立せよという抗議文を出すことを決定した。

この抗議文は七月七日炭労政治局長、各地方本部より一名、炭労委三名、甲斐より二名の抗議団を構成して、労働大臣、通産大臣、衆参両院議長、石炭協会会長、石炭鉱業連合会会長、石炭各社々長に手交する。なお九州鉱業連盟、北海道鉱業連盟、東部連盟、西部連盟にも抗議文を出す。

平和斗争カンパ九〇円決定

平和斗争カンパは四月に各地方本部地方委員会で徴収して一応の了解を得ていたが、本大会で正式に上提され、組合員一人当り九〇円の決定された。なお納入は七月より一二月までの分割払いとする。具体的な収支決算については次期の大会で提案する。

中央斗争方針及び参議試公認候補決定……

来春行われる参議院選挙について全国候補として選挙試験の阿部順氏を炭労公認候補とすることを決定した。また中央企反斗争の進め方について提案（調査一九の男爵）満場一致決定をみた。

なお中央に対する抗議電、組合に対する激励電を発することを付せ決定した。

更に北海道より「北海道地方産業共闘設立」について緊急動議が出され、万場一致支援を決定した。

以上

No. 193

情報

九州炭労

1958年7月6日

炭労第二〇回定期大会終る！

新執行部を構成・直ちに期末斗争に入る

大会第四日目午前一〇時より開会され、入江委員長の挨拶に続いて、規約改正小委員会の報告があり、直ちに休憩に入った。

休憩後再び大会は午後二時より再開され、小委員長には住友鉱業の大森代議員が選出された。

昨日中央の議論を要約すると、(1)中執の員数は三名とする。(2)執行部は次の通りとする。委員長一、副委員長二、事務局長一、事務局次長二、常任書記長一

（企画部）（宣伝部）（組織部）（総務部）（教育部）（厚生部）（組織対策部）（婦人部）（青年部）（文化部）（会計部）（総務部）（財政部）（組織部）（教育部）（厚生部）（組織対策部）（婦人部）（青年部）（文化部）（会計部）

（総務部）（財政部）（組織対策部）（教育部）（厚生部）（婦人部）（青年部）（文化部）（会計部）

（委員長）（副委員長）（事務局長）（事務局次長）

対策の基礎

◇ 今次闘争の基礎となる新しい対策の確立が特徴として、第一に、組織内の斗争業務のためであり、組織対策部の設置及び、企業連絡委員会の強化が特徴として強化される。

◇ 政治闘争綱領を新設する。以前は、地域闘争の支援は政治闘争綱領に含まれていたが、今度は独立した。

◇ 炭労の情報連絡部は廃止し、教育宣伝部の業務分掌とする。

◇ 中小対策部を廃止し、業務は組織対策部に分掌する。この組織対策部は今次改革の特徴を五名配置し、炭鉱職組の強化、組織の拡大、全炭協中立組合の組織対策及び日鉱協動を通じ有機的な活動を行う。

◇ 事務局次長の増員は行わない。

賃斗批判書小委

賃斗批判書に対する小委員は四日午後二時より機構改革小委員会と併行して、委員長に大平洋炭の白鳥代議員選出、原案を審議を進めた。

大会で出された意見の大部分をとり入れて修正を行ったが、特賞問題を主点とする賃上げ闘争ということが大幅部分に打出されなかったことが、休憩をつくるまで問題があった。また組織対策強化、斗争組織が二〇〇〇円ということになり、二〇〇〇円の要求はつよく出されました。」ということを挿入した。

スト権・規約改正投票

引続き明末年度斗争・規約改正について投票を行った。この結果は次の通りであり、大会が討議が斗いに対応

機構改革大巾に修正

前日、機構改革人委員会は四日午後二時より再開され、小委員長には住友鉱業の大森代議員が選出された。昨日中央の議論を要約すると、(1)中執の員数は三名とする。(2)執行部は次の通りとする。委員長一、副委員長二、事務局長一、事務局次長二、常任書記長一

（総務部）（財政部）（組織対策部）（教育部）（厚生部）（婦人部）（青年部）（文化部）（会計部）

（総務部）（財政部）（組織対策部）（教育部）（厚生部）（婦人部）（青年部）（文化部）（会計部）

（委員長）（副委員長）（事務局長）（事務局次長）

前日、機構改革人委員会は四日午後二時より再開され、小委員長には住友鉱業の大森代議員が選出された。昨日中央の議論を要約すると、(1)中執の員数は三名とする。(2)執行部は次の通りとする。委員長一、副委員長二、事務局長一、事務局次長二、常任書記長一

◇ 期末手当斗争

賛成　一七七
反対　〇
無効　二

総投票数　一七七
賛成　一四七
反対　一六
無効　一二
白紙　二

◇ 規約改正

賛成　一七七
反対　〇
無効　二

新執行部の投票

新執行部の改選結果は次の通りで、役員中央執行委員が構成された。

委員長（住友鉱業田川）一六一　一七
副委員長（三井三池）一五八　三〇
〃　（三井三池）一五六　二二
〃　（三井三池）一四九　二九
事務局長（三井三池）一五二　二六
事務局次長（三井鹿島）一四八　三〇
〃　（三井鹿島）一六二　一六
〃　（三井鹿島）一五五　二三
〃　（三井鹿島）一五四　二四
〃　（三井鹿島）一五六　二二
〃　（三井鹿島）一五〇　二八
〃　（三井鹿島）一四九　二九
〃　（三井鹿島）一四九　二九
〃　（三井鹿島）一五七　二一
〃　（三井鹿島）一五三　二五
〃　（三井鹿島）一五四　二四
〃　（三井鹿島）一五〇　二八
〃　（三井鹿島）一四九　二九
〃　（三井鹿島）一五〇　二八
〃　（三井鹿島）一四九　二九
〃　（三井鹿島）一五七　二一
〃　（三井鹿島）一五三　二五
〃　（三井鹿島）一五四　二四
〃　（三井鹿島）一五六　二二
〃　（三井鹿島）一五〇　二八
〃　（三井鹿島）一四九　二九
〃　（三井鹿島）一五〇　二八
〃　（三井鹿島）一五〇　二八
〃　（三井鹿島）一五〇　二八

の斗いで組合員下部の批判があり、混乱することを期待しようだが、結局的にということはなく、云いたいことを話して立派な元のとおしに。甲建闘争斗争に入る記・天して生易しいものではない。果は国鉄を除の闘争・公務員諸友対斗争を斗い抜く。

大会に出席して

山崎しに一代議員と傍聴者の大会印象を求めたのもこの趣旨を求めに。

前向きに論議は進んだ…

支部階級の別で用意した設置に対し、春斗を斗ってきた成労のもっているいろいろの欠陥が、山元、転場の情事者から、明瞭に強く提起されたと思う。斗争の中人な彼でもあるが、可成り前田氏発言がされた。現在の客観状勢から今後の斗争に果に困難を加えると予想されているだけ、執行部にならべくてのような問題を出しておいてもらおうという感覚があつたので、議論は前向きに行われた。しかしながら提起された問題も直観的なものが多かつた。例えば現在の客観状勢の特徴はなにか、闘争の成績のポイントが明らかにされわれ〳〵はどうしたらよいか、どのような体制をとって行くべきかというような基本的な面では議論が成熟せずに終つて感覚がぼけた。

大会は前進した（代議員）

前後日にわたる超長期斗争を通して開かれた大会を家族は、斗いの長期化に伴う財政の資金ガンバに比較し、少額な金結論から下部の批判が続出し、大会が混乱することを期待したであろうが、大会は彼等の予期に反して立派な成果を挙げた。出ちゃロバンで物を云う安易感もなければ悪性癖もなく、かといって民組議もなく、たん〳〵として強い斗いの批判が率直に語られ、単に中斗の批判を糾弾するしないということでなく討議を深め、名実共に成労二〇万の自己批判としたことは評価されてよい。

特に「斗いの大衆性と階級性が欠けていたしと云う意見を率直に中央はよく批判して今后の指導に当つてくれらいたい」又「職場〳〵で仲間にもの討議が深められ、次の斗いへの発展の基礎となることを期待する。

次期大会に期待する

時的なおいかをすれば、現在の経済危機及びその上に発展している政治的危機の予感が、どのような形で労働者階級に影響をもつているのかということは、結局明らかにされなかつた。更に今後深まる不況や、経済悪化の中で闘争日程が進行している不況下の合理化の問題については、結局、言葉だけに終つた。言わば具体的な方策が大衆の前で明らかにすることにはならなかつた。

これらの問題を、八月末から九月上旬に予定されている大会でさらに討議させるため、各山元で十分討議を進めてもらいたい。

1958年
7月7日

筑紫報

No. 194

九州炭労

筑紫：六日に成人三〇円保ゴ三七円で妥結！

B級のその他はスト続行…

中小Cクラスは、中労共解決後引つゞき、直ちに交渉に入ったが、資本側自ら の以外なボ制C、傾斜の勝者決みとおしがつかず、四日からの無期スト は保気として続けられている。従って九日までは、この勝者決意を打開するため、まず該業を突破口にさめ、これに力を集中することにして、五日の午後一一時三〇分より田交を面接し一一時四〇分了解点に達したため、六日零時三〇分ストライキを解除した。

×××××××

筑紫を最低に追い込み

五日の午前中、九州炭労の幹部会は、飯塚市で会合をもち、B級の勝者状態を打開する方策について検討を行った結果、該業をBクラスの最低としてこれを早急に解決せしめ他支部はこれを上回る線で交渉に臨むことになり、該業が決さのような内容で妥結したことは他の業種に刺激えいきょうをあたえるものと思う。

該業は以上の決定にもとずき、五日の午後一一時三〇分より一一時四〇分まで交渉をもち、交渉団は了解点に達し、六日の零時三〇分ストを解除した。なお、その他の細部要求については、七日に交渉を行うことになっている。

妥結内容

七月以降

成人男子　三〇円　保護　二七円

一、六月については基年内は日計算、基準外は日計算。

山岳地帯も成人三〇円で妥結

九州炭労中小部　九州炭労中小部は北海道地区より帰入れて七月一日に制度付回答を受領し七月二日以来二日の間にかけて回交をもつたが、次のような回答で団交に帰らず、ストロック斗争のスケジュールを実力行使に入ることになった。

回答内容

高萩〜二一円
宝田〜七円
横尾〜三円
住友豊原　三〇〇円
（時金四〇〇円）

上山田〜坑内一〇円　坑外五円
スケジュール
七月三日四日　四八時間スト
七月七日以降　無期スト
北海道の上村労組は、六月二九日、七月以降二五円一時金一五〇〇円、基準外要求べり、要求手当、一車につき五円の條件で妥結した。

山口の中小スケジュールを決定

七月三日午後三時までの期限付回答をもとめていた山口地方も、満足な回答がえられず、山口地方中小ブロック斗争は、四日の午前中次のような斗争スケジュールを決定した。

三段戦術（平原、北田）〜第一波七月九日、一〇日
四八時間スト、第二波一二日以降無期スト
古谷戦術（津田、美豊）〜第一波一〇日一四時間スト、第二波一三日より七二時間スト、第三波以降は波状に決定

常盤の中小もストに突入！

北海道上村労二五円で終る

常盤地方中小部　九州炭労中小部は北海道地区より帰入れて七月一日に制度付回答を受領し七月二日以来二日の間にかけて回交をもつたが、次のような回答で団交に帰らず、ストロック斗争のスケジュールを実力行使に入ることになった。

回答内容

住友豊原　三〇〇円
（時金四〇〇円）
高萩〜二一円
宝田〜七円
横尾〜三円

山岳地帯も成人三〇円で妥結

九州炭労中小部　九州炭労中小部は北海道地区より帰入れて七月一日に制度付回答を受領し七月二日以来二日の間にかけて回交をもつたが、次のような回答で団交に帰らず、ストロック斗争のスケジュールを実力行使に入ることになった。

回答内容

住友豊原　三〇〇円
（時金四〇〇円）
高萩〜二一円
宝田〜七円
横尾〜三円

伊岐須も成人三〇円で七日に解決

新山野は三円五〇銭、標作一〇%引上提示

伊岐須　炭労田さん六日の午後から代表折衝をつゞけた次の内容で七日午前五時一〇分に妥結した。

伊岐須と同様の後年田も伊岐須同様の線で解決した。

妥結内容

七月以降

成人男子　三〇円　保護　二七円

一、六月については遡及計算する。

別に一〇万円と二〇万円を一時金として妥結する。

〔幅口〕七日午前一時三〇分から回交に入り、組合側は賃金交渉中に於いて、金時及び前回山の企業整備の会社提案に対する抵抗を行って、賃金に関する交渉に入った。組合より線を上げるのかどうかと追求したところ、会社側は下げることもある、下がることもある旨、と、言いにならず、線の提示をせまったところ、午前二時会社側は別室会議に入り午前二時三〇分から三時四五分交渉を再開したが、会社側線上げの意志のないことがわかり決裂した。次の交渉は会社側から申入れがあるまで交渉はもたれない。

うらへ↓

〔新山野〕新山野は六日夜から七日の朝にかけて交渉を行い次のような会社提案があった。

七月以降　成人男子　三〇円　保護（八〇％）

一～六月については週及精算、基準外は提案通り

組合はこれを拒否し、さらに交渉をつづけた結果

成人三〇円、保護三七円、一～六月週及精算

別に一方二円五〇銭を一ケ年分一時金として支給

標作一〇％引上げ（標作は山元で検討したい）と

修正提案がなされ、賃作引上げでひっかゝっている。

組合は、七日午後一時まで妥協を問らさ検討することになっている。

1958年 7月7日

期末手当の完全獲得！ 第二号

中斗〈指令を発す！

大会と組織決定を傾倒し上廻々期末手当斗争について、第一回中央斗争委員会と、決算委員会にあっても、月七日午後一時より開催した。中斗では次の通りの一号指令（期末手当斗争推進に関する指令）第二号（中小ブロックに対する攻勢要綱の指令）第三号（期末手当資金カンパに関する指令）

期末斗争推進指令

—中斗発第一号—

第二回中央斗争委員会（七・七）では第二回定期大会の期末手当斗争推進の基本方針にもとずき具体的斗争推進について次の通り決定した。よって各地方本部、支部及び賃金利益部門にもとずき斗争を推進するよう指令する。

記

一、斗いの方針

春闘賃上げ斗争は石炭資本が日本経済を行詰まらせて、労働組合の破壊、低賃金の半植民化という厳しい攻撃と、われわれ〈は対決して百余日に亘る長期の斗いとなった。この間更に炭鉱ストライキを経ることに成功〈よって殆うの勝利を得ることに成功〈アカハタ一万部突破の販売アンケンによって強化上げ、ようやくほぼ目的を果し得た。石炭資本は現在に於ける本格的値上げ斗争の一方的性格による企業整備を強人でくるであろう。とは大会でも明らかにした。そして今日われ〈は厳しい労資の対決の場で迎た期末手当獲得のための斗争を組織する。石炭資本は不況を理由民期末手当の切り下げを主張するであろう。従って われ〈の期末手当の獲得をきわめるであろう。だが斗い抜く以外にわれ〈の労働条件の確保向上はあり得ない。

以上の特徴にたって中斗は統一斗争を組織する。組合費の厳しい斗争継続と各支部斗争体制の確立を基盤に要求獲得のため不退転の決意で今次期末手当斗争を推進する。

二、斗争推進のため次の諸問題を設置する

(一) 中央斗争委員会

1. 役員〈斗争諸務を運営し斗争を指導するため一切の指令権、交渉権、弁償権を有する。
2. 構成〈中央執行委員会員、大牟一四社労本部代表各一名、地方本部代表各一名の委員をもって構成する。
3. 中斗運営〈中央斗争委員会の運営は別紙「中斗委員会運営要綱」による

(二) 政策委員会

1. 任務〈斗争戦術の企画立案及び中央斗争委員会から次の問題まで斗争要綱を提起する。

No. 195

九州炭労

問題における本質より切りの為めには、労働者の一方的性格による企業整備を強人でくるであろう。とは大会でも明らかにした。そして今日われ〈は厳しい労資の対決の場で迎た期末手当獲得のための斗争を組織する。石炭資本は不況を理由民期末手当の切り下げを主張するであろう。従って われ〈の期末手当の獲得をきわめるであろう。だが斗い抜く以外にわれ〈の労働条件の確保向上はあり得ない。

以上の特徴にたって中斗は統一斗争を組織する。組合費の厳しい斗争継続と各支部斗争体制の確立を基盤に要求獲得のため不退転の決意で今次期末手当斗争を推進する。

二、斗争推進のため次の諸問題を設置する

(一) 中央斗争委員会

1. 役員〈斗争諸務を運営し斗争を指導するため一切の指令権、交渉権、弁償権を有する。
2. 構成〈中央執行委員会員、大牟一四社労本部代表各一名、地方本部代表各一名の委員をもって構成する。
3. 中斗運営〈中央斗争委員会の運営は別紙「中斗委員会運営要綱」による

(二) 政策委員会

1. 任務〈斗争戦術の企画立案及び中央斗争委員会から次の問題まで斗争要綱を提起する。

三、交渉方式及び交渉委員

(一) 交渉方式は貴方に対する社交形とする。調印は中央執行委員長とする。

ウラニ

大牟田、大浜、三池、三川、山野、芦屋、田川、筑豊、大平洋、明治、太平洋、日鉄、三菱、住友、古河、日本、三井、北炭、九州、日鉄、三菱、住友、古河、日本、三井、北炭、九州、日鉄、三菱、住友、古河、日本、三井、北炭、九州

(二) 八幡スロツクの交渉委員は中央委員及び各産業別組織交渉委員、中央委員選出された者等とする。

(三) 右日本スロツク交渉委員は、組織中央及び適時協議しに三役、地本委員、産業別選出交渉委員へスロツクで確認された委員）をもつてする社交渉団を編成し交渉委員長はスロツク斗争委員会に於て決定する。

(四) 大手八社の直接交渉責任中心は次の通りとする。三井〜岡、東工、三菱〜浮田、佐々木、北條〜野口、水下、吉可〜野宮、飛田〜浜、伊次〜白賀、課山、福谷〜岡、石橋、鈴村〜吉賀、相沢、土屋、太平洋〜野口、住友

（注）原委員長は重要斗争及入支部の斗争指導を行う。

四、斗争日程

七月七日　第一回中央斗争委員会

八月　第一回産業別共交渉方針確認並びに要求提出

十日　第二回産業別交渉

十三日　第三回産業別交渉（期限付回答要求）

十四日　期限付回答受領日、職場決定

十六日　以降各支部は総力行使に突入出来る斗争体制を確立する。

五、斗争戦術

(一) 戦術は重点ストライキ、数社又は一社々内重点ストライキとする。

(二) 重点ストライキ突入支部は、政府委員会において別途決定する。この場合

（イ）ただ入支部、ロ、交通関係は絶縁をとらない。

（ハ）つて各支部は絶対に組織交渉、職場大会、十二時ストライキ、ついては後述決定を行え。

六、斗争積立金

期末手当斗争推進のための組合員一人当り一千円の積立を行う。（具体的徴収の方法は別途指示する）

七、未加盟組合との共斗

(一) 未加盟労組とは今次斗争について九項末通りの共斗を申入れる。共斗の具体的方法は其状況を通じて行う。

(二) 産業別については中央職員部を通じて共斗を申入れを行い、その実現に努力する。

(三) 日映動員労組及び日映共闘労組、伊王島労組については九州地方本部、日映三関労組を通じて協力共斗実現に努力する。

八、中小スロツクの斗争

(一) 中小スロツクについては各地方本部は、第二の四大会の実現をもとすべき、スロツクの結成、交渉方式の決定を行い斗争を推進する。

(二) 要求については一回社要求提出とし、各スロツクにおいて決定する。　但し四地方の調整は政府委員会が行う。

(三) 中小スロツクの斗争推進のための大会において、中央斗争委員会に諮問して三役を各スロツク斗争委員会に派遣する。政府委員会は民間労組関係における各地方の協議

立完了期日までに第二、三項の期内に方針を割せ。

五、物資斗争のカンパ広報宣伝費を超える場合は、連帯カンパを行う。その方法は別に指示する。

六、補償については第二の四大会決定の方針に準じ小さく実施する。

中小スロツク権限を

―中斗発第三号

中央八社、西日本スロツクは期末手当要求獲得のための第一可能会社に小さき斗争推進を決定した。中央支部の決定に基づ組織させる必要を認め第一回中斗（七七）は左記により中央に集約されれば権限を地方スロツク斗争委員会に移譲することを決定した。よつて左記の通り指令する。

記

一　中小支部の期末手当斗争に関する中央斗争委員会に委任された指令権、要求権を地方スロツク斗争委員会に移譲する。

二、地方スロツクは政府の全体斗争の一環として実施し、それ以限に出しとき大手の斗争に準じ斗争を組織せ。

三、支部の中央八社は企業別、日映共闘関係は絶縁をとらない。

四、積立金は期末手当斗争に関する中央斗争委員会に委任された者等とする。

五、物資斗争のカンパ広報宣伝費を超える場合は、連帯カンパを行う。その方法は別に指示する。

六、補償については第二の四大会決定の方針に準じ小さく実施する。

期末手当斗争資金

―中斗発第三号―

期末手当斗争に対し第一回中斗（七七）は期末手当要求獲得のための重点ストライキ及び到来斗争における重点有ストライキを決定した。ついては、この場合の各方針に関する財政資金として左記の通り資金徴収をなすよう決定したよつて右指令する。

記

一、積立額　組合員一人当り一千円

二、積立方法　各支部は早入する労働金庫に各支部名義で積立を行い、積立金庫明書及び斗争指令によりいつでも払出しすることの確約書（又は支部印）を添付して中央八社は企業毎を通じ、その他は支部単位に中央本部に出せ。

三、支部の事情により積立期日までに実施出来ない場合は、支部として支給される期末手当より一部繰延するこの繰延状況と責任者を通知せよ。

四、積立完了日、七月三一日資金確保の方法を期するために中央八社は企業連、その他は各スロツク毎に責